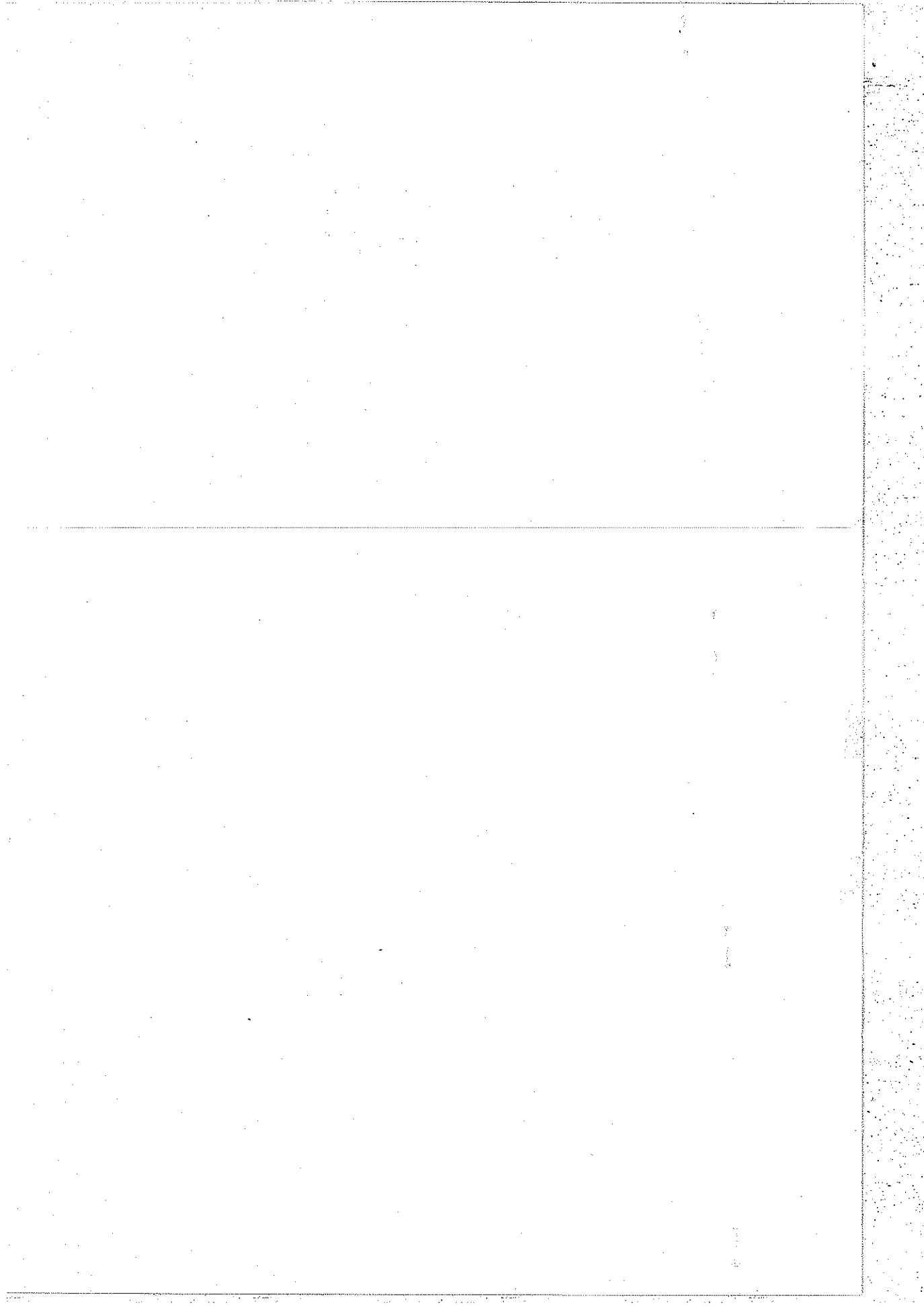


昭和59年3月5日開会
昭和59年3月23日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 21 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和59年3月5日(月曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁	
○ 議事説明員・その他	2頁	
○ 議事日程	3頁	
○ 開会宣告(午前10時00分)	4頁	
○ 市長開会あいさつ	4頁	
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(三井正光、勝部津喜枝、原重樹)	5頁	
○ 日程第2 会期の決定について	5頁	
○ 日程第3 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	} 括上程 39頁	
○ 日程第4 和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第5 和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第6 和泉市立運動施設条例制定について		
○ 日程第7 和泉市福祉基金条例制定について		5頁
○ 日程第8 昭和59年度和泉市一般会計予算		
○ 日程第9 昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算		
○ 日程第10 昭和59年度和泉市老人保健事業特別会計予算		
○ 日程第11 昭和59年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算		
○ 日程第12 昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計予算		
○ 日程第13 昭和59年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算		
○ 日程第14 昭和59年度和泉市水道事業会計予算		
○ 日程第15 昭和59年度和泉市病院事業会計予算		
○ 昭和59年度和泉市長市政運営方針演説		44頁
○ 日程第3から日程第15まで提案理由説明		57頁
○ 日程第16 予算審査特別委員会設置について	74頁	
○ 日程第17 予算審査特別委員会委員選任について	75頁	
○ 散会宣告(午後零時3分)	77頁	

昭和59年3月7日(水曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	79頁
-------------	-----

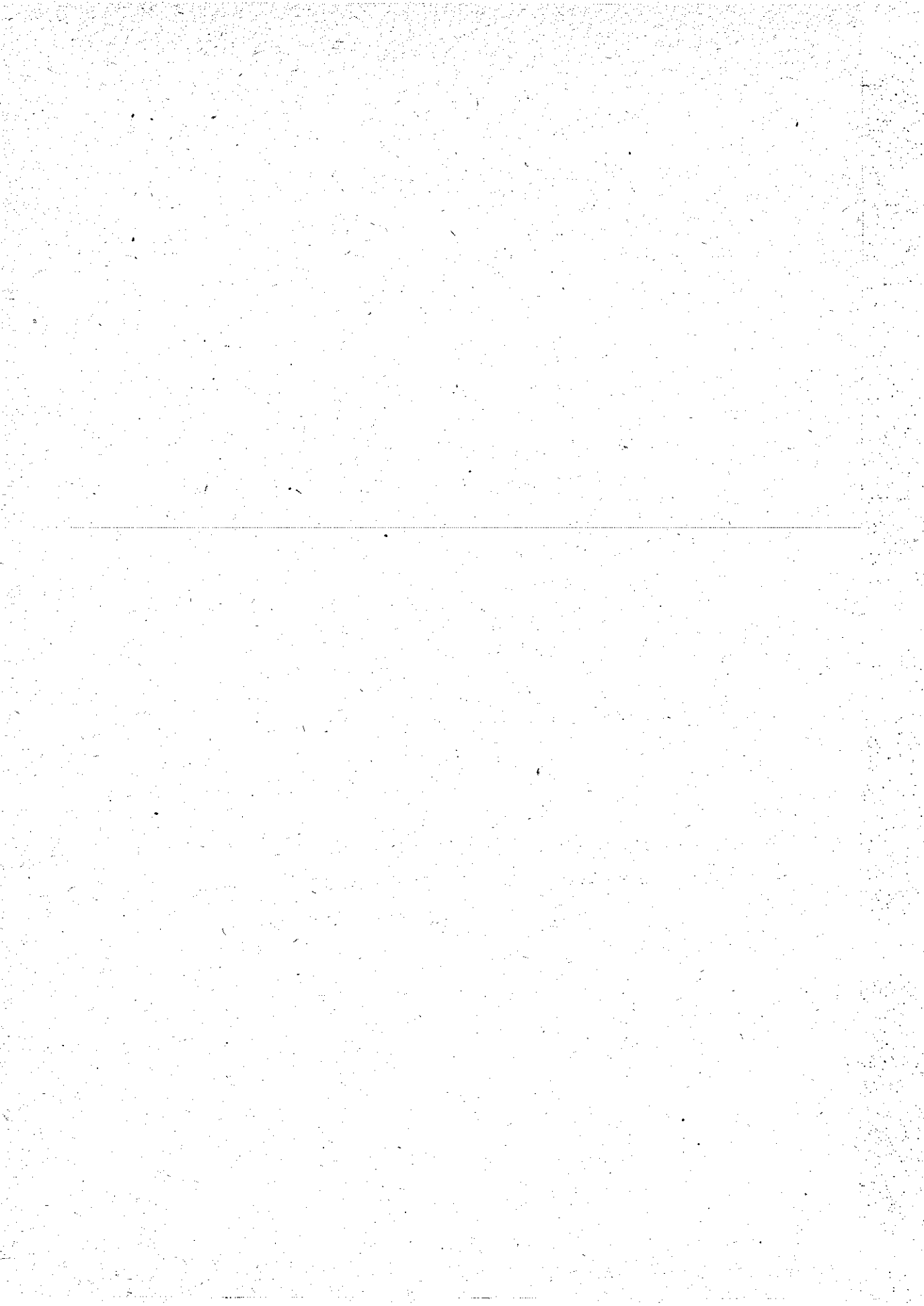
○ 議事説明員・その他	80 頁
○ 議事日程	81 頁
○ 開会宣告（午前 10 時 00 分）	83 頁
○ 日程第 1 一般質問について	83 頁
1 番に 13 番 並河道雄君	83 頁
2 番に 7 番 勝部津喜枝君	108 頁
3 番に 2 番 竹内修一君	109 頁
4 番に 1 番 若浜記久男君	116 頁
○ 散会宣告（午後 2 時 25 分）	125 頁

昭和 59 年 3 月 8 日（木曜日）第 3 日目

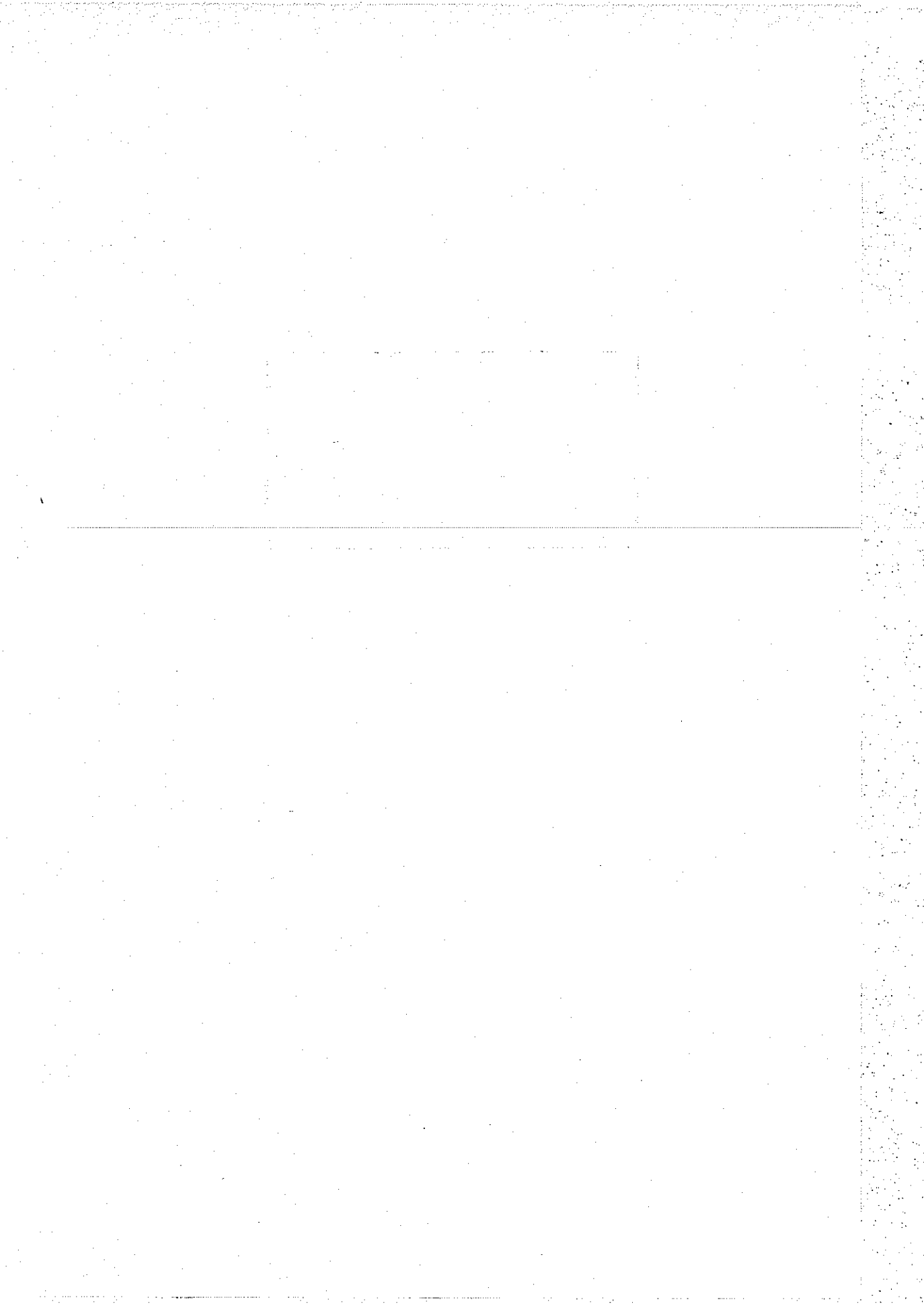
○ 出席議員・欠席議員	127 頁
○ 議事説明員・その他	128 頁
○ 議事日程	129 頁
○ 開会宣告（午前 10 時 00 分）	130 頁
○ 日程第 1 例月出納検査結果報告（収入役扱 昭和 58 年 10 月分）	130 頁
○ 日程第 2 例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 昭和 58 年 10 月分）	130 頁
○ 日程第 3 例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 昭和 58 年 10 月分）	131 頁
○ 日程第 4 和泉市立公民館設置並びに管理条例の一部を改正する条例制定について	132 頁
○ 日程第 5 和泉市立青少年会館条例を廃止する条例制定について	134 頁
○ 日程第 6 和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	137 頁
○ 日程第 7 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	140 頁
○ 日程第 8 財産取得について（和泉市立（仮称）光明台北小学校用地）	142 頁
○ 日程第 9 工事請負契約締結について（旭第一団地 7 棟及び 11 棟建設工事）	143 頁
○ 日程第 10 工事請負契約締結について（王子第二団地 4 棟建設工事）	144 頁
○ 日程第 11 昭和 58 年度和泉市一般会計補正予算（第 4 号）	152 頁
○ 日程第 12 昭和 58 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	169 頁
○ 日程第 13 昭和 58 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）	171 頁
○ 日程第 14 昭和 58 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	174 頁
○ 日程第 15 昭和 58 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 2 号）	177 頁
○ 日程第 16 昭和 58 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 2 号）	185 頁
○ 散会宣告（午後 零 時 3 分）	194 頁

昭和59年3月23日(金曜日)第4日目

○ 出席議員・欠席議員	195頁
○ 議事説明員・その他	196頁
○ 議事日程	197頁
○ 開会宣告(午前10時00分)	198頁
○ 日程第1より日程第13まで予算審査特別委員長田中包治君報告	198頁
○ 日程第1 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	198頁 括 報 告 214頁
○ 日程第2 和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第3 和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第4 和泉市立運動施設条例制定について	
○ 日程第5 和泉市福祉基金条例制定について	
○ 日程第6 昭和59年度和泉市一般会計予算	
○ 日程第7 昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第8 昭和59年度和泉市老人保健事業特別会計予算	
○ 日程第9 昭和59年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
○ 日程第10 昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	
○ 日程第11 昭和59年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	
○ 日程第12 昭和59年度和泉市水道事業会計予算	
○ 日程第13 昭和59年度和泉市病院事業会計予算	
○ 日程第14 和泉市基本構想の策定について(総務委員長 直村静二君報告)	214頁
○ 日程第15 和泉市土地開発公社昭和59事業年度事業計画書類の提出について	218頁
○ 日程第16 北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願	227頁
○ 日程第17 児童扶養手当制度に関する要望決議	229頁
○ 市長閉会あいさつ	232頁
○ 議長閉会あいさつ	233頁
○ 閉会宣告(午後零時15分)	233頁



第 1 日



昭和59年3月5日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 佳 行 君
3番	杉 本 永 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭一郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
12番	藤 原 正 通 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	28番	貝 淵 博 治 君
15番	穴 瀬 克 己 君	29番	藤 原 要 馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 助	池 田 忠 雄	同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生 田 稔
収 入 役	坂 口 禮之助	同和对策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向 井 洋
参 与 兼 市 長 公 室 長 兼 取 扱 事 務 長 公 室 理 事 兼 取 扱 市 長 公 室 長 事 務 取 扱	中 塚 白	市 民 部 長	富 田 宏 之
市 長 公 室 次 長	西 川 喜 久	市 民 部 次 長 兼 所 長	中 川 鉄 也
人 事 課 長	平 野 誠 蔵	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
秘 書 広 報 課 長	神 藤 恒 治	産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義
財 務 部 長	白 樫 通 有	産 業 衛 生 部 次 長 兼 取 扱	青 木 孝 之
財 務 部 次 長 兼 取 扱 財 政 課 長 事 務	井 阪 和 充	産 業 衛 生 部 次 長 兼 取 扱 衛 生 課 長 事 務	堀 宏 行
同 和 对 策 部 長	麻 生 和 義	建 設 部 長	逢 野 一 郎
	大 塚 孝 之	建 設 部 理 事	福 田 隆 行
	橋 本 昭 夫	建 設 部 次 長	中 上 好 美

都市整備部長	浅井隆介	用地担当理事 土地開発公社事務局長	内田 繁
都市整備部次長	萩本啓介	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	中辻寿夫
改良事業部長	角谷泰夫	教育委員長	堀内由延
改良事業部次長	前田守正	教 育 長	葛城宗一
改良事業部次長	笠木恒忠	教 育 次 長	杉本弘文
改良事業部次長	高三一行	管 理 部 次 長	逢野博之
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 長	藤原勝次
病院事務局長	藤原光夫	指 導 部 次 長	竹田明郎
病院事務局次長	吉田日出男	指 導 部 次 長	明坂貞士
水 道 部 長	田中 隼	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道部次長兼 総務課長事務取	岩井益一	選挙管理委員会事務局長	農端小一
会 計 課 長	赤田儔信	監 査 委 員	久光喜多男
消防署長事務取 消防本部次長兼	松村吉堯	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防課長事務取 消防本部次長兼	高宮武男	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
消防課長事務取	一ノ瀬喜広	農業委員会事務局長	信田種行

※ 備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	北野敦雄
主 幹	西井 正
議 事 係 長	大中 保
議 事 係	佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和59年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月5日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第14号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 1
4	議案第15号	和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について	P. 5
5	議案第16号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	P. 10
6	議案第17号	和泉市立運動施設条例制定について	P. 16
7	議案第18号	和泉市福祉基金条例制定について	P. 21
8	議案第6号	昭和59年度和泉市一般会計予算	別 冊
9	議案第7号	昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
10	議案第8号	昭和59年度和泉市老人保健事業特別会計予算	別 冊
11	議案第9号	昭和59年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別 冊
12	議案第10号	昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別 冊
13	議案第11号	昭和59年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	別 冊
14	議案第12号	昭和59年度和泉市水道事業会計予算	別 冊
15	議案第13号	昭和59年度和泉市病院事業会計予算	別 冊
16	議会議案第1号	予算審査特別委員会設置について	別 紙
17	議会議案第2号	予算審査特別委員会委員選任について	別 紙

(午前10時開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年度末何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席されておる議員さんは23名でございます。欠席並びに遅刻の届け出のある議員さんはいません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになるものと思っております。現在、23名でございます。
- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員数23名をもちまして議会は成立しておりますので、これより昭和59年第1回定例会を開催いたします。

-
- 議長(池辺秀夫君) ここで、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和59年第1回定例会の開会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、昭和59年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これに関連いたします条例制定等多数御提案を申し上げ、御審議をお願い申し上げる次第でございます。議案の内容につきましては、後ほど市政方針を申し上げ、別途御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御可決、御承認をくださいますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。

-
- 議長(池辺秀夫君) 市長のあいさつが終わりました。

日程審議に入る前に、秘書広報課長より広報「いずみ」の作成に当たり議場内の撮影と、盲人用広報製作のため市政方針演説の録音許可の願い出がありましたので、これを許します。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、6番・三井正光君、7番・勝部津喜枝君、8番・原重樹君、以上、3名を指名いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より3月24日までの20日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より3月24日までの20日間と決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第3「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」より日程第15「昭和59年度和泉市病院事業会計予算」までは、いずれも昭和59年度予算及び関連議案でありますので、これを一括議題といたします。

各議案については表題のみを朗読させ、各議案の朗読は省略させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、表題のみ局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第14号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年和泉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「42円」を「50円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、昭和59年4月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

近時の経済諸情勢及び近隣他都市の状況にかんがみ、事業所等のし尿収集手数料を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号参考資料

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

別表

一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単 位	手 数 料	
				新	旧
ふん尿	普通	普通便そう	1人1ヶ月につき	右に同じ	240円
	特 殊	水使用を必要とするもの	1そう1箇月につき	〃	普通手数料に260円を加算した額
		一般家庭で便そうが2以上あるもの	1箇月1そう増につき	〃	普通手数料に150円を加算した額
		雨水、地下水等の浸入するもの(不良便そう)	10リットルにつき	50円	42円
	臨 時	便そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの	10リットルにつき	50円	42円
			1回につき	右に同じ	従量手数料に1,000円を加算した額
従 量	事業所等人員によって算定し難いもの、限度の不明確な水使用を必要とするもの	10リットルにつき	50円	42円	

(以下略)

議案第15号

和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について
和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例(案)

和泉市設墓苑条例(昭和31年和泉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 えい地の種別及び使用料

第6条第1項中「えい地の種別、使用料及び掃除料」を「使用料」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同表右欄に掲げる額に区画面積を乗じて得た額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

第9条第2項を削る。

第14条第3項中「前各号」を「前2項」に、「掃除料」を「手数料」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区 別	1平方メートル当たり使用料
第1区	118,500円
第2区	118,500円
第3区	118,500円
第4区	118,500円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から6月を超えない範囲において、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に使用許可を受け、同日以後に返還するえい地に係る使用料の還付については、当該還付する額は、改正前の和泉市設墓苑条例の規定により納付した使用料の5割に相当する金額とする。

理 由

新規造成えい地の使用料を定めるとともに、近時の経済諸情勢にかんがみ、従前のえい地の使用料の改定を行う等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号参考資料

和泉市設墓苑条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>第2章 えい地の種別及び使用料</p> <p>第6条 墓えんの使用料は、別表のとおりとする。 ただし、同表右欄に掲げる額に区画面積を乗じて得た額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第2章 塋地の種別及使用料、掃除料</p> <p>第6条 墓えんのえい地の種別、使用料及び掃除料は、別表のとおりとする。</p> <p>2 略</p>
<p>第9条 遺骨、遺髪その他これに準ずるものの改葬、掘起しなどを請求しようとする者は、次の手数料を納付しなければならない。</p> <p>改葬料 1件につき 200円 掘起料 同 300円</p> <p>但し、墓石その他の構造物を移動しなければならないような性質のものについては、此の請求に応じない。</p>	<p>第9条 遺骨、遺髪その他これに準ずるものの改葬、掘起しなどを請求しようとする者は、次の手数料を納付しなければならない。</p> <p>改葬料 1件につき 200円 掘起料 同 300円</p> <p>但し、墓石その他の構造物を移動しなければならないような性質のものについては、此の請求に応じない。</p> <p>2 墓苑の掃除を請求しようとする者は、第6条に定める掃除料を納付しなければならない。</p>
<p>第14条 第11条第1項の規定によって塋地の返還を受け、又は第12条第1項第1号及び第4号の規定によって使用許可を取消したときは、第6条に掲げる使用料の5割に相当する金額を還付する。</p> <p>2 改葬跡地に対する還付金は、前項所定額の半額とする。</p> <p>3 前2項の場合において、手数料その他の未納金があったときは、還付金は、これに充当する。</p>	<p>第14条 第11条第1項の規定によって塋地の返還を受け、又は第12条第1項第1号及び第4号の規定によって使用許可を取消したときは、第6条に掲げる使用料の5割に相当する金額を還付する。</p> <p>2 改葬跡地に対する還付金は、前項所定額の半額とする。</p> <p>3 前各号の場合において、掃除料その他の未納金があったときは、還付金は、これに充当する。</p>

新		旧				
別表 (第6条関係)		別表				
区別	1平方メートル当たり使用料	種 類	えい地敷	1えい地当たり 使 用 料	1えい地1年 当たり掃除料	
第1区	118,500円	1級 甲	1	128,000円	100円	
第2区	118,500円	1級 乙	3	108,800	100	
第3区	118,500円	1級 丙	2	96,000	100	
第4区	118,500円	2級 甲	2	87,800	100	
		2級 乙	37	76,800	100	
		2級 丙	74	64,000	100	
		3級 甲	5	57,600	100	
		3級 乙	3	48,000	100	
		4級 甲	25	37,100	100	
		4級 乙	2	32,900	100	
		5級 甲	2	29,400	100	
		5級 乙	1	25,600	100	
第2区			308	70,000	100	
第3区			600	100,000	100	

議案第16号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例(案)

和泉市道路占用料条例(昭和42年和泉市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

道 路 占 用 料 金 表

占 用 物 件 の 種 類		期 間	単 位	占 用 料
電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1年	1本	1,300円
電線(電柱の占用に伴うものを除く。)		1年	1メートル	260円
電 ら ん	地中管路が1孔のもの	1年	1メートル	160円
	地中管路が2孔以上のもの	1年	1メートル	地中管路2孔以上1孔ごとに40円の割合で算出した額を160円に加えた額
	人 孔	1年	1箇所	650円
地 下 埋 設 物	口径20センチメートル未満のもの	1年	1メートル	200円
	口径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1年	1メートル	300円
	口径40センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1年	1メートル	400円
	口径100センチメートル以上のもの	1年	1メートル	1,000円
地 工 作 上 物	工事用板囲又は足場その他の一般仮設物	1月	1平方メートル	350円
架 空 工 作 物	口径30センチメートル未満のもの	1年	1メートル	500円
	口径30センチメートル以上のもの	1年	1メートル	1,360円
	渡り廊下その他これに類するもの	1年	1平方メートル	1,170円
その他の工作物、物件又は施設		1年	1平方メートル	1,170円

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

理 由

近時の社会経済諸情勢及び近隣都市の状況にかんがみ、道路占用料を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。-10-

新					旧				
別表(第2条関係)					別表				
道路占用料金表					道路占用料金表				
占用物件の種類	期間	単位	占用料		占用物件の種類	期間	単位	占用料	
電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1年	1本	1,300円		電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1年	1本	1,000円	
電線(電柱の占用に伴うものを除く)	1年	1メートル	260円		電線(電柱の占用に伴うものを除く)	1年	1メートル	120円	
電 ら 人					電 ら 人				
地下埋設物					地下埋設物				
人孔	1年	1箇所	650円		人孔	1年	1メートル	120円	
口径20センチメートル未満のもの	1年	1メートル	200円		口径8センチメートル未満のもの	1年	1メートル	150円	
口径20センチメートル以上 40センチメートル未満のもの	1年	1メートル	300円		口径8センチメートル以上 15センチメートル未満のもの	1年	1メートル	180円	
口径40センチメートル以上 100センチメートル未満のもの	1年	1メートル	400円		口径15センチメートル以上 45センチメートル未満のもの	1年	1メートル	230円	
口径100センチメートル以上のもの	1年	1メートル	1,000円		口径45センチメートル以上のもの	1年	1メートル	300円	
					仮設日よけ	1月	1平方メートル	45円	

新		旧							
地上物	工事用板囲又は足場その他の一般仮設物	1月	1平方メートル	350円	地上物	工事用板囲又は足場その他の一般仮設物	1月	1平方メートル	270円
架空工作物	口径30センチメートル未満のもの	1年	1メートル	500円	架空工作物	口径30センチメートル未満のもの	1年	1メートル	380円
	口径30センチメートル以上のもの	1年	1メートル	1,360円		口径30センチメートル以上のもの	1年	1メートル	1,050円
	渡り廊下その他これに類するもの	1年	1平方メートル	1,170円		渡り廊下その他これに類するもの	1年	1平方メートル	900円
	その他の工作物、物件又は施設	1年	1平方メートル	1,170円		その他の工作物、物件又は施設	1年	1平方メートル	900円

議案第17号

和泉市立運動施設条例制定について

和泉市立運動施設条例を次のように制定する。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市立運動施設条例(案)

(設置)

第1条 本市は、市民に健全なスポーツの場を提供し、健康の増進と余暇の善用を図るため、次のとおり運動施設を設置する。

名 称	位 置
和泉市立市民球場	和泉市和気町108番地の2
和泉市立テニスコート	和泉市和気町108番地の2
和泉市立光明池運動場	和泉市室堂町735番地の1
和泉市立光明池球技場	和泉市室堂町1066番地

(管理)

第2条 和泉市立運動施設(以下「運動施設」という。)は、和泉市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

ただし、委員会が必要と認めるときは、公共的団体にこれを委託することができる。

(使用料)

第3条 使用者は、別表に定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、本市市民でない者が使用する場合は、別表に規定する金額に2を乗じて得た額とする。

2 使用許可後に使用の内容を変更したために、既納の使用料に不足額を生じたときは、変更の許可と同時にその不足額を納入しなければならない。

(使用上の責任)

第4条 使用者は、管理者が指示した事項に留意し、つねに善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、前項の規定に反して生じた事故については、その一切の責を負うものとする。

(損害賠償)

第5条 使用者は、使用に際し施設及び設備等に損害を与えた場合は、委員会の定める損害額を賠償しなければならない。

ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委 任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 和泉市民球場条例(昭和42年和泉市条例第8号)、和泉市立テニスコート条例(昭和44年和泉市条例第6号)及び和泉市立光明池運動場条例(昭和54年和泉市条例第15号)は、廃止する。

別表

施設名	区 分		料 金		摘 要
市民球場	野 球 場		1時間	800円	
市立テニスコート	テニスコート		1コート1時間	500円	
光明池運動場	テニスコート		1コート1時間	500円	
	運動広場として使用するとき	個人使用	1人1時間	100円	
		団体使用	午前	2,400円	テニスコートとしての使用は、できない。
午後	4,800円				
光明池球技場	テニスコート		1コート1時間	500円	
	運動広場(A)		1時間	800円	
	運動広場(B)		1時間	400円	
	照明設備	全 灯	30分	2,500円	
		½ 灯	30分	2,000円	

理 由

光明池駅近くに運動施設を新設し、その名称・使用料等を定めるとともに、近時の社会経済諸情勢にかんがみ、既存の運動施設の使用料を改定するほか、設置条例を統合し、もって統一的な運用を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号参考資料

既存の運動施設使用料の新旧対照表

施設名	区分	料金	新	旧	
市民球場	野球場	1時間	800円	500円	
市立テニスコート	テニスコート	1コート1時間	500円	300円	
光明池運動場	テニスコート	1コート1時間	500円	300円	
	運動広場として使用のとき	個人使用	1人1時間	100円	50円
		団体使用	午前 午後	2,400円 4,800円	1,500円 3,000円

議案第18号

和泉市福祉基金条例制定について

和泉市福祉基金条例を次のように制定する。

昭和59年8月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市福祉基金条例(案)

(設置)

第1条 市民の積極的な社会福祉活動の振興を図るため、和泉市福祉基金(以下「基金」という)を設置する。

(積立て)

第2条 前条に規定する基金は、一般財源、基金指定寄附金をもって一般会計歳入歳出予算に計上し、積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的のため

に充当し、なお剰余金が生じたときは、この基金に編入するものとする。

(委 任)

第5条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

理 由

市民の福祉に対する寄附金と一般財源からの繰入金を福祉基金として積み立て、その運用から生ずる収益をボランティア活動や地域福祉活動などに充て、もって市民の積極的な社会福祉活動の振興を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

昭和59年度 和泉市一般会計予算

昭和59年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳入予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,578,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 市 税		9,201,890千円
	1. 市 民 税	4,616,330
	2. 固 定 資 産 税	2,948,828
	3. 軽 自 動 車 税	74,555
	4. 市 民 税 消 費 税	426,786
	5. 電 気 税	350,000
	6. ガ ス 税	12,287
	7. 特 別 土 地 保 有 税	66,201
	8. 都 市 計 画 税	706,903
2. 地 方 譲 与 税		165,000
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	97,000
	2. 地 方 道 路 譲 与 税	68,000
3. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		188,494
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	188,494
4. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		202,913
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	202,913
5. 地 方 交 付 税		434,200
	1. 地 方 交 付 税	434,200
6. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		16,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,000
7. 分 担 金 及 び 負 担 金		480,001
	1. 分 担 金	13,096
	2. 負 担 金	466,905
8. 使 用 料 及 び 手 数 料		281,370
	1. 使 用 料	235,351

款	項	金額
	2. 手数料	46,019円
9. 国庫支出金		4,516,298
	1. 国庫負担金	2,166,802
	2. 国庫補助金	2,308,371
	3. 国庫委託金	41,125
10. 府支出金		1,826,864
	1. 府負担金	89,027
	2. 府補助金	1,584,821
	3. 府委託金	148,351
	4. 府交付金	4,665
11. 財産収入		428,582
	1. 財産運用収入	124,262
	2. 財産売却収入	304,320
12. 寄附金		189,000
	1. 寄附金	189,000
13. 繰入金		455,476
	1. 基金繰入金	455,476
14. 諸収入		2,644,593
	1. 延滞金及び加算金	10,000
	2. 市預金利子	33,320
	3. 貸付金元利収入	876,730
	4. 受託事業収入	23,481
	5. 雑収入	1,701,062
15. 市債		1,639,519
	1. 市債	1,639,519
歳入合計		26,578,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		251,954千円
	1. 議 会 費	251,954
2. 総 務 費		2,492,396
	1. 総 務 管 理 費	1,366,450
	2. 徴 税 費	498,198
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	199,628
	4. 選 挙 費	56,638
	5. 統 計 調 査 費	17,289
	6. 監 査 委 員 費	20,542
	7. 同 和 対 策 費	333,651
3. 民 生 費		7,328,221
	1. 社 会 福 祉 費	2,950,867
	2. 児 童 福 祉 費	2,405,308
	3. 生 活 保 護 費	1,966,086
	4. 災 害 救 助 費	5,960
4. 衛 生 費		3,033,970
	1. 予 防 衛 生 費	1,545,412
	2. 環 境 衛 生 費	1,409,626
	3. 墓 地 管 理 費	62,181
	4. 上 水 道 費	16,751
5. 労 働 費		55,684
	1. 失 業 対 策 費	55,684
6. 農 林 水 産 業 費		253,591
	1. 農 業 費	250,485
	2. 林 業 費	3,106
7. 商 工 費		209,901

款	項	目
	1. 商 工 費	2 0 9,9 0 1 円
8. 土 木 費		4 5 3,9,1 8 8
	1. 土 木 管 理 費	2 4 0,5 5 3
	2. 道 路 橋 梁 費	5 4 5,0 7 3
	3. 河 川 水 路 費	1 4 1,7 5 8
	4. 都 市 計 画 費	1,0 9 6,0 1 7
	5. 住 宅 費	2,5 1 5,7 8 7
9. 消 防 費		7 2 0,9 4 1
	1. 消 防 費	7 2 0,9 4 1
10. 教 育 費		3,2 2 6,9 5 5
	1. 教 育 総 務 費	3 0 8,2 4 9
	2. 小 学 校 費	1,2 3 4,6 5 6
	3. 中 学 校 費	8 5 8,5 9 7
	4. 幼 稚 園 費	3 5 2,2 1 5
	5. 社 会 教 育 費	4 0 9,9 7 1
	6. 保 健 体 育 費	6 3,2 6 7
11. 公 債 費		3,8 7 3,0 7 0
	1. 公 債 費	3,8 7 3,0 7 0
12. 諸 支 出 金		5 4 2,1 2 9
	1. 開 発 公 社 貸 付 金	9 0,0 0 0
	2. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	3,6 0 0
	3. 諸 支 出 金	2 7 1,0 5 6
	4. 基 金 費	1 7 7,4 7 3
13. 予 備 費		5 0,0 0 0
	1. 予 備 費	5 0,0 0 0
歳 出	合 計	2 6,5 7 8,0 0 0

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)光明台北小学校整備事業	昭和59年度 } 昭和84年度	658,380
光明台中学校増築事業	昭和59年度 } 昭和84年度	129,474
改良住宅整備事業	昭和59年度 } 昭和60年度	756,487
都市計画事業等用地取得事業	昭和59年度 } 昭和60年度	68,700
環境改善整備事業用地取得事業	昭和59年度 } 昭和61年度	1,751,615
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	昭和59年度 } 昭和61年度	元金 1,820,315 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子(債務保証)	昭和59年度 } 昭和61年度	元金 300,000 及びその利子
合 計		3,664,656

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
電算室整備事業	30,700	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	政 府 銀 行 その他	25年以内(内据置5年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
解放総合センター整備事業	4,400	同上	同上	同上	同上
国民年金保険事業	1,319	同上	同上	大阪府	6年以内(内据置3年以内)ただし 同上
共同浴場整備事業	900	同上	同上	政 府 銀 行 その他	25年以内(内据置5年以内)ただし 同上
災害援護資金貸付事業	3,600	同上	同上	同上	20年以内(内据置3年以内)ただし 同上
保健センター整備事業	137,400	同上	同上	同上	25年以内(内据置5年以内)ただし 同上
農業基盤整備事業	5,200	同上	同上	同上	同上
道路橋梁整備事業	8,500	同上	同上	同上	同上
環境改善道路整備事業	26,000	同上	同上	同上	同上
都市計画事業	139,400	同上	同上	同上	同上
河川整備事業	31,400	同上	同上	同上	同上
改良住宅建設事業	810,000	同上	同上	同上	同上
消防施設整備事業	12,400	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	225,700	同上	同上	同上	同上
借 換 債	202,600	同上	同上	同上	同上
計	1,689,519				

議案第7号

昭和59年度 和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和59年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,865,500千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算(事業勘定)

歳 入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		1,900,700 冊
	1. 国民健康保険料	1,900,700
2. 一部負担金		10
	1. 一部負担金	10
3. 使用料及び手数料		500
	1. 手数料	500
4. 国庫支出金		2,802,011
	1. 国庫負担金	2,508,774
	2. 国庫補助金	293,237
5. 府支出金		46,695
	1. 府補助金	46,695
6. 共同事業交付金		1
	1. 共同事業交付金	1
7. 繰入金		100,000
	1. 一般会計繰入金	100,000
8. 諸収入		15,583
	1. 延滞金及び過料	50
	2. 預金利子	4,033
	3. 雑収入	11,500
歳入合計		4,865,500

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		1 6 0,1 5 0 千円
	1. 総 務 管 理 費	4 7,1 3 0
	2. 徴 収 費	1 1 1,6 6 4
	3. 運 営 協 議 会 費	8 6 1
	4. 趣 旨 普 及 費	4 9 5
2. 保 険 給 付 費		3,2 8 4,3 3 5
	1. 療 養 諸 費	3,2 4 8,0 3 5
	2. 助 産 費	2 8,8 0 0
	3. 葬 祭 費	7,5 0 0
3. 老 人 保 健 拠 出 金		1,3 8 1,5 3 7
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	1,3 8 1,5 3 7
4. 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	1
5. 保 健 施 設 費		2,5 6 5
	1. 保 健 施 設 費	2,5 6 5
6. 公 債 費		3,2 5 6
	1. 一 般 公 債 費	3,2 5 6
7. 諸 支 出 金		3,6 5 6
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,6 5 6
8. 予 備 費		3 0,0 0 0
	1. 予 備 費	3 0,0 0 0
歳 出 合 計		4,8 6 5,5 0 0

議案第8号

昭和59年度 和泉市老人保健事業特別会計予算

昭和59年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,063,349千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1. 支 払 基 金 交 付 金		2,843,522 円
	1. 支 払 基 金 交 付 金	2,843,522
2. 国 庫 支 出 金		811,150
	1. 国 庫 負 担 金	811,150
3. 府 支 出 金		203,157
	1. 府 負 担 金	203,157
4. 繰 入 金		205,520
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	205,520
歳 入 合 計		4,063,349

歳 出		
款	項	金 額
1. 総 務 費		2,370 円
	1. 総 務 管 理 費	2,370
2. 医 療 諸 費		4,060,979
	1. 医 療 諸 費	4,060,979
歳 出 合 計		4,063,349

議案第9号

昭和59年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

昭和59年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ149,945千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 繰入金		65,945 千円
	1. 一般会計繰入金	65,945
2. 市債		84,000
	1. 市債	84,000
歳入合計		149,945

歳 出

款	項	金額
1. 公共用地先行取得事業費		85,235 千円
	1. 公共用地先行取得事業費	85,235
2. 公債費		64,710
	1. 公債費	64,710
歳出合計		149,945

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地先行取得事業	84,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	政府 銀行 その他	1.0年以内(内据置4年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第10号

昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計予算

昭和59年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ904,904千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		62,614 円
	1. 負担金	62,614
2. 使用料及び手数料		31,972
	1. 使用料	31,972
3. 国庫支出金		100,800
	1. 国庫補助金	100,800
4. 府支出金		11,256
	1. 府補助金	11,256
5. 繰入金		404,262
	1. 一般会計繰入金	404,262
6. 市債		294,000
	1. 市債	294,000
歳入合計		904,904

歳 出

款	項	金 額
1. 下 水 道 事 業 費		7 6 1, 7 3 2 千円
	1. 下 水 道 総 務 費	5 4 2, 6 6 0
	2. 下 水 道 整 備 費	2 1 9, 0 7 2
2. 公 債 費		1 4 2, 6 7 2
	1. 公 債 費	1 4 2, 6 7 2
3. 予 備 費		5 0 0
	1. 予 備 費	5 0 0
歳 出 合 計		9 0 4, 9 0 4

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法
公共下水道整備事業	294,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	政 府 銀 行 そ の 他	30年以内(内据置5年以内) ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は低 利に借換えすることができる。

議案第11号

昭和59年度和泉市和泉丘陵整備事業特別会計予算

昭和59年度和泉市の和泉中央丘陵整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,000千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田 志雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 諸 収 入		88,000 円
	1. 受 託 事 業 収 入	88,000
歳 入 合 計		88,000

歳 出

款	項	金 額
1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費		84,000 円
	1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費	84,000
2. 予 備 費		4,000
	1. 予 備 費	4,000
歳 出 合 計		88,000

議案第12号

昭和59年度和泉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和59年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	39,800戸
(2) 年間総給水量	12,211,500㎡
(3) 一日平均給水量	33,456㎡
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配水管整備事業	37,500円
(ロ) 配水管更生事業	42,000円
(ハ) 水道施設等整備事業	155,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益		2,236,389円
第1項	営業収益		1,609,679円
第2項	営業外収益		134,220円
第3項	特別利益		492,490円
		支	出
第1款	水道事業費用		1,840,076円
第1項	営業費用		1,537,102円
第2項	営業外費用		301,274円
第3項	特別損失		700円
第4項	予備費		1,000円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額654,991円は過年度分損益勘定留保資金449,410円及び当年度分損益勘定留保資金205,581円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	497,100 円
第1項	企 業 債	186,000 円
第2項	工 事 負 担 金	196,000 円
第3項	負 担 金	7,500 円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	107,600 円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	1,152,091 円
第1項	建 設 改 良 費	1,008,050 円
第2項	企 業 債 償 還 金	144,041 円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
配水管整備事業	36,000円	証書借入	9.0%以内	政 府 公 庫	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し繰上償還をし又は低利債に借換えることができる。
水道施設等整備事業	150,000円				

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は500,000円と定める。

(予 定 支 出 の 各 項 の 経 費 の 金 額 の 流 用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金 額
1. 営 業 費 用	原水及び浄水費	656,206 円
2. 営 業 外 費 用	支払利息及び 企業債取扱諸費	296,224 円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|----------|----------|
| 1. 職員給与費 | 523,145円 |
| 2. 交際費 | 450円 |

(他会計からの補助金)

第9条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は10,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、178,013円と定める。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和59年度 水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1. 水道事業収益	1. 営業収益		2,236,389	
		1. 給水収益	1,609,679	水道料金及び量水器使用料
		2. 受託工事収益	1,488,748	給水装置の新設・増設及び修繕並びに配水管移設等受託工事収益
		3. その他の営業収益	88,600	材料売却収益、消火栓維持管理補償金、下水道業務受託収益並びに設計審査・竣功検査・材料検査・道路占用・掘削申請・各種証明手数料
2. 営業外収益			134,220	
		1. 加 入 金	105,210	新規水道加入金
		2. 受取利息及び配当金	8,010	預金利息及び有価証券利息
		3. 他会計補助金	10,000	一般会計補助金
3. 特別利益	4. 雑 収 益		11,000	配給水管破損弁償金及び水質検査等協力金
			492,490	
		1. 固定資産売却益	492,400	池上浄水場跡用地売却収益
		2. 過年度損益修正益	90	過年度損益修正益

支 出

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,840,076	
			1,537,102	
		1. 原水及び浄水費	828,902	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2. 配水及び給水費	173,100	配水・給水に要する費用
		3. 受託工事費	83,400	受託工事に要する費用
		4. 業務費	150,480	検針・調定・集金・その外業務の運営に要する費用
		5. 総係費	100,374	事業活動全般に関連する費用
		6. 減価償却費	197,336	固定資産の減価償却費
2. 営業外費用	3. 特別損失	7. 資産減耗費	510	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損
		8. その他の営業費用	3,000	材料売却原価
			301,274	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	296,224	企業債の利息及び一時借入金利息
		2. 補助金	5,000	仏並町小川地区自家用水道建設助成金
		3. 雑支出	50	雑支出
			700	
		1. 過年度損益修正損	700	過年度損益修正損
4. 予備費	4. 予備費		1,000	
		1. 予備費	1,000	予備費

2. 資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考	
1. 資本的收入			497,100		
	1. 企 業 債		186,000		
		1. 企 業 債		186,000	配水管整備及び水道施設等整備事業債
	2. 工事負担金		196,000		
	1. 工 事 負 担 金		196,000		
				196,000	配水管布設等工事負担金
	3. 負 担 金		7,500		
	4. 固定資産売却代金	1. 他 会 計 負 担 金		7,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金
				107,600	
		1. 固定資産売却代金		107,600	池上浄水場跡用地売却代金

支 出

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		1,152,091	
			1,008,050	
		1. 配水管整備事業費	37,500	配水管整備事業に要する工事費
		2. 配水管更生事業費	42,000	配水管更生事業に要する工事費
		3. 水道施設等整備事業費	155,000	水道施設等整備事業に要する工事費等
		4. 改良工事費	761,000	改良工事に要する工事費等
		5. 営業設備費	12,550	営業に係る諸資産購入費
	2. 企業債償還金		144,041	
		1. 企業債償還金	144,041	企業債の元金償還金

昭和59年度水道事業会計資金計画

(単位千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 △ 減
受 入 資 金	2,730,769	3,042,711	311,942
1. 事 業 収 益	1,566,312	2,090,839	524,527
2. 前年度未収金	145,121	134,385	△ 10,736
3. 企 業 債	164,000	186,000	22,000
4. 工 事 負 担 金	392,000	196,000	△ 196,000
5. 負 担 金	7,500	7,500	0
6. 一 時 借 入 金	0	0	0
7. 前 受 金	10,000	10,000	0
8. 預 り 金	10,000	10,000	0
9. 繰 越 金	435,826	300,387	△ 135,439
10. 固定資産売却代金	10	107,600	107,590

(単位千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 △ 減
支 払 資 金	2,430,382	2,809,321	378,939
1. 事 業 費 用	1,536,263	1,637,230	100,967
2. 前年度未払金	23,851	0	△ 23,851
3. 建 設 改 良 費	547,371	1,008,050	460,679
4. 企 業 債 償 還 金	112,897	144,041	31,144
5. 一 時 借 入 金 返 済	0	0	0
6. 前 受 金 払 出	200,000	10,000	△ 190,000
7. 預 り 金 返 済	10,000	10,000	0
差 引	300,387	233,390	△ 66,997

議案第13号

昭和59年度和泉市病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和59年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	327床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 102,200人 外 来 192,400人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	入 院 280人 外 来 650人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	器 械 備 品 購 入 費 42,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、事業運転資金にあてるため一般会計から57,623円を借り入れる。

収 入	
第1款 病院事業収益	4,083,020円
第1項 医業収益	3,896,587円
第2項 医業外収益	186,433円
支 出	
第1款 病院事業費用	4,241,284円
第1項 医業費用	3,975,799円
第2項 医業外費用	265,185円
第3項 予備費	300円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 資本的収入	791,246円
第1項 出資金	89,369円
第2項 他会計長期借入金	701,877円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	791,246円
第1項	建 設 改 良 費	43,233円
第2項	企 業 債 償 還 金	70,013円
第3項	他会計長期借入金返還金	678,000円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、2,000,000円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第6条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,988,787円
- (2) 交 際 費 850円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、154,924円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,521,874円と定める。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和59年度和泉市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 病院事業収益			4,083,020	
	1. 医業収益		3,896,587	
		1. 入院収益	2,479,583	
		2. 外来収益	1,335,374	
		3. その他医業収益	81,630	
	2. 医業外収益		186,433	
		1. 受取利息配当金	4,500	
		2. 他会計補助金	154,924	
		3. 国庫(府)補助金	5,358	
		4. 患者外給食収益	16,436	
		5. その他医業外収益	5,215	

支 出

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 病院事業費用			4,241,284	
	1. 医業費用		3,975,799	
		1. 給与費	1,988,787	
		2. 材料費	1,473,101	
		3. 経費	341,040	
		4. 減価償却費	156,871	
		5. 研究研修費	11,000	
	2. 医業外費用		265,185	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	249,239	
		2. 患者外給食材料費	15,946	
	3. 予備費		300	
		1. 予備費	300	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 資本的收入			791,246	
	1. 出 資 金		89,869	
		1. 他 会 計 出 資 金	89,869	
	2. 他 会 計 長 期 借 入 金		701,877	
		1. 他 会 計 長 期 借 入 金	701,877	

支 出

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 資本の支出			791,246	
	1. 建設改良費		43,233	
		1. 看護婦宿舍割賦金	1,233	
		2. 器械備品購入費	42,000	
	2. 企業債償還金		70,013	
		1. 企業債償還金	70,013	
	3. 他会計長期借入金返還金		678,000	
1. 他会計長期借入金返還金		678,000		

昭和59年度和泉市病院事業会計資金計画

(単位 円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
受 入 資 金	6,615,486	6,902,485	286,999
1. 医 業 収 益	3,210,341	3,346,587	136,246
2. 医 業 外 収 益	25,337	26,151	814
3. 出 資 金	84,778	89,369	4,591
4. 他会計補助金	144,838	154,924	10,086
5. 企 業 債	0	0	0
6. 国庫(府)補助金	5,358	5,358	0
7. 特 別 利 益	40,560	0	△ 40,560
8. 他会計借入金	678,000	759,500	81,500
9. 貸付金返還金	0	0	0
10. 繰越未収金	703,510	546,311	△ 157,199
11. 一 時 借 入 金	1,550,000	1,500,000	△ 50,000
12. 預 り 金	100,000	400,000	300,000
13. 前 期 繰 越 金	72,764	74,285	1,521
区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
支 払 資 金	6,541,201	6,805,659	264,458
1. 医 業 費 用	3,314,218	3,438,928	124,710
2. 医 業 外 費 用	287,548	265,185	△ 22,363
3. 建 設 改 良 費	40,000	42,000	2,000
4. 看 護 婦 宿 舎 割 賦 金	1,233	1,233	0
5. 企 業 債 償 還 金	66,269	70,013	3,744
6. 公 立 病 院 特 例 債	40,560	0	△ 40,560
7. 繰 越 未 払 金	494,073	360,000	△ 134,073
8. 一 時 借 入 金	1,600,000	1,550,000	△ 50,000
9. 預 り 金	100,000	400,000	300,000
10. 他会計借入金返還金	597,000	678,000	81,000
11. 予 備 費	300	300	0
差 引	74,285	96,826	22,541

- 議長（池辺秀夫君） それでは、ここで市長より昭和59年度市政方針の披瀝を願います。

（市政方針演説）

- 市長（池田忠雄君） 本日、ここに昭和59年第1回定例市議会の開会に当たり、昭和59年度の各会計予算案を初め、関連いたします諸議案の御審議を煩わすに際し、市政運営の所信の一端と予算案の大綱を申し述べ、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年11月の市長選挙に際し、三たび当選の榮に浴し、引き続き歴史と伝統に培われた本市市政の重責を担うこととなりました。各界各層から私に寄せられました心温かな御支援、御厚情に対し心から感謝申し上げるとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いがいたします。

顧みますと、私が市長に就任以来、2期8年の間、道のりはまことに険しく、厳しいものであります。二度に及ぶ石油危機を初め、わが国内外の諸情勢はめまぐるしく変転し、とみに社会経済情勢は激動と混迷をきわめ、地方自治体における行財政運営は、かつてない危機と苦難を経てきたものであります。私は、その中にあっても、“信念・誠実・実行”を市政運営の基本理念として貫き、郷土和泉市を愛する情熱のすべてを捧げ、歴史と伝統に培われた和泉市の町づくりを目指し、ただ、ひたすら、渾身の努力を傾注してまいりました。その間、本市財政においては、重大な局面に立ち至ったものであります。議員各位を初め市民各界各層の力強い御支援・御協力に支えられて、各分野にわたり着実に施策を前進させつつ、懸案の累積赤字も解消することができ、市政の安定と新しい軌道への転換の基礎固めができたものと考えております。

私のこれからの課題は、来るべき21世紀を展望しつつ、泉州の中核都市として「調和と活力のある人間都市・和泉」を目指し、大局的な見地に立ってその青写真を描き、これを着実に実現してゆくことにあるかと存じております。当面、山積する諸課題に取り組み、新たな勇氣と決意をもって、13万市民の信託にこたえるため、引き続き、最大の努力を傾ける覚悟であります。

さて、政府発表の昭和59年度経済見通しによりますと、先進諸国の景気は、原油価格の安定、物価の落ちつき等を背景として、引き続き回復が期待されていますが、雇用の情勢は、なお深刻な状況が続くものと予想されております。国内的には、物価の安定を基礎としつつ、民間需要を中心とした景気の着実な拡大を図り、持続的な安定成長を達成し、もって雇用の安定を確保する一方、調和ある対外経済関係の形成を図り、安定成長軌道に即した適切な経済運営を基本としているものの、わが国の財政は、巨額の国債累積と大幅な財政赤字により、経済運

営の政策選択の幅も狭まり、財政の変化に対する対応力が著しく低下しており、財政再建への活路を見出すことが一層困難な事態となりつつございます。

こうした状況のもとに、政府は臨時行政調査会による改革方策の実施を図るなど、歳出面では経費の徹底した節減・合理化を行うことを基本として、その財政規模を極力抑制し、その結果、国家予算総額では50兆6,272億円であり、昭和30年度以来の0.5%という低い伸び率の超緊縮予算となっているものであります。

さて、昭和59年度の本市の財政環境ではありますが、長くつらいトンネルを抜けることができましたが、そこはやはり雪国でありました。長年の懸案である実質収支赤字が解消できたとはいえ、財政構造自体は、いまだ改善されていない事実があります。経常収支比率も依然として高く、その体質は脆弱であり、いまだ財政自体は「養生期間」にあると申さねばなりません。今後は、行財政改革の理念を踏まえ、不断の努力を通じ財政構造の改善に着手しなければならぬと考えております。

とりわけ昭和59年度は、国の地方交付税特別会計において、例年、地方団体の財源不足額を資金運用部資金からの借り入れを行い、補てん措置がとられていましたが、本年度よりその借入制度が廃止され、地方交付税全体が縮小されております。さらに昨年は、本市の交付税が大幅に減少いたしましたところから、それをベースにして計上せざるを得ない状況と、市税収入においても大幅な自然増が期待できず、財源窮乏の試練の年を迎えているものであります。

私は、このような情勢を踏まえ、まさに厳しい財政事情ではありますが、内部行政経費の一段の切り詰めを行い、それを施策経費に配分するなど、限られた財源の効率的配分に意を配り、市民の要望に対し一つでも多く応えるべく最大の腐心をいたしたところであります。

なお、各種の使用料につきましては、し尿、ゴミ等企業者からの料金引き上げ要請については、市民負担を求めることなく市で吸収するなど最大の努力を払いつつ、今般、真に止むを得ないものにつき、その引き上げをお願い申し上げているところでございます。

なお、国に対しては、各種の超過負担の解消を初め、特別交付税の増額、同和対策経費の特別な助成措置などを要望してまいり、極力、歳入の確保を図ってまいり所存であります。しかしながら基本的には、今日の都市の多様化し、増大化する行政需要に対応する都市財源の抜本的拡充が必要であり、引き続き国・府に対し、本市の実態を訴えてまいりたいと存じます。

それでは、昭和59年度の市政の基本目標と、その内容について御説明申し上げます。

1. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
2. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
3. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり

4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり

5. 生きがいを感じ健やかな暮らしと心のふれあいを広めるまちづくり

以上を基本目標とし、編成いたしました昭和59年度予算(案)は、

一般会計	26,578,000千円
特別会計(5会計)	10,071,698千円
企業会計(2会計)	8,024,697千円
計	44,674,395千円

と相なった次第であります。

これを前年度と比較いたしますと、

一般会計	911,000千円(3.5%)
特別会計(5会計)	△174,348千円(△1.7%)
企業会計(2会計)	790,711千円(10.9%)
計	1,527,363千円(3.5%)

の増加となるものでございます。

次に、基本指標に従い順次その概要を御説明いたします。

1. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり

私は就任以来、市政運営の重要課題として教育行政の推進を掲げ、教育施設の充実と改善に努力を傾けてまいりました。議員各位の御理解・御協力をいただき中でいま、ようやく教育環境の整備も着実にその実を上げつつございます。21世紀も指呼の間に迫ってきており、世紀の転換を迎えるに当たって、その基礎づくりが叫ばれております。その一環として、教育改革が始動する時期に入り、今、国会において論議されようとしており、国民の大きな関心を寄せるところでございます。

学校教育そのものは、まさに次の世代の創造そのものであり、いまこそ教育の重要性を深く認識するところであります。本市教育においても、教育課程に示される「人間性豊かな児童・生徒の育成」、「ゆとりと充実の学校生活」、「基礎的・基本的理解と定着」の三つの基本方針のもとに、教育実践に取り組んでまいっているものでございます。

<教育環境の充実>

学校教育活動に活力を与え、教育内容の充実を期するためには、その施設の整備と改善を図ることが重要であります。本年は、光明台団地の人口増加を勘案し、昭和60年4月1日開校をめどに、(仮称)光明台北小学校の校舎・体育館・給食室など一連の新設事業を行ってまいります。

また、学校教育の場を通じ、児童・生徒の体位向上を図るため、北松尾小学校の体育館新設事業、伯太小学校の運動場整備事業、学校給食環境を充実させるため、南池田小学校の給食室の改造事業など、積極的に取り組んでまいっているものとございます。

一方、中学校におきましては、南松尾中学校における不足教室解消のための新增築事業、信太中学校における増築事業あるいは和泉中学校の改装事業など、児童・生徒がみずから学び、みずから励む気概を育てるにふさわしい教育環境の整備に努めてまいっているものとございます。

<学校教育の充実>

現在、学校教育については、児童・生徒の問題行動や受験競争の過熱が全国的な社会問題として指摘され、多様で柔軟な教育のあり方が求められるなど、今後のわが国の教育のあり方をめぐって、さまざまな論議が交わされております。

このような状況の中で、本市学校教育にあっては、当面する学校教育の諸問題について、人間性豊かな児童・生徒の育成を目指した教育の一層の充実を図ることを基本に、諸般の施策を進めてまいっている所存であります。特に昨今、府下的に児童・生徒の問題行動の増加に伴って、学校教育における生徒指導の充実・強化が強く要請されるようになってまいりました。

生徒指導とは、児童・生徒の非行等の対策といった、いわば消極的な面のみにあるのではなく、一人一人の児童・生徒の人間性を豊かにし、人格の健全な発達を目指すところにあるといえます。

したがって、学校教育の場においては、児童・生徒がみずから学び、みずから励む気概を育てるため、知・徳・体の調和のとれた教育内容の向上に配慮し、さらに人権意識の高揚、同和教育の充実と深化を図り、学校教育の充実とあわせて地域社会との連携を保ちながら、21世紀を担う児童・生徒の育成に一層の総力を結集してまいっている所存であります。

また、従前より実施いたしております道徳教育、社会科などの副読本の無償配布、障害を持つ児童・生徒の就学のための保障と安全のための養護教育補助教員の増員、通学タクシーの配置、さらに生徒指導充実と同和教育推進のための研究費の予算措置を行うなど、教育各般を通じ、児童・生徒の健全育成に努める所存であります。

<社会教育の振興>

社会教育につきましては、めまぐるしく変化してゆく現代社会にあって、私たちが心豊かに生きがいのある一生を過ごしてゆくには、常にその変動に取り残されないよう努力せねばなりません。そのためには、人々は生涯にわたって学び続けることが何より大切で、行政施策として、それぞれの学習の機会や場所の提供が求められているところであります。このた

め、引き続き質の高い文学講座や趣味の実技等を開催するとともに、市文化協会の参画する各サークルの活発な活動の誘導を図り、発表の場となる文化祭の充実をも図ってまいります。

さらに、教育の場の原点となる家庭教育の推進も重要な課題であります。より、きめの細かな事業とするため、本年度は、中学校区を単位に講演会を実施するとともに、婦人の地位向上を目指して一定のカリキュラムを設定する中で、婦人学級をも開きたく存じます。

「本との出会い」を主テーマとして積極的な図書館活動を推進しているところですが、市民一人一冊蔵書へ努力いたすとともに、館内サービス向上へ書架を増設して、さらに親しみのある市民文庫といたしたく存じます。

美術館におきましては、超一級的美術品を蔵する市の代表的文化施設として活用しているところですが、これら蔵品の展示を初め中国の工芸品の特別展覧会を企画するとともに、市民の手づくりの作品の展示など内容に富んだ展覧会を行い、広く市民に親しまれながら、教養の向上と創造性の醸成に寄与する美術館として各事業を進めてまいります。

次に、青少年の健全育成は社会的課題とされ、地域ぐるみ、社会ぐるみの運動が期待されているところです。われわれ行政として、青少年指導員の活動はもとより、校区青少年問題協議会に結集する住民団体の参加をさらに求め、行政・住民団体が一体となって青少年非行防止の啓発活動を進めますとともに、健全育成事業にも積極的に取り組みたく存じます。また、健全育成の場として活用しております榎尾山麓の青年の家の施設整備を続けていますが、さらにキャンプ場を拡張し、利用を高めるとともに、同施設において青少年のリーダーボランティアの養成にも努めてまいります。

<社会体育の振興>

社会体育につきましては、年々、青少年から老人まで幅広く、みずからスポーツに参画され体力づくりに励まれているところです。体育館では、引き続きスポーツ教室を実施するなかで、地域での指導者養成を図るとともに体育指導員の協力を得、スポーツに参加する喜びを得ていただきたく存じます。

また、かねてから強い御要望のありました運動施設の充実については、甲斐田川沿いに建設してまいりました各種スポーツのできる光明池球技場が開設の運びとなります。同運動場にはナイター照明を完備し、野球・ソフトボール等、昼間お仕事を持っておられる勤労者の皆さんにも、さらにスポーツに親しみ、健康増進と心の触れ合いの場として活用してまいります。

2. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり

<公園・緑地の整備>

本市は、古くは森と泉の湧き出ずる国府として栄えてきましたが、近代において経済成長に伴い、それが失われつつあることは事実であります。

現在、再び誇りある都市として回復し、固有の魅力を取り戻さなければならないと考えております。このため、先年策定いたしました「緑のマスタープラン」に基づき、多くの市民の潤いの拠点である黒鳥山公園につきましては、より一層の整備と拡大を図り、肥子池公園、忠岡池公園、旭公園などの都市計画公園整備を促進し、光明池緑地は、スポーツとレクリエーションを兼ねた幅広い市民の利用を目的とした整備を行うべく所要の措置を講じたものでございます。

さらに本年は、国土緑化推進運動の一環として、河川・道路を初め公共施設を中心に各種の植栽事業を行い、緑豊かな都市景観をつくり出す特定緑化事業を興し、潤いと魅力ある町づくりを目指してまいりたいと存じます。

<和泉中央丘陵整備事業>

本市の総合基本構想に基づき計画されている和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業でございますが、開発面積370ヘクタール、計画人口3万2,000人の新しい町づくりを住宅・都市整備公団を事業主体として施行いたしますものであり、本開発は、良質な住宅地の供給と文化的業務施設を含めた総合的な町づくり……夢と希望のあふれる町づくり……を行ってまいりたいと存じます。

泉北高速鉄道の駅延伸を中心に、泉州山手線、和泉中央線等の幹線道路整備、あるいは河川改修、公共下水道の整備・促進を図るなど、交通基軸の確立と都市基盤の充実を図ってまいりたいと存じます。さらに新駅を中心に、商業・業務などの都市機能も備えた大規模なシビックセンター計画、大学誘致のための研究学園地区の確保、公園・緑地の整備等々、将来に価値ある都市とするよう英知を注いでまいり所存であります。

昨年は、本事業用地の集約に全力を傾注いたしました結果、およそ90%を達成することができ、これにより、本年は住宅・都市整備公団による買取体制に切り替え、用地集約の完結を目指し、権利者各位の合意を得るべく最善の努力を行ってまいります。

また、一連の都市計画手続きにつきましては、昨年度本市都市計画審議会において慎重に御審議をいただき、所要の変更決定につき答申をいただき、本年は早期事業着手を目指し、国・府による都市計画決定、事業認可などの法的手続きを完了すべく進めてまいり所存でございます。さらに、農業用施設の対策につきましても、きめ細い整備計画を立て、関係者と

十分な協議を行ってまいります。何とぞ議員各位のより一層の御支援と御協力をお願い申し上げる次第であります。

<道路網の整備>

道路網の整備でございますが、和泉府中北通線は、整備工事は昨年で完了いたし、本年で残された用地の処理も終り、泉大津阪本線整備事業、琴ノ坂橋橋梁改修事業なども今年度で完了いたす見込みであります。本年は、新たに阪和東側2号線の事業化を図ってゆくとともに、上代伏屋線、葛の葉尾井千原線、伏屋唐国線など引き続き整備を進め、市内一円の生活道路の整備につきましても所要の措置を講じたものでございます。

都市機能の効率化を図るための広域幹線道路につきましては、外環状線が昨年、一部供用開始され、岸和田南海線、泉州山手線の用地集約につき、相応の前進をみたところでございますが、本年は、これらの整備促進を大阪府に対し働きかけてまいりたいと存じます。さらに、池上下宮線、近畿自動車道などは、本市の環境改善整備事業あるいは中央丘陵整備事業に大きな役割を果たすものであり、その事業着手につき関係機関に強く要請し、協議を進めてまいり所存であります。

3. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり

<上水道の充実>

上水道の安定給水の確保は、健康で文化的な生活を維持する上において必要不可欠のものでございます。本市の水道事業は、近く府営水道料金の引き上げが予想される中で、受水費などの経営圧迫要因に対する影響は厳しい情勢下にあります。これに対し独立採算性を基調とし、収入の確保、有収率の向上、需給に見合った適正な建設投資、諸経費の節減など徹底した経営努力を続け、現行の料金体系を当分の間据え置く方針であります。

さらに、円滑な給水確保のため、浄水施設の維持改善を初め、配水管網の整備拡充、供給関連施設の改良事業などにつき、一段と強化してまいりたい所存であります。

<河川・水路・下水道の整備>

河川と町並みの調和、市街地を流れる水路の「せせらぎ」化など、水辺環境の整備と美化の増幅を図ることが「和泉」のイメージを回復することにつながろうかと存じます。このため、昨年より実施いたしております下水道の事業計画を本年で完了させ、事業の財源確保の方策などを検討し、関係機関へ積極的に働きかけてまいりたいと存じます。

しかし、公共下水道事業は膨大な資金と長年月を要しますことから、当面は地域の幹線排水路の整備を行いつつ、市街地を流れる水路の整備については、水辺環境の保全と美化の増

幅という考え方に沿い、一日も早く清流の流れを取り戻すべく、最大の努力を傾注いたす所存であります。

<交通安全の確保と環境保全>

市民の交通安全対策につきましては、人名尊重の理念のもと、安全で快適な交通社会を実現することにあります。このため引き続き観音寺寺田摩湯線他2線に歩道設置事業を行いますとともに、道路上の不法広告物や放置自転車の撤去など、道路交通環境の確立を図ってまいります。

さらに、近年の交通事故増加の傾向に歯どめをかけるべく、交通安全施設を一層充実し、交通道德に基づいた交通安全意識の高揚を図るため、本年より交通安全対策会議を組織し、地域ぐるみの交通安全活動を推進してまいりたいと存じます。

一方、環境保全面では、生活水準の向上に伴い、市民の環境をめぐる要求は、量的な豊かさから、ゆとり、やすらぎ、潤い、といった人間性の豊かさへと質的に変化してきております。このため、昨年施行いたしました「和泉市環境保全条例」をさらに軌道に乗せるとともに、公害監視体制を強化し、規制と指導に力を注いでまいります。本年は特に、公害苦情の中でも顕著な騒音の苦情に対応すべく、最新の測定機器を導入し、大阪府公害監視センターとの連携をより一層密にし、その効果を高めてまいりたいと存じます。

<消防・防災体制の充実>

災害から市民の生命・財産を守り、市民生活の安全性を図るため、消防行政においては、引き続き防火水槽の増設、消火栓の充実を行い、特に本年は、高層建築物の消火活動に威力を発揮する屈折はしご付消防ポンプ自動車の購入を行うなど、機械装置の近代化を図りつつ、初期消火活動の効果を高めてまいりたいと存じます。

次に、防災対策でございますが、わが国は、地理的・気象的に、地震・台風・集中豪雨などの災害が発生しやすい状況にあり、本市においても、近年、2度にわたって大きな集中豪雨に見舞われ、多大の被害が発生いたしました。このため本年より市の災害対策本部と現地機動班との連携を密にする防災行政無線を整備いたしたいと存じます。

防災行政無線の整備により、災害発生時には災害現場と本部との相互交信が可能になり、迅速・的確な被害状況の把握あるいは現地機動班に対し、適切な指示・命令を伝達し、効果的な防災活動が期待できるものであり、所要の措置を講じたものでございます。

4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり

<農林業の振興>

農業振興対策につきましては、大都市近郊農業としての特性を生かした健全な発展と地域の意向を踏まえた施策を行うべく、地域農政推進対策事業を引き続き実施いたしたいと存じます。また、横山地区における園芸団地整備事業では、みかん園の多目的防除施設の設置などを初め、南松尾地区における椎茸栽培の発生施設の近代化と協業化による収益の向上を目指し、本年より園芸団地整備事業の導入を行ってまいります。

なお、柑橘の優良品種に更新を図るための優良柑橘類穂木生産母樹園の事業は、引き続き実施を行い、農道・農業用水路・溜池などの土地基盤整備事業は積極的に事業の推進を図るなど、各般の施策を通じ、自立経営農家の育成と活力のある農業の推進に努めてまいりたいと存じております。一方、森林内容の充実と人工林の健全な育成を目的とした間伐促進事業は、継続して実施いたすものであります。

<商工業の振興>

本市の商業は、人口の伸び率の鈍化と消費動向の変化により商業立地条件が移行し、その商圈は年々減少傾向にあります。また工業面では、地場産業であります人造真珠工業では、従来の礼装用製品からシーズンによるカジュアルウェアにマッチさせたものへと転換が図られ、昨年半ばより好況を保ちつつあります。一方、繊維産業では、依然として構造不況化にあり、大手企業の転廃業が相次ぐ中で、半面、敷物業や衣服あるいは電気・機械製品などの小規模経営が増加しつつある傾向にございます。

したがって、これら中小企業に対しての共同施設補助及び小規模事業対策等の助成金の増額措置などのほか、市商工会との相互緊密な協力のもとに経営相談・経営指導の強化を図り、経営体質改善など適切な指導に努めてまいりますのでございます。

なお、中高年齢労働者の生きがい対策の一環として、働くものに喜びを与えるとともに、職業相談・職業情報のみならず、体力づくり・趣味・教養など雇用の促進と福祉の向上を目的とした“中高年齢労働者福祉センター(サンライフ和泉)”の誘致運動が結実し、本年7月頃には完成いたす見込みであります。完成後は、雇用対策・勤労者福祉の側面だけでなく、地域住民のコミュニティー施設として幅広く活用していただけるよう検討してまいります。

5. 生きがいを感じ健やかな暮らしと心のふれあいを広めるまちづくり

<老人・障害者および児童福祉>

老人・障害者など社会的に弱い立場にある人たちに対しては、きめの細かい配慮を行い、生きがいを感じる各種の施策を行ってまいりたいと存じます。まず、老人福祉でございますが、高齢化社会が急速に進む中で、老人に対する福祉施策はますます重要になってまいります。老人にとって最も大切なことは、いつまでも健康で長生きすることにあります。

それには、絶えず生きがいを持ち続けることであり、そのため老人クラブ活動やゲートボールなど老人の自主的な活動を援助し、シルバー人材センターをさらに充実させ、就業機会の拡大を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会を目指し、取り組みを強めてまいりたいと存じます。

一方、不幸にして寝たきり老人となられた方には、医療ヘルパーや家庭奉仕員の派遣を初め、寝たきり老人短期保護事業、さらには、一定の所得を有する世帯に対しては、有料ヘルパー派遣事業などに取り組んでまいりたいと存じます。さらに本年より、大きな社会問題となりつつある痴呆性老人対策の一つとして、介護家庭の負担の軽減を図るために痴呆性老人短期保護事業を実施してまいりたいと存じます。

次に、障害者福祉でございますが、障害者用自動車改造事業、障害者の補装具・日常生活用具の給付、盲人ガイドヘルパー、手話通訳者派遣事業など、引き続き多面的に取り組むを行い、在宅心身障害者の自立更正と日常生活の向上に努めてまいります。さらに、障害者の住みよい町づくりの推進を図るため“障害者福祉都市”の指定を受けるようその準備に取り組んでまいりたいと存じます。

一方、保育所については、池上校区保育所の竣工により全小学校区での保育所整備が完了し、乳児保育の拡大、障害児保育の充実など、保育内容の充実に努めてまいります。

これら福祉施策を推進してゆくに当たり、市行政自身の努力と合わせて、各種社会福祉団体の果たす役割はますます大きく、各機関との連携を密にするとともに、さらに本年より福祉基金条例を起し、市民の福祉に対する善意の寄付金を積み立て、これから生じる運用収益を活用し、ボランティア活動や地域在宅福祉を充実させ、市民福祉の向上と多様化に対応してまいりたいと存じております。

<国民健康保険事業>

国民健康保険事業は、市民の生命と健康を守るという重大な使命のうちに事業の執行を行っております。昨年は、一般会計からの繰入金金の増額と、保険料及び賦課限度額の改正をお願いし、さらに、老人保健法の施行とも相まってその収支は均衡を保てる見通しであり、本

年は、料率等の改正は行わずに執行させていただきたく存じます。

しかし、健康保険制度をめぐる諸情勢はことのほか厳しく、医療保険制度の見直しなど抜本的な改革が予想されており、これらの動向を見きわめつつ適切に対応してまいる所存でございます。

<健康の保持・増進>

市民の日常生活の基盤である健康を守り、疾病の早期発見と予防を図るため、胃ガン・子宮ガン検診をはじめ、各種の予防接種などの集団検診を精力的に推進するとともに、健康は自分で守るという意識向上のため健康教室・健康診査・健康相談などを通じ、総合的な保健体制の確立に努めてまいるものであります。そのため市医師会を初め関係機関との協議を深め、幼児期より高齢期に至る各世代にわたる健康増進と地域住民の自主的な保健活動の拠点となるべき“保健センター”を建設してまいりたいと存じます。

なお、昨年2月に施行されました老人保健法による各種相談事業……健康手帳の交付・健康教育・健康相談・訪問指導……など各種施策の実施につきましては、実質的な2年目に入り、その基本的理念に沿ってさらに拡充すべく所要の措置を講じたものであります。

一方、市立病院におきましては、市民の多種多様な医療需要にこたえるため、地域医療の中核病院としてふさわしい診療体制などの充実に努めてまいります。

なお、病院事業会計は、医療保険制度の改革が予想され、厳しい環境下にあります。市民の生命と健康を守るため、なお一層の努力を傾注し、効率的に市民の医療需要にこたえてまいりたく存じます。

<連帯と信頼のコミュニティづくり>

各種団体や市民の多様なニーズにお応えするとともに、婦人・文化活動あるいは市民活動と文化の交流の拠点となるコミュニティセンター及び老人・障害者などの健康の増進、機能回復、教養・文化等の福祉センターを複合した総合会館構想を樹て、補助事業採択に向け、関係方面への折衝を重ねてまいりました。本年は、その総合会館構想の一環であるコミュニティセンター事業採択の見通しがつき、その建設に着手いたすこととしたものであります。当初より、福祉・教育・文化を含めた一体となった総合会館を構想いたしておりましたが、中央省庁の補助制度の関係から福祉機能と分離せざるを得なくなり、今般、コミュニティセンターの建設に踏み切ったものでございます。

なお、老人・障害者などを対象とする福祉センターにつきましては、引き続き国・府の事業採択に向けて交渉を重ねてまいるものでございます。

コミュニティセンター計画の大綱につきましては、300人収容の多目的ホールをメイ

ンに、大・小集会室、会議室を配置し、市民会館の不足する機能を充足し、婦人活動や各種の文化活動を初め幅広い市民のコミュニティ活動を通じ、心と心の触れ合いの場として役立ててまいりたいと存するものであります。建設事業は、59年度着工、60年度完成を予定し、今般その実施設計費を計上いたしました次第であります。

<同和対策の推進>

同和対策事業につきましては、従前にもまして国・府と相互に協力しながら、計画的・総合的に施策の推進を図ってまいりたいと存じます。環境改善整備事業では、住宅・道路の整備を中心に精力的に取り組み、人権擁護活動において同和教育推進協議会と密接な連携を保ちつつ、人権意識の高揚・啓発活動を推進し、一層の効果を高めてまいりたいと存じます。本年は、「地域改善対策特別措置法」が制定されて3年目を迎え、同法の有効期限内に同和問題の解決を目指し、最大の努力を重ねてまいります。

なお、今後とも本市のように大規模な同和地区を包含する自治体に対し、特別な財政援助措置を要請してまいり、同和行政の円滑な推進を図ってまいるものであります。

[その他の施策]

<関西国際空港>

関西国際空港建設問題につきましては、議員各位御案内の通り、事業主体として国・地方公共団体及び民間の出資するいわゆる第3セクターを設立、特別立法による特殊会社として、(仮称)関西国際空港株式会社が定まり、59年度政府予算案に出資金等の措置が講じられ、いよいよ着工に向け動き始めました。今後、解決すべき事項は多く、公害のない国際空港、地域に繁栄をもたらす国際空港を期待し、議会の御意向を踏まえながら機敏に対処いたしてまいる所存であります。

なお、本年度は、地域産業の活性化にもつながる空港を核とした新産業の立地について本市への可能性を模索し、あわせて広域的な会議場の誘致、スポーツ・レクリエーション構想の具体化などにつき、調査・研究を行うべく所要の措置を講じたものであります。

<行政事務改善と職員意識の向上>

本市の行政事務の電算化につきましては、従来から大量計算業務を主として外部への委託方式により処理してまいりましたが、近年の電子計算機のめざましい発達、これまでの大量反復計算処理から、これを蓄積・加工し総合的に利用する技術が開発され、自治体業務においても高度な住民情報システムとして取り入れられつつあります。

本市においても、昨年より庁内組織でありますコンピューター導入準備委員会を設置いたしまして調査・研究を行い、行政事務の総合処理と効率化、窓口サービスの向上、あるいは

総合行政情報システムの推進などの基本方針を立て、昭和60年度よりコンピューターを導入する目標のもと、現在、その準備に取り組んでおります。本年は、その準備期間として所要の措置を講じたものであります。

昭和60年度より、市民課業務・税務業務・年金業務・健康保険業務・選挙業務等々電算化による即時処理が可能となり、特に、窓口業務の即時処理を行うなど住民サービスの向上に努めてまいりまゝでございます。将来においては、印鑑証明の発行、財務会計システムなど電算機の高度化利用を図るとともに、プライバシー保護対策についても十分留意し、検討を重ねてまいりまゝ所存であります。

なお、今日ほど職員への市民の関心が高まっている時はありません。職員に対しては、一層の研修・研鑽による職員意識の高揚や能力の開発あるいは綱紀の粛正を強化し、職員は常に全体の奉仕者としての使命感と和泉市に働く喜びと誇りを持ち、市政の執行に取り組むよう指導・監督し、住民サービスの向上を図ってまいりたいと存じます。

<市民意識の作興……和泉市民まつり>

世代を超えた素晴らしい連帯感と、郷土を愛する心と心の触れ合いを求め、市民の手づくりによる民謡盆踊り大会“和泉市民まつり”は、昨年より発足をいたしました。昨年は、老若男女多数の方々の市民の参加と各界の御協力・御協賛により成功裏に幕をおろすことができました。

私は、こうした市民の熱い連帯感と郷土意識の芽生えについて、心より喜ばしく感じますとともに、これを機会にますます発展させ、年に一回ではございますが、日ごろの労苦を忘れ、郷土の盆踊りに興じ、隣人との心のつながりと信頼感を深め、郷土“和泉市”を愛する心を醸成していただけることは本当にすばらしいことだと確信いたしております。本年は第2回を迎え、さらにその発展と期待を込めて、所要の措置をいたしましたものでございます。

以上が、今回御提案申し上げました昭和59年度予算案の概要でございます。

冒頭、申し上げましたとおり、地方自治体を取り巻く諸情勢はますます厳しさを加えております中で、限られた財源の効率的配分に創意と工夫をこらし、市民サービスの向上をめざし精いっぱい努力をいたしました。今後の行財政運営には、なお困難な課題が山積することと存じますが、私は、三たび市民の信託を受けたのを機会に、初心に立ち返り、“潤いと連帯感あふれる郷土和泉市”を築き上げるために、全職員と一体となり、新たな勇気と決意をもって、渾身の努力を傾注してまいりまゝ所存であります。何とぞ私の意のあるところをお汲み取りいただき、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長の市政方針の要旨の説明が終わりました。

次に、先ほど一括上程いたしました議案の説明を順次お願いいたします。まず、産業衛生部所管の説明を願います。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第14号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

この改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表のふん尿の欄に規定されております手数料で、雨水、地下水等の浸入する便槽、いわゆる不良便槽と臨時処理に伴うもの並びに事業所等人員によって算定しがたいものや、限度の不明確な水使用を必要とするものし尿収集料金を10リットル当たり42円を8円引き上げ、50円といたすものでございます。

この料金は、昭和55年4月に改定を行い、この4年間据え置き、現在に至っております。この間、経済安定成長の中ではございますが、人件費、諸物価が緩やかな上昇を見せております。また、この種の料金を他の近隣都市の状況と比較いたしますと、本市の収集料金は19%から42%程度下回っており、たとえば泉大津市では55円、高石市では50円となっております。

このような状況に照らし、従量制のし尿収集料金の改定をお願いいたしますのでございます。この手数料徴収対象の不良便槽や臨時処理はごくわずかで、会社、工場、飲食店など事業所関係が主でありまして、許可4業者では15カ所となっており、一般の家庭に与える影響は少ないものと判断いたしております。

なお、この改定は、昭和59年4月1日以降の処理に係る手数料からを予定いたしております。

以上で議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号「和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

現在、観音寺町の和泉市設墓苑には、第1区から第3区にわたり1,173区のえい地があり、すべて使用許可済みで、新たに使用許可を与えるえい地はございません。しかし今回、大阪府住宅供給公社の第1次寺門団地開発に伴う道路敷としての一部土地交換と、のり面等で使えなかった土地が使用可能となったため、新たに第4区として94区画のえい地を増設し、市民の墓地使用の要望にこたえようとするものでございます。

新えい地第4区は、既設の第2区、第3区と同じ1.3メートル四方の1.69平方メートル、約半坪を予定いたしております。このたび新えい地を増設し、市民の方に使用していただくに

当たりその使用料を定め、関連する条例を改正する必要が生じたので、ここに御提案申し上げた次第でございます。

改正案の内容でございますが、条例第6条とその別表の使用料につきまして、今回計画の第4区、94えい地は、造成工事に要します費用と土地価格を基礎に、また、近隣各市の墓地使用料を参考に、1平方メートル当たり11万8,500円と定めさせていただきました。これにそのえい地の面積を乗じたのが使用料となり、第4区では、1えい地20万円となります。

これに伴いまして、既設の第1区から第3区の使用料につきましても第4区と同一料金にさせていただきます、価格の公平化を図らせていただきました。ただ、第1区から第3区の改正は、現使用者にはかかわりなく、今後、えい地の返還等がある、公募等により新しい使用者が決まった時点で改正使用料によることとなります。

続いて、別表にございますえい地数でございますが、既設の第1区から第3区に一部未使用地があり、今後、使用可能となり次第えい地造成を行っていくため、えい地数にたびたび変動が生じてまいりますので、今回、削らせていただきました。

次に、第6条にあります掃除料でございますが、現行では、墓地使用者の請求に基づき市が清掃を行い、手数料を徴することになっておりますが、現実には掃除を請求する者なく、今後ともえい地の掃除は、その使用者の責任においてお願いし、共用部分につきましては市が行うとしたし、掃除料に関する規定、条例第6条の条文と別表及び条例第9条第2項並びに第14条第3項の改正と削除を行わせていただきました。

次に、条例第14条に規定しておりますえい地の返還に伴う還付金でございますが、改正附則において、墓地使用のため納付した使用料の5割に相当する額に改めさせていただきました。

また、この条例の施行日でございますが、公布の日から6カ月を超えない範囲におきまして、規則で定める日から実施したいと存じております。

以上で議案第15条の説明を終わります。何とぞよろしく御審議を賜り、議案第14号及び第15号を原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 続いて、建設部所管の説明を願います。
- 建設部次長（中上好美君） 建設部長病気のため、まことに僭越ですが、かわって次長の中上よりお許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第16号「和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、近時、社会経済情勢の状況を考えまして市道占用料を見直す必要が生じ、特に昨年9月、建設省におかれましても、同様の理由から国道の占用料を改定い

たしております。これを受けまして、阪南各市におきまして、同一歩調でこれに準じ改定をすべく準備を進めておりまして、本市も今回、改定をしようとするものでございます。

次に、内容でございますが、議案書12ページの別表に記載しておりますとおり、電柱とその支柱、支線柱とその支線を1年当たり、1本につき300円引き上げ、1,300円とするなど改正をしようとするものでございます。その他危険物改定額等は、14ページから15ページの参考資料新旧対照表にお示しをしておりますとおりで、全体として平均30%の引き上げとなります。

また、種類につきましても、隣接各市初め阪南都市の状況その他を協議いたしまして統一することになりましたので、地下埋設物等の一部を変更しようとするもので、改定につきましては、昭和59年4月1日から実施を予定しております。

以上、簡単でございますが、提案理由及びその内容でございます。よろしく御審議の上、原案御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、教育委員会所管の説明を願います。
- 教育次長（杉本弘文君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第17号「和泉市立運動施設条例制定について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書16ページでございます。

今回、かねてより議員皆様方のお力添えをいただき、なおまた、大阪府企業局の御配意をいただく中で建設を進めてまいりました光明池駅近くの運動場施設が完成し、供用開始の運びになりましたので、その管理運営事項につき所要の整備を行うとともに、近時の社会経済情勢にかんがみ、既存施設の使用料の改定をお願いするほか、既存施設についての各設置条例を統合、統一運用を図るため御提案申し上げる次第でございます。

それでは、条例内容について御説明を申し上げます。

第1条は、施設設置について、名称と位置を定めるもので、すでに設置をいたしております和泉市立市民球場 和気市和気町108番地の2、和泉市立テニスコート 和泉市和気町108番地の2、和泉市立光明池運動場 和泉市室堂町735番地の1 の次に、今回の施設の名称を「和泉市立光明池球技場」と定め、位置を「和泉市室堂町1066番地」とするものでございます。

第2条は管理で、この運動施設については、教育委員会が管理し、なお、教育委員会が必要と認めるときは、公共的団体に委任することができるものと定めたものでございます。

第3条第1項は、使用料を定めるもので、別表19ページに使用料を提示させていただいておりますが、市民球場は1時間800円、テニスコートは、1コート1時間500円、光明池

運動場については、運動広場として使用するときは、個人使用は1人1時間1000円、団体使用は、午前は2,400円、午後は4,800円と定め、新設の光明池球技場については、テニスコート1コート1時間500円、運動場A、これは大きい方ですが、1時間800円、運動場B、小さい方については1時間400円と定め、ナイター設備を設置する運動場Aにおける照明設備の使用料金を全灯使用の場合、30分2,500円、半灯だけ使用の場合、30分2,000円と定めるものとございます。

なお、使用料は前納とし、本市市民でない者の使用については、それぞれ倍額とすることといたしております。第2項は、使用許可における使用内容の変更に伴い使用料の納付方法を定めております。

第4条は、使用者に対し、管理者の指示事項を守り使用するよう示し、第2項において、その責任の明確化を定めております。

第5条は、使用によって施設設備等に損害を与えた場合の賠償と、これに関する減額、免除を定めたものとございます。

第6条は、本条例の施行について必要な事項は、教育委員会で定めるよう委任いたしております。

次に、附則として、この条例は、昭和59年4月1日から施行するものとし、前段申し上げましたとおり、この条例施行とともに、従前の和泉市民球場、テニスコート及び和泉市立光明池運動場の各条例は廃止するものとしております。

なお、参考資料として、既存施設の料金改定に伴い新旧対照表を20ページに記載いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が、本条例の提案理由とその内容でございます。よろしく御審議をいただきまして御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、市民部所管の説明を願います。
- 市民部長（富田宏之君） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第18号「和泉市福祉基金条例制定について」、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

まず、理由でございますが、本市においても人口構造の急速な高齢化の進行、障害者の社会活動への積極的な参加などにより福祉ニーズが多様化し、これらに対する福祉行政の充実が強く望まれております。一方、市民の福祉についての認識の向上により、ボランティア活動への参加や福祉に対する善意の寄付金も寄せられつつあります。今後は、これらの寄付金と一般財源からの繰入金を福祉基金として積み立て、その運用から生ずる収益をボランティア活動や地

域福祉活動などに充て、もって市民の積極的な社会福祉活動の振興を図ることを目的としたものであるとさせていただきます。

次に、内容の御説明を申し上げます。

第1条は、本条例の目的と、その設置について定めたものとさせていただきます。

第2条は、この基金は、市の繰入金と市民よりの寄付金をもって、これを一般会計に計上いたしまして積み立てることを規定したものとさせていただきます。

第3条の基金の管理につきましては、最も効率的な方法により運用保管することを定めたものとさせていただきます。

次の第4条は、基金の運用から生ずる収益(利子)を積極的な福祉活動の振興を図るため活用することと定めたものとさせていただきます。

第5条は、この基金の管理について必要な事項を市長に委任することを定めたものとさせていただきます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、昭和59年4月1日から施行いたしたく存しております。

なお、事業への実質的な活用につきましては、先ほど申し述べましたように、基金の運用により生ずる収益を充当いたすものとさせていただきますので、本案件を御可決賜りますれば、1カ年程度積み立て、昭和60年度より活用いたしたく予定をいたしている次第でございます。どうかよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、「和泉市福祉基金条例制定について」の提案理由と内容の御説明を終わらせていただきます。

○ 議長(池辺秀夫君) 引き続き、予算説明に入ります。

まず、一般会計及び特別会計予算の順に説明願います。

○ 財務部長(麻生和義君) お許しを得まして、ただいま御上程いただきました諸議案のうち、議案第6号から議案第11号までの六つの予算について、概要の御説明を申し上げたいと存じます。

まず、予算編成につきましては、先ほど市長が表明いたしました市政運営方針に基づき、諸般の社会情勢を踏まえ、本市の財政運営の厳しい実態を再認識し、予算を編成いたしましたものとさせていただきます。

昭和59年度の一般会計歳入歳出予算は、総額265億7,800万円と相なるわけでございます。まして、前年度当初と比較いたしますと、9億1,100万円、3.5%増と、昨年を引き続き低い伸び率となっている次第でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。予算書の1ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、265億7,800万円と定めるもので、この款・項の区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございますが、債務を負担することができる限度額等を定めるものでございまして、学校及び改良住宅整備事業及び用地取得費等、36億6,465万6,000円の計上でございます。期間及び限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債でございますが、事業目的、借入限度額等を定めるものでございまして、その内訳明細は、第3表のとおりでございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金 の最高限度額を定めるものでございまして、50億円計上いたしました。

第5条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用できるよう定めるもので、職員の給与費を対象といたしてございます。

以上が、一般会計の予算でございます。

引き続きまして、事項別明細書に基づき、歳出予算より、その内容について御説明申し上げます。39ページでございます。

まず、議会費でございますが、議員各位の報酬を初め議会運営経費として、2億5,195万4,000円計上いたしました。

次に、総務費につきましては、総額24億9,239万6,000円計上いたしました。総務管理費につきましては、特別職、一般職員の給与費を初め庁舎管理経費等、おおむね経常的な経費でございますが、一部、今年度に事業着手できるべく総合会館（コミュニティセンター）の設計委託料、また、新関西国際空港に関連する産業振興等の調査経費を初め、昭和60年度を目途に電算に対応すべき関連経費の予算措置を講じているものでございます。

次に、徴税費、戸籍住民基本台帳費、統計調査費、同和对策費につきましては、それぞれ前年度同様の経費を計上いたしました。

選挙費につきましては、農業委員会委員選挙、また、9月に執行予定の市議会議員選挙の費用を計上いたしました。

次に、民生費でございますが、73億2,822万1,000円計上いたしました。社会福祉費につきましては、心身障害者、老人に対する福祉経費及び医療助成を初め、国民健康保険事業、老人保健事業会計への繰出金を計上いたしました。

次に、児童福祉費でございますが、児童手当、扶助費をはじめ、保育所、母子寮及び、児童遊園の管理経費を計上いたしましたものでございます。生活保護費につきましては、扶助費を初め、生活保護家庭の見舞金等を計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、30億3,397万円を計上いたしてございます。予防衛生費につきましては、老人保健法に基づく中高年齢者の健康診査を行う保健衛生費を初め、市民の健康を保護すべく市立病院に対する補助金、結核、インフルエンザ等の各種の予防接種経費及び休日急病診療所等の管理運営経費を計上いたしてございます。また、今年度、地域住民の自主的な保健活動の拠点となるべく、保健センターの整備事業費を計上いたしているものでございます。

次に、環境衛生費でございますが、伝染病の予防対策費を初め、し尿及びごみの収集、処理経費を計上いたしました。墓地管理費につきましては、市営葬儀の運営経費を初め、市設墓苑の増設事業費を計上いたしました。上水道費につきましては、本市水道事業に対し、また、泉北水道企業団に対する補助金を計上いたしましたものでございます。

労働費につきましては、失業対策関連経費として5,568万4,000円計上いたしました。

次に、農林水産費でございますが、2億5,359万1,000円を計上いたしました。農業費につきましては、農業委員会の経費を初め、園芸団地の整備、また、農道、溜池等の農業基盤の整備に関する経費を計上いたしてございます。林業費につきましては、森林間伐の事業費を計上いたしました。

次に、商工費でございますが、2億990万1,000円計上いたしました。中小企業の振興対策経費を初め、事業資金の融資、勤労青少年ホームの運営経費等を計上いたしましたものでございます。

続きまして、土木費でございますが、45億3,918万8,000円計上いたしました。まず、土木管理費でございますが、道路台帳の作成経費を初め、管理経費等を計上いたしました。

道路橋梁費につきましては、市内一円の道路整備を初め、昨年に引き続き琴の坂橋の改築、葛の葉尾井千原線、環境改善整備事業及び上代伏屋線整備事業費をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、河川水路費でございますが、一般河川の改修事業費を初め、東松尾川、長谷川の改修事業、また、水路につきましては、市内一円の水路整備の事業費をそれぞれ計上いたしました。

都市計画費につきましては、公園、街路、下水道費の経費でございまして、公園につきましては、肥子池、忠岡池、旭、光明池緑地、今福1号、尾井1号のそれぞれの公園整備事業費と、今年度新たに特定緑化事業費として、5地区の植栽工事費を計上いたしましたものでございます。

また、街路事業費につきましても、府中北通線、泉大津阪本線の整備事業費と、今年度より新たに着手いたします阪和東側2号線を計上いたしました。浸水対策費につきましては、黒鳥東排水路と唐国東排水路の改修工事費を計上いたしてございます。

次に、住宅費でございますが、住宅管理経費及び改良住宅建設事業費をそれぞれ計上いたしました。

次に、消費費でございますが、7億2,094万1,000円計上いたしました。消防署及び消防団の経費でございますが、防火水槽の新設、消防ポンプ自動車の購入費を初め、災害発生時により機敏に災害に対応できるべく防災行政無線の整備事業費を計上いたしました。

続きまして、教育費でございますが、総額32億2,695万5,000円計上いたしました。本年度の予算といたしまして、光明台南小学校、(仮称)光明台北小学校、北松尾小学校体育館、南池田小学校給食室、伯太小学校運動場の整備事業、また、中学校につきましては、和泉中学校、光明台中学校、信太中学校、南松尾中学校及び石尾中学校プール等の整備事業費でございます。その他、小学校、中学校、幼稚園の運営管理維持経費等を計上いたしましたものでございます。

社会教育費及び保健体育費につきましては、各公共施設の運営管理維持経費等計上いたしました。

次に、公債費でございますが、前年度以前に借りました市債の元利償還金並びに一時借入金の利子等38億7,307万円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、開発公社に対する貸付金、災害援護資金貸付金を初め、一部事務組合に係る地方交付税の配分金を計上いたしてございます。また、基金費につきましては、公共施設整備基金への積立金を初め、今年度新たに設置する福祉基金に対する積立金等を計上いたしましたものでございます。

最後に、緊急または不測の経費に充当いたすべく、予備費として5,000万円計上いたしてございます。

以上が、歳出予算の事項でございますが、歳出予算総額265億7,800万円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これら歳出に充当いたすべく歳入予算について御説明申し上げます。予算書の3ページでございます。

まず、初めに市税でございますが、前年度見込み額等を勘案いたしまして、92億189万円計上いたしてございます。

次に、地方譲与税1億6,500万円、自動車取得税交付金1億8,849万4,000円、国有

提供施設等所在市町村助成交付金 2 億 2 9 1 万 3,0 0 0 円、地方交付税 4 3 億 4,2 0 0 万円、交通安全対策特別交付金 1,6 0 0 万円につきましては、それぞれ前年度実績、国の動向及びそれぞれの法令を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、4 億 8,0 0 0 万 1,0 0 0 円計上いたしました。分担金につきましては、農林水産業費分担金で、負担金につきましては、精薄、老人、保育所の収容措置費負担金を初め、道路、都市計画、消防事業等に伴う負担金をそれぞれ計上いたしました。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもので、2 億 3,5 3 5 万 1,0 0 0 円、手数料につきましては、戸籍住民台帳等の手数料として、4,6 0 1 万 9,0 0 0 円をそれぞれ計上いたしました。

なお、一部使用料の改定をお願いいたすべく別途御審議を煩わしたく存じますので、よろしく御了承賜りたく存ずる次第でございます。

次に、国庫支出金 4 5 億 1,6 2 9 万 8,0 0 0 円、府支出金 1 8 億 2,6 8 6 万 4,0 0 0 円を計上いたしてございますが、これらはいずれも歳出予算の経費と関連いたすものでございまして、現行基準に従いまして、それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、財産収入でございますが、今年度整備いたします市設墓苑の永代使用料を初め、公共施設整備基金利子収入、また、財産区財産の売却収入等、4 億 2,8 5 8 万 2,0 0 0 円を計上いたしました。

寄附金につきましては、一般寄附金、開発指導要綱に基づく寄附金及び福祉基金に積み立てるべく、指定寄附金等 1 億 8,9 0 0 万円計上いたしました。

繰入金につきましては、公共施設整備基金及び美術館運営準備基金からの繰入金等、4 億 5,5 4 7 万 6,0 0 0 円計上いたしてございます。

諸収入につきましては、2 6 億 4,4 5 9 万 3,0 0 0 円計上いたしました。主なものとしたしましては、病院事業等の貸付金元金収入及び国民年金印紙売捌収入等でございます。

最後に、市債でございますが、1 6 億 3,9 5 1 万 9,0 0 0 円計上いたしてございます。これらは歳出予算の事業費と関連いたすものでございまして、適債事業に対し、充当率等を勘案いたしましてそれぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が、歳入予算でございまして、総額 2 6 5 億 7,8 0 0 万円と相なる次第でございます。

以上が、昭和 5 9 年度一般会計予算の内容でございます。

引き続きまして、議案第 7 号「昭和 5 9 年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

国民健康保険は、市民の日常生活の基盤としての健康を守るため重要な制度でございます。年々増高を続けておりました医療費については、なお流動的であるとはいえやや鎮静化の傾向にあり、このため本年度は保険料等の改正は行わずに執行させていただく方針でございます。

しかし、国においては、医療保険制度の抜本的な改革が予定されております。現時点では、これが国保財政にどのように影響するのか等は、なお不確定な部分がございますので、新制度として実施が決まった段階で所要の措置を講じさせていただき所存でございますので、よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

以下、その内容について御説明申し上げます。予算書の13ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を48億6,550万円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款・項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を8億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与費並びに保険給付費につきましては、予算額に過不足が生じたときに流用できる旨規定いたすものでございます。

続きまして、事項別明細書により、まず、歳出予算から内容を御説明申し上げます。予算書の240ページでございます。

総務費につきましては、保険給付を行ってまいります上の職員給与費及び事務的経費でございまして4,713万円、徴収費につきましては、保険料賦課徴収関係の職員給与費及び事務的経費といたしまして、1億1,166万4,000円計上いたしましたものでございます。

次に、運営協議会費でございます。これは国民健康保険運営協議会の運営に係る経費でございまして、86万1,000円計上いたしました。

次の趣旨普及費につきましては、啓蒙活動費でございまして49万5,000円計上いたしましたものでございます。

次に、保険給付費でございますが、療養給付費等といたしまして、32億8,433万5,000円計上いたしました。

次に、老人保健拠出金でございます。老人保健法に係る被保険者を対象としたものでございまして、医療費及び事務費を含めまして、13億8,153万7,000円計上いたしましたものでございます。

次に、共同事業拠出金でございます。本年度新たに設定いたす科目でございまして、再保険といわれているものでございます。高額な医療費が発生したとき保険財政に直接波及しかねないケース等が予測されますので、これらを共同で防衛していくという制度でございます。

次に、保険施設費でございます。優良家庭及び健康老人に対しての表彰と医療費通知に要します費用256万5,000円計上いたしました。

次に、公債費でございます。歳計現金に不足が生じたときの一時借入金の利子でございます。325万6,000円計上いたしましたものでございます。

次に、予備費でございます。疾病の集団発生等予測しがたい費用の支出に備えるため3,000万円計上いたしましたものでございます。

以上、歳出予算合計いたしまして48億6,550万円と相なるものでございます。

次に、これらの歳出に充当すべき歳入予算につきまして御説明申し上げます。予算書の237ページでございます。

まず、国民健康保険料でございます。実績等を勘案の上19億70万円計上いたしましたものでございます。

次に、一部負担金につきまして1万円、使用料及び手数料につきましては50万円それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金でございます。事務費負担金として6,101万4,000円、療養給付費等負担金として24億4,776万円、助産費補助金として960万円、財政調整交付金として2億8,363万7,000円を、国の予算編成方針並びに本市の実績等を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

次に、府支出金でございます。国保事業に係る府の助成補助金として1,039万5,000円、老人医療費波及分補助金として2,617万6,000円、障害者医療費波及分補助金として1,012万4,000円それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、繰入金でございます。被保険者の負担の軽減等のため、一般会計から繰り入れいたすものでございまして、前年度と同額の1億円計上いたしましたものでございます。

最後に、諸収入でございます。第三者納付金、医療費返納金等々いたしまして、1,558万3,000円計上いたしましたものでございます。

以上、歳入合計いたしまして48億6,550万円と相なるものでございます。

以上をもちまして、国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

引き続きまして議案第8号「和泉市老人保健事業特別会計予算」について、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

すでに御承知のとおり、昨年2月より老人保健法が施行されたところでございますが、この法律による老人保健制度は、本格的な高齢化社会の到来に対応するための施策の一環といたしまして、70歳以上の老人及び65歳以上の寝たきり老人に対しまして適切な医療の確保を図

るとともに、その医療費を国及び地方公共団体が負担するほか各保険者がそれぞれ拠出するなど、国民すべてが公平に負担することを目的としたものでございます。

次に、その内容について御説明申し上げます。予算書の16ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を40億6,334万9,000円と定めるものでございます。この歳入歳出の款・項の区分及び金額は、第1表のとおりであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により内容の御説明を申し上げます。

まず、歳出予算から御説明いたしますが、255ページの総務費の一般管理費といたしまして237万円。

次に、医療諸費でございますが、これは受給対象者と見込まれる6,361名の医療給付費に係る費用として40億6,197万6,000円及び医療支給費に係る費用で4,736万円、医療費の審査支払手数料といたしまして742万3,000円の合わせて40億6,097万9,000円の支出が見込まれるものであります。

続きまして、歳出に充てる歳入につきまして御説明申し上げます。

まず、支払基金交付金から交付されるものといたしまして、歳出のところで御説明申し上げました医療諸費の医療給付費等で、支出が見込まれる費用の70%、28億3,748万8,000円及び医療費の審査支払手数料交付金といたしまして100%、603万4,000円、合せて28億4,352万2,000円が交付される見込みであります。

次に、国庫支出金でございます。これも医療給付費等で支出が見込まれる費用の20%8億1,071万円及びこれらに係る事務費として44万円、合わせて8億1,111万5,000円が国庫負担金として交付される見込みであります。

続きまして、府支出金でございます。これも医療給付費等で支出が見込まれます費用の5%、2億315万7,000円が府負担金として交付される見込みでございます。

次に、繰入金でございますが、これにつきましても、医療給付費等で支出が見込まれます費用の5%及び事務経費の所要見込み額を合わせたもので、2億552万円を一般会計より繰り入れるべく措置いたしました。

以上、歳入歳出の合計額は、それぞれ40億6,334万4,900円と相なる次第でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、昭和59年度老人保健事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第9号「公共用地先行取得事業特別会計」について御説明申し上げます。予算書の18ページでございます。

まず、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額を1億4,994万5,000円と定め

るもので、予算の款・項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容明細は、第2表のとおりでございます。

予算の内容につきましては260ページでございますが、公園用地の購入費8,523万5,000円と、前年度以前に借り入れた地方債の元利償還金でございます。

これに充當いたすべき財源といたしまして、地方債と一般会計より繰り入れたいすべく予算措置いたしたものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計について、内容の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第10号「公共下水道事業特別会計」について御説明申し上げます。予算書の21ページでございます。

まず、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額を9億490万4,000円と定めるものでございます。款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条は、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容明細は、第2表のとおりでございます。

第3条は、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしてございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。予算書の267ページでございます。

まず、下水道総務費でございますが、職員の給与費を初め、下水道処理経費、湾岸流域下水道事業の負担金等5億4,266万円を計上いたしました。

また、下水道整備費につきましては、和気第2幹線の整備事業費等2億1,907万2,000円を計上いたしました次第でございます。

次に、公債費につきましては、前年度以前に借り入れた市債の元利償還金として、1億4,267万2,000円を計上いたしました。

予備費といたしまして、50万円計上してございます。

次に、これら歳出に充當いたします歳入について御説明申し上げます。

負担金につきましては6,261万4,000円、下水道使用料3,197万2,000円、国庫支出金1億80万円、府支出金1,125万6,000円、市債2億9,400万円それぞれ計上いたしました。これらは、歳出に関連いたします歳入でございまして、歳入不足額を一般会計から

繰り入れいたすべく措置いたしましたものでございます。

以上が、歳入歳出予算でございます。総額9億490万4,000円と相なる次第でございます。

以上、簡単でございますが、公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

続いて、議案第11号「昭和59年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

和泉中央丘陵整備事業につきましては、本市総合基本構想に基づき、中部丘陵地帯に開発面積約370ヘクタール、計画人口約3万2,000人の新しい町づくりを、住宅・都市整備公団を事業主体として施行しようとするものであります。

本開発事業は、鉄道の延伸を中心とする交通基軸の確立と都市基盤の充実、地域環境の整備を図り、あわせて良好な住宅・宅地の供給と文化的、業務的施設の計画的立地による総合的な町づくりを行ってまいりたいとするものであります。

昨年は、本事業用地の集約に全力を傾注いたしました結果、およそ90%を達成することが出来ました。さらに、本年は住宅・都市整備公団主体による買取体制とすべく体制変更を行い、用地集約の完結を目指し、権利者各位の合意を得るべく最善の努力を行ってまいりたいと存じます。

また、一連の都市計画手続きにつきましては、所要の変更決定につき、本市都市計画審議会の答申をいただいた次第であり、本年は、早期事業着手を目指し関係機関と協議を進めてまいりたいと存じております。

以下、予算の内容について御説明申し上げます。予算書の25ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算総額を8,800万円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款・項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により、まず、歳出予算から御説明申し上げます。予算書280ページでございます。

和泉中央丘陵用地取得等事務費でございますが、関係職員の給与費及び用地取得等事務費といたしまして8,400万円、それと、緊急または不測の経費に充当いたします予備費といたしまして400万円、合わせまして総額8,800万円を計上いたしております。

以上が、歳出予算でございます。これに充当いたします歳入予算につきましては、事項別明細書の279ページでございますが、住宅・都市整備公団の受託事業収入といたしまして、歳出予算の相当額8,800万円を計上いたしております。

以上、昭和59年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算の内容でございます。

以上をもちまして、議案第6号から議案第11号までの予算の内容説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、水道事業会計予算の説明を願います。
- 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） 本日、水道部長が親戚筋の御不幸により忌引休暇をとっておりますので、水道部次長より「昭和59年度和泉市水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

まず、新年度を控えまして、最近の水道事業に関する主要な経営動向について申し述べますと、特に府営水道料金の引き上げが予想される中で、これに伴い給水原価に占める受水費の経費増は、泉北水道企業団関連と合わせて初年度で約4,000万円程度、翌年度以降平年度で約9,000万円以上が見積もられ、まことに厳しい情勢下にあります。新年度における経営目標といたしましては、現行料金体系をなお当分の間引き続き据え置く方針であります。この措置に伴いまして、トン当たり料金収支は逆ザヤが拡大いたしますが、独立採算制を基調とした収入の確保を初め、有収率の向上、高収納実績の維持、諸経費節減等徹底した経営努力を行いますとともに、池上浄水場跡地の早期処分を前提として、懸案の累積欠損金の解消努力に向けて全力を傾注いたしてまいりたい所存であります。

それでは、予算書1ページにより、予算の概要について御説明申し上げます。

まず、本年度の業務の予定量でございますが、第2条において、給水戸数3万9,800戸、年間総給水量を有収率91.9%と見込み、1,221万1,500 m^3 、また1日平均給水量については、3万3,456 m^3 と予定いたすものでございます。また、主要な建設改良事業としましては、環境改善整備事業に伴い配水管整備事業に3,750万円、出水不良及び赤水対策のための配水管更生事業に4,200万円、また継続施行しております水道施設等整備事業に1億5,500万円をもって、和田浄水場浄水設備の改良工事及び計画に基づく配水管布設工事延長1,247 m 余を施工予定しているものでございます。

次に、第3条 経営収支の予定でございますが、収益的収入より申しますと、第1款 水道事業収益を22億3,638万9,000円と予定し、その大宗として、営業収益においては、過去の実績を勘案し、前年度当初予定に比し、8.6%増の16億967万9,000円を計上いたしました。営業外収益に係る加入金収入については、1億3,422万円を予定いたしておりますが、光明台等公団、公社関連の集合住宅の工事完了に伴い対前年比24%減と相なっております。また、本年度におきましては、特に池上浄水場跡地処分を前提に売却予定収益として4億9,240万円余を特別利益として計上いたしております。

次に、支出面でございますが、第1款 水道事業費用を18億4,007万6,000円と予定し、主な内訳といたしまして、職員給与と受水費・受託工事費等営業費用は、前年度に比し9.5%増の15億3,710万2,000円と予定いたしました。この増加要因といたしましては、給水原価の主要な要素を構成いたします府営水道料金等の引き上げ増を見込むものでございます。また、営業外費用でございますが、これは主に支払利息であります。特に本年度に限っての特別措置として、仏並町小川地区における自家用水道建設助成金500万円を計上し、合計3億1,277万4,000円といたすものでございます。

なお、特別損失は過年度分水道料金の調定減を実績により、また予備費につきましては、昨年同様の措置といたすものであります。

以上、収支差し引きいたしますと、3億9,631万3,000円の当年度純益が見込まれるものでございます。

次に、第4条でございますが、これは主として建設改良事業に伴う資金収支でございます。まず、収入面から申しますと、第1項 企業債は1億8,600万円と予定、内訳といたしましては、配水管整備事業債並びに水道施設等整備事業債と相なっております。第2項 工事負担金については、民間を中心とした開発行為による配水管布設工事費等原因者負担として1億9,600万円を予定し、第3項 負担金は、消火栓新設に伴う一般会計負担分で前年同様の措置といたしました。第4項 固定資産売却代金は、池上浄水場跡地処分予定に係る売却原価相当額であり、以上により資本的収入総額を4億9,710万円といたすものであります。

一方、資本的支出の予定総額は11億5,209万1,000円とし、水道施設基盤強化に資する建設改良関連事業費並びに政府等借入機関に対する企業債償還元金とその主要なものでございます。

このうち、新年度の改良事業に係る最重点施策として、池上町地内における材料置き場新設に係る用地取得費及び資材倉庫築造工事費に5億8,000万円を計上いたしますと同時に、旧池上浄水場跡地処分のため、同施設の除却・整地関連経費をも合わせて計上いたしているものでございます。

なお、資本的収支勘定における収支不足額6億5,499万1,000円につきましては、減価償却費等による内部留保資金で補てんするものであります。

次に、第5条でございますが、これは前述いたしました企業債の借り入れ予定について、目的・限度額・方法・利率及び償還の方法について定めているものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を、第7条は、各経費の流用事項及び第8条は、議会の議決を必要とする流用事項をそれぞれ定めております。

第9条では、一般会計より受ける補助金を1,000万円と定め、第10条は、建設用材料等のたな卸資産購入限度額を1億7,801万3,000円と定めるものでございます。

以上が、今回上程させていただきました昭和59年度水道事業会計予算案の概要でございますが、これら詳細につきましては5ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいます、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 最後に、病院事業会計予算の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第13号「昭和59年度和泉市病院事業会計予算」について、その内容を御説明申し上げます。

まず、予算第2条 本年度の業務予定量でございますが、病床数327床に対しまして、入院患者数1日平均280人、年間10万2,200人、外来患者1日平均650人、年間19万2,400人。また、主要な建設改良事業といたしまして、デスピレーター等医療器械購入費4,200万円を予定計上いたしました。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定でありまして、まず、収入第1款 病院事業収益40億8,302万円。その内訳として、第1項 入院、外来収益等医業収益で38億9,658万7,000円、第2項 一般会計からの補助金等医業外収益で1億8,643万3,000円。次に、支出第1款 病院事業費用42億4,128万4,000円。その内容は、第1項 職員給与費、診療材料費、減価償却費等医業費用で39億7,579万9,000円、第2項 企業債、一時借入金利息等医業外費用で2億6,518万5,000円、予備費30万円を予定計上いたしました。

次に、予算第4条は、資本的収入及び支出の予定であります。収入第1款 資本的収入7億9,124万6,000円。その内容は、第1項 一般会計からの出資金8,936万9,000円、第2項 一般会計からの長期借入金7億187万7,000円。支出第1款 資本的支出7億9,124万6,000円。その内容は、第1項 医療器械購入費等建設改良費4,323万3,000円、第2項 企業債償還金7,001万3,000円、第3項 一般会計からの長期借入金返還金6億7,800万円を計上いたしました。

次に、予算第5条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、本年度も全年度と同額の20億円を予定計上させていただいたものでございます。

予算第6条は、各経費の流用規定。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたものでございます。

第8条は、一般会計からの補助金1億5,492万4,000円と定め、第9条は、たな卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

以上の結果、収支差し引きをいたしますと、医業収支で7,921万2,000円、医業外収支で7,875万2,000円といずれも欠損で、予備費を含めた当年度欠損見込み額は、1億5,826万4,000円と相なりますが、病院経営に直接影響いたします不良債務額につきましては、5,623万円解消する見込みでございます。

また、多額の不良債務を抱えていることから、病院事業運転資金といたしまして、予算第8条で一般会計より5,762万3,000円を借り入れることといたしました。依然、近時の医業状況は、本年3月の薬価基準の16.6%の引き下げと、厳しい状況下にあります。市内唯一の公的病院として医療内容の充実、高度化を目指しながら、経営健全化に向け積極的に取り組んでまいる所存でございます。

以上が、昭和59年度和泉市病院事業会計予算の概要でございます。予算書5ページ以下に予算に関する説明書、25ページ以下に予算参考資料等を添付しておりますので御参照賜り、御審議の上、何とぞ原案御可決賜りますようお願いいたします。

○

- 議長（池辺秀夫君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。
次に、日程第16「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
（市会事務局長朗読）

議会議案第1号

予算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和59年3月5日提出

和 泉 市 議 会 議 員

藤原 要馬	大谷 昌幸
橋本 佳行	田中 昭一
田中 包治	仁井 明
直村 静二	柳瀬 美樹
天堀 博	藤原 正通
並河道 雄	

記

1. 委員会の名称

予算審査特別委員会

2. 付 記 事 項

昭和59年度各会計予算並びに関連する諸議案

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

4. 付 託 期 限

昭和59年和泉市議会第1回定例会会期中

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 17番（橋本佳行君） ただいま上程されました議会議案第1号「予算審査特別委員会設置について」、はなはだ僭越でございますが、提出者を代表いたしまして提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、先ほど上程されました日程第3「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」より日程第15「昭和59年度和泉市病院事業会計予算」までの各議案、すなわち昭和59年度和泉市一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び関連議案を慎重に審議するため、特別委員会を設置するものであります。何とぞよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第1号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第17「予算審査特別委員会委員選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第2号

予算審査特別委員会委員選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により次のとおり選任する。

昭和59年3月5日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

予算審査特別委員会委員（13名）

- 議長（池辺秀夫君） 本予算審査特別委員会委員の選任につきましては、私より選任させていただきますと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私より選任させていただきます。委員の氏名を局長より朗読させていただきます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 朗読いたします。順不同、敬称を略させていただきます。

予算審査特別委員会委員に 田 中 包 治

三 井 正 光

原 重 樹

天 堀 博

藤 原 正 通

穴 瀬 克 己

橋 本 佳 行

松 尾 孝 明

大 谷 昌 幸

出 原 平 男

飯 坂 楠 次

貝 淵 博 治

藤 原 要 馬

以上13名。

- 議長（池辺秀夫君） ただいまの朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第2号の委員の選任は、朗読どおり選任することに決しました。委員の皆さんには大変御苦労でございますが、付記された諸議案をよろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） ここでお諮りいたします。本日の日程は終了いたしましたので、これにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

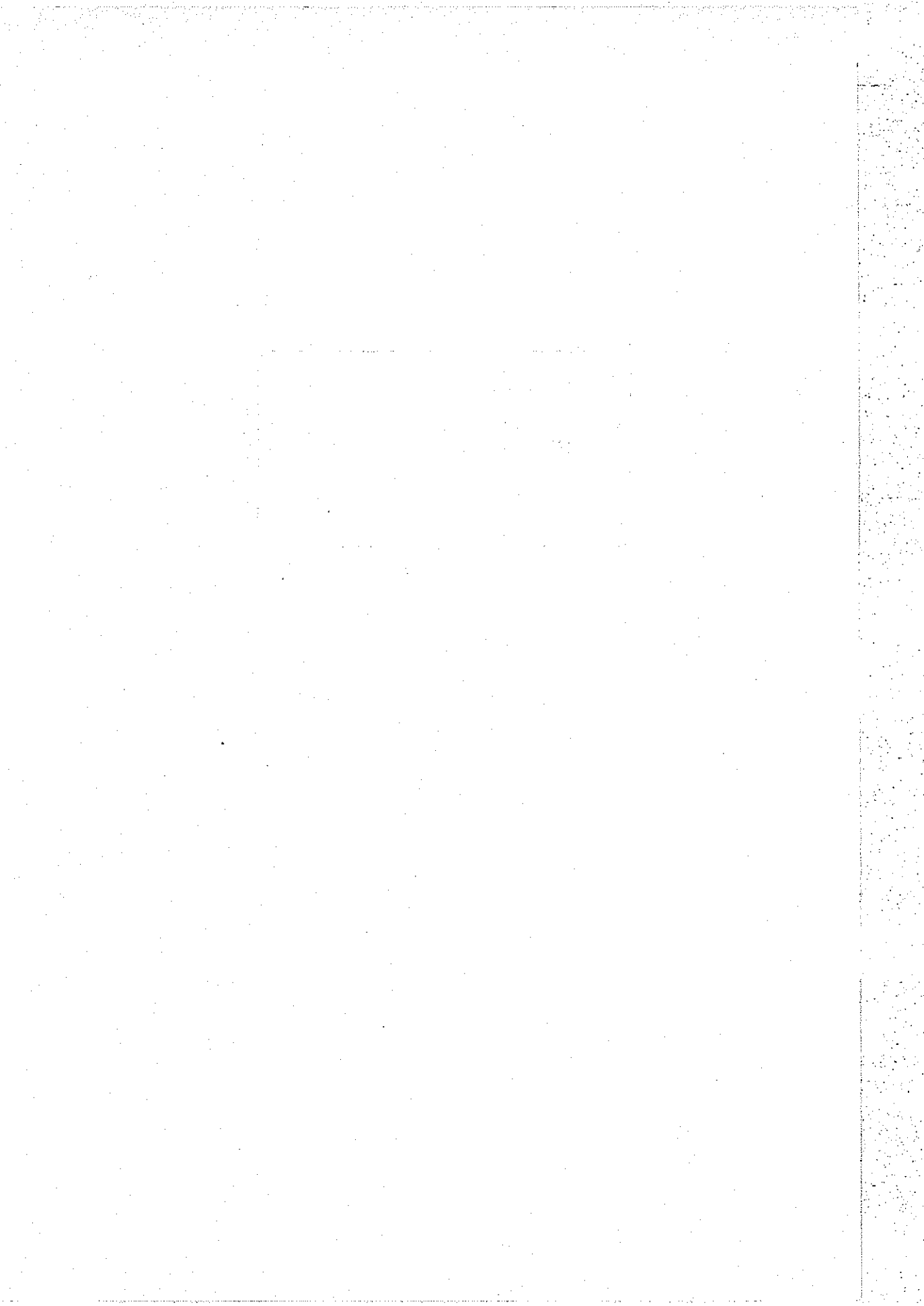
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明6日は休会とし、7日から一般あるいは総括質問を行いますので、定刻御参集を願います。どうもありがとうございました。

（午後零時3分散会）

第 2 日



昭和59年3月7日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 佳 行 君
3番	杉 本 永 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭一郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
12番	藤 原 正 通 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	29番	藤 原 要 馬 君
15番	穴 瀬 克 己 君		

欠席議員(1名)

28番 貝 淵 博 治 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長 事 務 取 扱	大 塚 孝 之
助 役	坂 口 禮 之 助	同 和 対 策 部 長	橋 本 昭 夫
収 入 役	中 塚 白	同 和 対 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生 田 陰
参 与 兼 市 長 公 室 長 事 務 取 扱	西 川 喜 久	同 和 対 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長 事 務 取 扱	向 井 洋
市 長 公 室 理 事 兼 企 画 室 長 事 務 取 扱	平 野 誠 蔵	市 民 部 長	富 田 宏 之
市 長 公 室 次 長	神 藤 恒 治	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	中 川 鉄 也
人 事 課 長	白 樫 通 有	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
秘 書 広 報 課 長	井 阪 和 充	産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義
財 務 部 長	麻 生 和 義	産 業 衛 生 部 次 長	青 木 孝 之

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産業衛生部次長兼 衛生課長事務取扱	堀 宏 行	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	高 官 武 男
建設部長	逢 野 一 郎	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	一ノ瀬 喜 広
建設部理事	福 田 隆 行	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	内 田 繁
建設部次長	中 上 好 美	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	中 辻 寿 夫
都市整備部長	浅 井 隆 介	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	堀 内 由 延
都市整備部次長	萩 本 啓 介	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	葛 城 宗 一
改良事業部長	角 谷 泰 夫	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	杉 本 弘 文
改良事業部次長	前 田 守 正	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	逢 野 博 之
改良事業部次長	笠 木 恒 忠	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	藤 原 勝 次
改良事業部次長	高 三 一 行	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	竹 田 明 郎
病 院 長	竹 林 淳	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	明 坂 貞 士
病院事務局長	藤 原 光 夫	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	高 橋 正 道
病院事務局次長	吉 田 日 出 男	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	農 端 小 一
水道部長	田 中 稔	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	久 光 喜 多 男
水道部次長兼 総務課長事務取扱	岩 井 益 一	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	山 本 亮 夫
会計課長	赤 田 儔 信	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	坂 上 國 治
消防長兼消防署長事務取扱	松 村 吉 堯	消防本部次長兼 消防課長事務取扱	信 田 種 行

※ 備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 吉 岡 昭 男
 次 長 北 野 敦 雄
 主 幹 西 井 正
 議事係長 大 中 保
 議事係 佐土谷 茂 一

○
 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和59年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月7日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨

(昭和59年3月第1回定例会)

発 言 順	1	発 言 者	並 河 道 雄 議 員
発 言 の 要 旨	<p>1. 水道料金について</p> <p>2. 職員の管理と研修について</p> <p>3. バキューム車の公害対策について</p>		

発 言 順	2	発 言 者	勝 部 津 喜 枝 議 員
発 言 の 要 旨	<p>1. 市長の市政運営方針について (基本姿勢、財政、同和、町づくり、教育、福祉)</p>		

発言順	3	発言者	竹内修一議員
発言の要旨	<p>1. 昭和59年度市政運営方針と10数年来放置都市計画道路の実施</p> <p>2. 住民サービス施策</p> <p>(1) 市民農園の設置</p> <p>(2) 墓地公園の建設</p> <p>(3) 黒鳥公園利用者用駐車場の設置</p> <p>3. ミニ開発とその指導</p> <p>(1) 第1種住専地域と建ぺい率</p> <p>(2) 開発指導要綱に基づく寄附金の使途</p>		

発言順	4	発言者	若浜記久男議員
発言の要旨	<p>1. 市政運営方針について</p> <p>(1) 大型開発に伴う児童、生徒の受皿対策は</p> <p>(2) 黒鳥山公園の治水、排水対策は</p> <p>(3) 歩道設置には、きめこまかな対策が必要</p> <p>(4) 総合会館構想からコミュニティーセンターを切り離したのは、また、総合会館の機能は</p> <p>2. 黒鳥観音寺線について</p> <p>(1) 進捗状況は</p> <p>(2) 障害になっているのは</p> <p>3. 平和決議について</p> <p>(1) 啓発啓蒙活動についての考え方</p> <p>(2) 予算化していない理由は何か</p>		

(午前10時開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かと御繁忙のところ、多数御出席賜わりまして、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席されている議員さんは19名でございます。欠席届け出のある議員さんはいません。若浜議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、19名でございます。
- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員数19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(池辺秀夫君) 日程第1「一般質問について」を行います。それでは、13番・並河道雄君。

- 13番(並河道雄君) 通告順に従って質問の要旨を述べさせていただきます。

最初に、水道料金についてお伺いしたいと思います。第1点は、現行水道使用料算定基準が妥当なものであるか否かについてお尋ねいたします。現在、本市の条例では、8トンまでは700円と定めておりますが、核家族化、独居老人世帯の増加などにより、1世帯当たりの水道使用量は減少しつつあり、8トン以下の水道使用世帯は、手元の資料によれば、6,516世帯もあり、特に5トン以下の水道使用世帯は、4,293世帯、水道使用量ゼロの世帯が1,128世帯にもなっております。つまり、実際の使用量が5トンであるのに、8トン分の料金を余分に毎月納付している世帯が4,293世帯もあることとなります。そこで、使用量に比例した料金体系にできないものかどうか。5トンの使用にも8トンの使用にも基礎的原価がかかり、最低8トンを基準としなければならないという原価計算の根拠があるならば、あわせてお示し願いたい。

第2点目に、水道使用料の料金体系を細分化できないか否かについてお尋ねいたします。先ほど触れましたように、独居老人家庭では、5トン程度しか使用していないのに、8トン分の料金を納付しているのが現状であります。そこで、原価計算の結果、8トンを基準としなければ、企業会計である水道会計が採算がとれないとしたならば、福祉政策的見地に立って、3トン、5トン、8トンと料金体系を細分化し、その結果、水道会計に損失を与えるのだとするならば、一般会計から補てんすることについてはどうお考えか、お答え願いたい。

3点目に、伏屋町及び葛の葉町の雇用促進事業団の検針及び集金についてお尋ねいたします。事業団入居者のメーターの検針及び集金の業務を管理人が行っておりますが、市が当然行すべきだと思います。この点については以前、一般質問で取り上げましたが、人件費の負担増あるいは集金人等の大幅なオーバー労働、組合との関係もあり、市が肩がわりするのはむしろ、事業団との契約では、管理人が集金及び検針業務を行うようになっているとのことでしたが、府下でも富田林市、柏原市、八尾市、堺市等では、市が集金及び検針を行っているのはなぜか。また、本市では、管理人には、集金及び検針の手数料が支払われていないが、この点についてはいかがお考えか、お答え願いたい。また、市の料金算定では、親メーターで算定されているため、漏水があったとき入居者に料金が上乘せされ、不合理に思うが、この点いかがお考えか。最後に、市長の市政運営方針の中で、近く府営水道料金の引き上げが予想される中で、現行の料金体系を当分の間据え置く方針、と述べられておりますが、当分の間とは、具体的にはいつごろまでか、お答え願いたい。

次に、職員の管理と研修について、最近、勤務時間中でも長々と私語を交わし、窓口の市民を無視している。さらに、ときどきストライキをするなど、特に夏場等に服装の乱れ等が目につく者もあり、また、予算化されている制服を着用していない者も多く、職員は、市民の厳しい批判的になっております。そこで、職員の服務についてどのような指導をし、管理をしているのか、基本的な事項についてお伺いいたします。勤務時間中に29分のストをした際、ストに参加した職員にはどのような処分をしたのか、お示し願います。

次に、行政需要が拡大、多様化していく中で、職員のより充実が求められております。事務量は増加しても、厳しい財政事情のために、職員を安易に増員することは慎重でなければなりません。では、どうするか。質の向上によって、増大する事務量に対応する必要があると考えます。そのためには密度の濃い研修が必要であります。従来、本市では実のある研修を行っていないようではありますが、市長は、職員の研修についていかがお考えか。また、計画しているものがあれば、お示し願いたい。

次に、職員の異動についてお尋ねいたします。第1点は、職員の同一課、係に所属する年数を何年程度にめどを置いて、異動の対象にしているかということであり、長い者は、10年近くにわたって同一部署で勤務しておりますし、短い者は、1、2年で異動する者もありますので、異動の対象とする年数に基準があるのか、ないのか、無制限に異動しているのか、お伺いしたい。

第2点目に、異動の対象となる年数に3年なり5年の基準があるとすれば、全職員が一律なのか、職種によって長短があるのか、についても承知したいのであります。職種によって

は、1、2年では仕事の内容を熟知しないものであれば、3年では短いだろうし、逆に業者と癒着しやすい職種であれば、5年は長いかとも考えられますので、この辺のめどをどのように置いておられるのか、お伺いします。

最近、新聞に報道される汚職事件を収録するならば、上は市長、助役から、下は係員に至るまで、いろんな形で汚職事件が報道され、発覚したときには、「あの職員が……」とか「あんなにまじめな人間が信じられない」といった談話もよく発表されております。幸い、本市にはかかる不祥事件が発生しておりませんが、いつ、どこで、だれが事故を起こすか、はかり知れないのが自治体の実態であります。そこで市長にお尋ねいたします。綱紀肅正について平素、職員にどのように指導されているのか、お伺いいたします。

次に、バキューム車の公害対策について。人口が密集している市街地で、ふん尿くみ取り用のバキューム車が、いやな臭いをまき散らしながら作業をしている風景をよく見かけるが、最近、脱臭装置が発明され、これを使用している地域で大変好評を得ています。それを簡単に紹介します。バキュームカーがふん尿を吸引する際に放出するメタンなどの悪臭を集め、プロパンガスバーナーで燃やす仕組みになっており、公害分析センターの測定では、99%の脱臭率があるといわれております。一般人を交えた公開実験で全く臭くないと言われております。10キロリットルに要した脱臭燃費は2,500円ぐらいであり、販売価格は30万円程度であります。このような脱臭装置を購入し業者に貸与することは、市民福祉の向上の上からも当を得ているのではないかと思います。実験についても一度モデル地区を設定し、取り入れてはどうかと思いますが、関係部局の所見を伺いたい。

以上でございます。再質問の権利を留保いたしまして、要旨説明を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） 水道料金について水道部次長、お答えいたします。

4点ほどあったと思いますが、まず、第1点目の料金算定基準の妥当性について、8トンで700円の基本料金体系をとってございますが、現実には、8トン以下の世帯がかなりあるじゃないか、使用量に比例した料金算定がされてない。原価計算の根拠を示せ、ということでございます。この原価計算につきましては、非常にむずかしい技術的な要素もござりますが、それはともかくといたしまして、一応、先ほど御提示いただきました統計数値のとらえ方でございます。使用量ゼロの世帯が1,200世帯あるということでございますが、それは時期によりまして変わります。夏場におきましては、散水量とか、あるいは不在家庭がこのごろかなりございますので、私どもは、現実には低所得者層を中心とした水の使用量の少ないという実態は、

現在のところ、とらえてございません。

ただ、私どもの考え方といたしましては、一般家庭における生活用水のあり方といたしましては、やはり通常、月間20トンぐらいが考えられておるわけでございます。日常生活における基本需要といたしましては、やはり洗濯、ふろ、トイレ、湯沸かし、炊事、洗面等の需要を満たすものでなければ、極度に水の使用量が少ない、いわゆる節水して料金が低いのがいいということにはならない。というのは、公衆衛生上の見地からも、日常生活を維持していく上においても、最低限の基本水量があるわけでございます。こういう基本水量を認識する中で、現実に原価計算を技術的に算定していかざるを得ない、こういうことで第1点目は御認識いただきたいと思えます。

第2点目の料金体系の細分化ができないか、ということでございます。この点につきましても、ただいま申しましたように、基本的な考え方からすれば、8トンは一応、妥当な数字じゃないか、全国的あるいは阪南各市の例を見ましても、大体、基本水量は10トンないし8トンが普通でございます。特に本市が8トンに設定した理由は、大口需要家が少ないという事情を踏まえまして設定した経緯もでございます。こういった中で、先ほどの公衆衛生の維持、確保の観点での料金体系につきましても、私どもは、今後とも十分研究していかないとはいかんですが、こういった視点があるわけでございます。

それから、第3点目の伏屋町の雇用促進事業団の検針、集金体制について、市のサイドにおいて各戸検針ができないか、こういうことでございます。これにつきましても、いろいろな経緯があったようでございますけれども、実は、この問題につきましても、雇用促進事業団との契約で、昭和43年1月23日付で事業団大阪支所長との間に結んだ給水協定がございまして、それに基づいて現在まで至っておるわけでございます。特にこの問題につきましても非常にむずかしく、いわゆる水道事業者と需要家との契約関係の基本的な根幹に触れてまいります。

現在、通常の集合住宅には、集合式メーター、遠隔メーターあるいは親メーター方式の3方式があるわけでございます。雇用促進事業団の住宅に関しては親メーター方式で、いわば事業主体である事業団と基本契約を結ぶ中で、親メーターの計量によって料金算定をしていく、これがこれまでのあり方でございます。したがって、これ以降につきましても、いわゆる親メーター以降、受水槽以下の給水栓以外の分については、いわゆる団地の管理者組合とかの団体との取り引きの中で当然、その中には維持管理費あるいは未収料金、また、先ほどの漏水料金などがすべて上乘せされて算定されざるを得ないというのが、こういう契約関係から生ずる問題でございます。したがって、これに関連して現在、管理人さんが現実に検針や集金業務をやっているじゃないかということについて、非常にむずかしい問題があるということで御

理解いただきたいと思います。

なお、いわゆる受水槽以下の各需要家の私設メーターまでの給水装置以外の漏水については、本来ならば需要家の負担でございますが、特に事情に応じて、平均水量の3カ月プラス漏水の2分の1減免という通常のルールで算定して配慮しておるわけでございます。

それから、4点目の府営水の引き上げの時期ですが、当分の間、とはいつまで据え置くのか、という御趣旨でございますが、この点につきましては、現在、府営水につきましては府議会で審議中でございます。確定した数値は言えませんが、現在の予想では、一応、受水費は初年度で10月1日から17.45%、8円50銭の上げ幅で値上げが実施されるという前提条件から申しますと、初年度で4,000万円程度、来年度以降の平年度で9,000万円の受水費の経費増になってまいるわけでございます。それ以外に諸経費の増もござりますが、そういう背景の中で私どもは、先日の当初予算説明で申し上げましたように、池上浄水場跡の用地を処分する前提で努力するならば、累積赤字等の解消もめどがつく、こういう一定の前提条件の中で経営努力をしております。さらに集金制の廃止とか、その他徹底した経営努力によりまして、できるだけ実施の時期をおくらせていきたい、こういう考え方でございます。したがって、現在、当分の間とはいつまでか、ということは御確約できませんか、一応、収支バランスをにらみ合わせながらできるだけ抑制していきたい、こういう考えでございます。

以上のとおりでございます。

- 13番(並河道雄君) 第1点目の原価計算の根拠でございますけれども、ゼロトン、全然使っていないのが1,200世帯、5トン未満が6,500世帯という大きな数にもかかわらず8トンとしている、という答弁をいただいたのですが、どうもこれは使用時期は関係ない。これだけの使っていない人がおるわけでございます。公衆衛生上、確かに20トンぐらいの水が、文化生活をしようと思えば必要でございます。ところが、やはり独居老人とか生活困窮者は、電気あるいは水の使用料まで始末をして何とか生活費を切り詰めたい、そのあらわれがこういう数字になって出てきておりますので、その人たちの生活の状態を考えて、3トン、5トン、8トンといった細分化せよ、と言ってます。これがもし経営上苦しいということなら、一般会計から補てんしてほしいと言ったんですが、これに対する答弁がありませんでしたので、再度、お答え願います。
- 水道部次長兼総務課長事務取扱(岩井益一君) 福祉料金の導入につきましては、過去の52年でしたか、料金引き上げの際にも問題になっておりますし、その後の議会においてもずうっと御指摘をいただいております。現在、府営水道協議会あたりでも、今回の府営水の値上げに際しまして、やはり料金の逦増制というか、基本料金の設定いかんによりまし

ては、大口加入者が有利になり、小口加入者が不利になるという基本的なことがございますので、今回、この機会に逓増料金の導入による節水指導という考え方と相まって、低所得者世帯に対する配慮も必要じゃないかということで一応、検討される方向にあるやに聞いております。したがって、私どももこの動向を踏まえながら、本市においても今後の一つの研究課題ということで取り組ませていただきたい、このように思っております。

- 13番(並河道雄君) それについては検討していただくということですので、そういう細分化に向かって前向きに、何とか実現できるようお願いしたいと思います。

それから、雇用促進事業団との給水協定によって、葛の葉と伏屋の団地は、管理人によって集、検針業務をさせているんだというお答えでしたが、先ほど冒頭に言いましたように、富田林、八尾、柏原、それから堺にも雇用促進事業団の団地があるんですが、当初は、管理人がそういう協定によって集、検針業務をやっておりましたが、結局、現在は、全部市が検針、集金しております。その辺のお答えがなかったので、再度、申しわけありませんが、お答え願いたいと思います。

- 水道部次長兼総務課長事務取扱(岩井益一君) この点につきましては、ちょっと御説明を申し上げましたが、需要家との基本的な契約事項でございますので、現在の料金をいただく集金体制の根幹に触れる問題でございますので、私たちとしましては、軽々に論じられないということでございます。

- 13番(並河道雄君) それでは、管理人は、市から検針の手数料はもらってないわけですね。

- 水道部次長兼総務課長事務取扱(岩井益一君) はい。

- 13番(並河道雄君) 端的に言えば、ただで検針、集金業務をやらせている。なぜこういうことを言うかという、市に当然持ち込まなければいけないような苦情が全部管理人にきておる。たとえば水道料金が高いとか、ひどいのになると、メーターの上に物が置いてあって、なかなかベテランでも読みにくい。また、晩に回らなかん状態のときもあって、管理人は大変なんです。人間ですから、メーターの読み違いもあるでしょうし、水道料金の高いことまで入居者の苦情が全部管理人に集中している。なおかつ、管理人は無料で集、検針をやってる。先ほど、給水協定がそうなるからしょうがない、とおっしゃったが、そんなものではないと思います。

堺市の方をちょっと調べたんですが、やはり草部にもそういう炭鉱離職者の雇用促進事業団の団地があります。公社、公営、府営、市営、公団関係など全部市の職員が検針業務をしているわけです。うちもほかの市営、公営、公社、府営は全部市がやってるようですが、雇用促進

事業団の住宅だけやってない。その辺にちょっと疑問を感じます。なぜ給水協定だけを盾に断るのが解せない。この業務は、やはり市がやればいいんじゃないかと思うんです。そうすると、やはりオーバー労働になる、余分の人件費も払わんといかんということですが、その分、完全に管理人が肩がわりしてやっていますので、どうもおかしいんじゃないかということなんです。

それと、親メーターだけ検針して、その分を事業団の方へ料金を請求します。事業団の方も、管理人が集めたお金をそっくり市へ払い。ところが、管理人は先ほど言いましたように、約300世帯を1軒ずつメーターを読んでいくのですが、その読んだ集計と親メーターの集計は絶対に合いません。これは常識で考えたら、親メーターの方が高く針が出る。というのは、その間に漏水がありますからね。その分をどうしてるかと言いますと、全部入居者に上乘せして請求書を回している。となると、住んでいる人は、実際に自分が使った水道の料金よりもよけい払ってるわけです。先ほど、3カ月平均の使用量プラス漏水した場合は2分の1の減免、とおっしゃったが、バツと吹き出して大量に漏水したらわかるが、チョロチョロだったらわからない。その分は、たとえ1軒に100円程度のお金にしても、300軒となると、市は、かなり余分の料金を徴収しているんじゃないか、この辺はどうなんですか。

- 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） 2点あったと思います。1点は、事業者と雇用促進事業団との間に基本協定がございますが、管理人は苦情処理機関化して、市の業務をやっているんじゃないかという辺でございます。その点につきましては、私どもは、はっきり事情を承知しておりませんが、十分調査していきたいと思います。

もう一つは、親メーター、子メーターの差損経費の問題でございますが、この問題につきましても、かねてから私どもとしましては、こういう管理人さんのオーバー労働を解消するということで、先ほど言いました方式の変更、集合方式あるいは遠隔メーター方式等でございますが、これまで交渉、話し合いをしたわけですが、何分、設備改良の経費が伴うわけでございます。当然、資金難ということでお流れになって現在、こういう不合理な状態が続いているのが現状でございます。

特に漏水の親メーターと子メーターの差損の問題ですが、これはどちらがどうとは一概に言えません。むしろ親メーター方式の方がマイナス面もあります。維持管理面ではプラス要因ですが、メーターという観点から言いますといろんな要素がございまして、必ずしもプラス要因ではない面もあります。しかし、その中の大きな要素といたしましては、漏水差損につきましても、通常の減免申請があれば、実態に基づいて減免をしていく。その他の分については、維持管理費とか、あるいは悪質未納者、休診扱いにしない未納料金とかその他の諸経費について

は、こういう集合住宅の場合は、共益費処理でなされておるのが実態でございますので、第1点目の分と合わせての中で運営がなされていくべき筋合いのものではなからうかと考えます。

- 13番（並河道雄君） 　　こういう親メーターと子メーターの差損は、親メーターの方が大きく出るとは限らんということですが、子メーターの方が高く出たときは、絶対に管理人さんの読み間違いですので、その辺で苦情があると言ってるんです。減免申請の答弁は何やもやもやとしたもので、答えてほしい答えが出なかったが、減免申請をしてもろうたら2分の1減免をするということですが、先ほど言ったように、大量に漏水があったときはわかるが、少量の場合はわからないということと、冒頭に言いましたように、時期的に夏場は使用水量が多く、冬は少ないということもあります。親メーターの出方によれば、これは漏れておらんかどうか一概にわからない。だから、実際に漏水があっても、各戸に住んでいる人の水道使用量が少なくても、これは毎月同じくらいやさかい、ということ各戸割当になってしまふ。住んでいる人にとっては、要するに水道の単価が常に変わるということなんですよ、同じ水量を使っておってもね。その点も問題ですので、どうも納得いきません。その点をどのように考えておられるのか、先にお答えをいただきたいと思います。

- 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） その点は、一般の個別需要家と別のケースでございますので、実際に応じてまた、いろいろと対応させていただきたいと思います。一般ルールによりまして対処させていただきたいと思います。

- 13番（並河道雄君） 　　個別需要家と別と言いますが、住んでいる人は同じ和泉市民であり、公園や公社と同じ管理なんですよ。雇用促進事業団といっても、鶴山台と変わらへん。4階まで分かれておってね。次長がおっしゃるのは、雇用促進事業団は全部が1軒という考えですか。そやないですよ。住んでる人はそれぞれ所得も違いし、メーターも1戸ずつついでる。それやったら、1世帯とみなしてないということですか。ちょっとおかしいですね。納得しかねますけど。

（議長退席、副議長着席）

- 副議長（赤阪和見君） 　　市長答弁。
- 市長（池田忠雄君） 　　水道部長が休んでおりますので、次長がかわって御答弁申し上げましたが、いろいろ雇用促進事業団の集、検針の問題について御指摘をいただいております。おっしゃる点はよくわかります。ただ、給水協定の問題がからんでいることは、次長が御答弁申し上げたとおりでございます。いろいろな御指摘をいただいております。早速、一度実態と照らし合わせて、給水協定とのからみもございまして、よく検討させていただきますので、よろしく御理解いただきたいと思ひます。

- 13番(並河道雄君) それと、最後に水道料金の件ですが、府会の方がまだはっきり出ていないということですが、一応、当初は4,000万円、それから、来年度は9,000万円の経費増になる。できるだけ期間、ということですが、そうしたら、ここ3年間ぐらいは、公共料金の水道料金については、大体、めどとしては値上げはしないと解釈してよろしいですか。
- 水道部次長兼総務課長事務取扱(岩井益一君) 現段階におきましては、少なくとも、昭和59年度はしない、といっても、いろいろ情勢の変化等もございまして、それ以上は申し上げにくいわけでございます。ただ、私どもの経営努力目標としましては、昭和59年度は据え置きでいきたい。そのために徹底的な経営努力を行っていきたい、こういうことでございます。
- 13番(並河道雄君) それでは、最後に考え方をちょっとお伺いしておきたいが、先ほど言いましたように、管理人さんは無料でやっていますが、職員さんが検針をしている場合、手数料的なものがありますよね。それはどれぐらいの費用になるんですか。
- 水道部次長兼総務課長事務取扱(岩井益一君) 現在は、職員でやっておりますので、そういう手当はございません。
- 13番(並河道雄君) 月給に含んでるわけですか。
- 水道部次長兼総務課長事務取扱(岩井益一君) さようでございます。
- 13番(並河道雄君) それはそれで結構ですが、管理人さんに対する手当を何らかの形でですね、管理人さんの言い話も筋が通ってると思いますので、市としても、そういう手数料的なものを出すべきではないかと思うんですが、その点どうでしょうか。
- 水道部次長兼総務課長事務取扱(岩井益一君) この点につきましては、先ほどの市長の答弁に基づきまして、市としては検討してまいりたい、こういうことでございます。
- 13番(並河道雄君) 検討といっても、あかん方の検討もありますのでね。どちらの方の検討ですか。
- 副議長(赤阪和見君) 先ほどの市長の答弁で検討ということとございましたので、このまま続けますと、水掛け論になる可能性もありますので、市長の答弁どおり、検討するということとで納得していただけるかどうか。
- 13番(並河道雄君) そうしたら、要望だけ言っておきます。
まず、管理人さんに最低、手数料は出していただきたいということと、できたら、この業務を他市並みに、市で肩がわりする方向で検討していただきたいことを要望しておきます。水道料金については、以上で終わりたいと思います。
- 副議長(赤阪和見君) 次の答弁。
- 参与兼市長公室長事務取扱(西川喜久君) 職員の管理と研修について4点ほどございまし

たので、私からお答え申し上げたいと思います。

まず、職員の資質の向上かと考えております。公務員に対しましては、諸般より厳しい指摘が多々ある中で、行政運営の効率化を図りまして、より充実した公務遂行を確保するためには、職員個々の資質向上が不可欠でございます。特に服務規律の確保、綱紀粛正につきましては、職員として肝に命じて日々の業務に当たるよう、公務員としての倫理を十分に認識させるべく、最大限の努力をいたしておるところでございます。また、業務遂行については、法的な知識の修得、さらに、専門的分野の研究へと発展させまして、公務員としての人格と知識の向上を図るべく、努力をいたしておるところでございます。今後とも、さらに充実をしてみたいと考えております。これらのことから、今後は特に職員研修に力を入れまして、所要の措置を講じてみたいと考えております。

職員の研修計画でございますけれども、まず、一般職員につきましては、地方公務員法、地方自治法の解釈あるいは講習、職務実習、公務員の倫理、これらを主にやってみたい。管理職については、リーダーシップ論あるいは時事問題、時局問題、これを主にやってみたい。全職員については御承知のように、同和問題を含めてやってみたい。また、各専門部門でございますが、特に専門部門についても研修を重ね、場合によっては、府外に職員を派遣してでも研修をしてみたい、かように考えるものでございます。

また、職員のストによる賃金カット問題でございますが、これにつきましては御承知のように、給与条例の22条あるいは施行規則36条に基づきまして現在、賃金カットをいたしております。また、スト参加者の処分と申しますか、制裁と申しますかにつきましては、近年は、時間外集会という形態をとっておりまして、これは処分に値いたしておりません。しかし、市といたしましても合法的に今後、手厳しく対処してみたい所存でございます。

また、時間内の組合活動の問題でございますが、当局としては、法的な交渉以外の時間内活動は、無給が原則といたしております。実態は、休暇を取り活動しているときもでございます。市としては、無秩序な時間内活動は放置できませんので、今後は十分この点留意してみたい、かように考えるものでございます。

また、異動の問題でございますが、これにつきましては、異動の前段では現課のヒアリングもやっておりますが、一定の基準を設けまして可能な限り、長期に同一職場で従事している職員につきましては、配置転換を実施いたしております。適正配置に留意しておりますが、一部技術職員等につきましては、その特異性によりまして長期化しているケースもございます。また一方、業務内容もしくは適材適所のために、短期で異動している場合もございますが、これは職員の効率的配置と運営を目途としておるところでございます。ひとつ御理解を賜りたいと思

います。

また、職員の服装と私語の問題でございますが、職員の服装につきましてはお説のとおり、規定の事務服を貸与し、これを着用することを義務づけております。これにつきましては後刻、この点を十分徹底させます。私語につきましても、かかることのないよう指導し、市民サービスの向上を期してまいりたい、かように考えるものでございます。

また、いろんな問題につながる現時点、特に留意しなければならないのでございますが、御承知のように現在、サラ金問題とか飲酒運転の問題がときどき取りざたされております。サラ金利用につきましては、私生活の一部という大変プライベートの面もございまして、職員のサラ金利用についての規制は、現時点ではいたしておりません。しかし、社会的に問題化している現実の中では、職員の私生活設計の確立の面もございまして、指導は手厳しくやっております。今後も特に注意してまいりたい、かように考えるものでございます。また、飲酒運転につきましては、従来より庁内に再三、文書通達もしてございまして、昨年は飲酒運転による違反者は出てきておりません。特にいろんな問題につながる現時点の職員の資質向上につきましては、今後十分指導してまいりたい、かように考えておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

- 13番(並河道雄君) 職員のスト参加者の処分問題ですが、22条によって賃金カットをしておるということですが、これは30分未満の場合もカットされるわけですか。
- 参与兼市長公室長事務取扱(西川喜久君) 御承知のように給与条例の22条では、30分以上については1時間とみなし、30分未満については切り捨てとなっておりますが、施行規則の36条に委ねてございまして、1時間未満は切り捨てということになっております。施行規則36条に基づきまして、1時間以上についてカットをしておるものでございます。ただ、内容でございますが、単に1回に1時間以上ということではございません。1カ月を集計した中での1時間以上ということではございまして、端的に申し上げますと、1カ月に3回ストをしたが、1回、20分やったとすれば、1カ月集計すれば60分ということになりますので、1カ月をトータルした中での1時間という御解釈をお願いしたいと思います。
- 13番(並河道雄君) そうしたら、29分であればもちろんええわけですか。いま、このストは、大体30分未満が多いようです。何もわれわれ議員が、組合活動に介入してどうのこうのと言いたくないんですが、ただ、先ほど言いましたように市民さんの目がある。「何や、ストやってるやないか、気楽やのう。それで仕事ができるんか」という感じがあります。やはり市役所の職員さんは、一般市民から見ればレベルが高い。御承知のように、3名ほどの職員を募集したら200名も来る時代です。

それと、やはり市民サービスをしていただくのが職員さんだ、という感覚で市民さんが見ておられますので、何も賃金カットせよとかどうとかが私の本音の話ではない。できることなら、そういうものはやめさせてもらいたい。玄関前に「30分……」と張ってあるが、やめてもらいたい。それと、職場での説明会をずっとやっていますわな。仕事中でも回ってますね。非常に市民さんなりがサービスを受けに来てはるときに、そういう形でやられると、職員さんの中でも迷惑している人もおられます。仕事で賃金闘争について職員の立場で説明されているが、時間内の仕事で各職場に説明して回ることは、即刻やめてほしいと思うんです。これもまた、組合活動に関与していますので、後でつるし上げを食うかもしれませんが、時間内にそういうことはやるべきでない。休憩時間なら何人集めて説明しようが何をしようがね。場合によったら、機関紙などで報道すればいい。一般企業で仕事で執行部が入ってきて、きょうのボーナス闘争がどうやとか、各職場を回ることはまずない。ビラで伝えるとかの形でやっていますよ。その辺のところをちょっと伺いたい。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 先ほど申しましたように、地方公務員というのは現状、手厳しく市民からながめられております。地方公務員と申しますのは、やはり地方公務員法あるいは地方自治法にしばられた中での勤務でございまして、今後、われわれといたしましても、合法的に手厳しくひとつ対処してまいりたい、かように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 13番（並河道雄君） それと、職員の研修についてですが、先ほど言いましたように、管理職は管理職、一般職員は一般職員という立場で、市民の期待にこたえるような内容で研修制度をもって充実させ、市民サービスの向上を図っていただきたいと思うわけです。そういうわれわれの期待にもかかわらず、今回の予算を見ましたら、また、研修費が100万円ほど減額されておりますし、57年度の決算を見ましても、不用額が発生しております。何というか、歳出を切り詰めてるんだ、と答えられるかもしれませんが、やはり職員研修ということは、市民サービスの上でも一番重要な内容の予算を組んでもらわないかんと思うんですが、その辺の見解を伺いたい。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 私からお答え申し上げたいと思います。

これは昭和58年度には、自治大学への職員の研修派遣費として計上しておったわけですが、昭和59年度に至りまして自治大学の方から、非常に希望者が多いので、自治大学への職員の派遣はちょっと受け入れられないという文書が参りまして、それが減額の大きな理由でございます。しかし、先ほど申し上げましたように、昭和59年度では、われわれといたしましては、非常に職員研修については努力していきたいという考えを持っておりまして、予算は減額され

ておりますが、ひとつ特に今後はこの点に力を入れて、今日以降について所要の措置を講じてまいりたい、かように考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

- 13番(並河道雄君) 自治大学が受け入れないから減額ということですが、いろんな他の方法での研修もあると思ひますので、その辺は、別の方法で充実した形でやっていただきたい。何も予算まで無理に減らさんでも、書籍でも買って研修するなり、いろんな方法があると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、綱紀粛正についていろいろお話されましたが、わが市においては幸い、1件も汚職事件が出ておりません。近隣都市では、いろんな形が出てきておりますので、そういうことが今後もないように、職員資質の向上をよろしくお願ひしたいと思ひます。この点については、これで終わりたいと思ひます。

- 副議長(赤阪和見君) 次に、3番目の答弁。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 3点目のふん尿の収集処理に際して、これらの悪臭対策として、バキューム車に脱臭装置を整備し、対応している事例を挙げられ、本市においても、実験的なモデル地区を定め取り入れてはどうか、との御趣旨でございました。御案内のとおり、現状では、バキューム車によるくみ取りの際の臭気公害につきましては、市民皆様方の御理解を求め、御辛抱を願っているのが現状でございます。いずれにいたしましても、この問題解決に努力していかなければならないと考えております。

業界では、この臭気を消すのに、先生から御提言のございましたプロパンガスによる燃焼操作手法のほか、いろんな方式を研究しているようでございます。最近、他県でございますが、採用された事例では、森田特殊機工のデオドライザーによる活性炭方式、臭気を活性炭にしゅ着させるもので、かなりの効果を上げてしていると聞いております。ただ、この方式とても、本体が23万円で1カ年の有効に限り、また、毎年8個の活性炭(1個が4万円)が必要でございますので、1車で年間55万円の経費がかかります。すでにテスト済みの堺市、美原町におきましても、経費面で採用を見送っているというのが現状でございます。本市におきましても、常に低コストの方式を今後も調査研究をしていくべきでございまして、基本的にし尿くみ取り手数料への波及や市民負担を強いることのないよう、問題解決に取り組んでいかなければならないと考えております。御理解賜りたいと思ひます。

- 13番(並河道雄君) これについては提言だけですが、他市を見てきましたら、非常に効果を上げておりました。ジェットクリーンというのもう一種類の2種類ありまして、経費の方も、ジェットクリーンでは、プロパンガスの使用料が、1軒につき9円80銭ぐらいしかついておりませんから、そう部長が心配する負担増にはならないと思ひます。くみ取り料の値上

げとか、業者側のいろんな要求を議会としても認めておりますので、やはりこちらからの要求もたまには業者にお願ひしていく。何も市が全額購入して貸与するということではなく、業者にとっても、作業者が悪臭から解放されることによっていい環境で作業ができるので、住民も業者も含めていい結果が出る。そういう装置でございますので、業者にもそういうものがあるんだということを指導していただき、業者にも買っていただき、実験的にでもやっていただく。結果がよければ、市も予算化するなり、業者とも話し合いして採用するという方向でお願ひしたいわけです。これについては、資料も視察の際もらって持ってきておりますが、いま、ここで話をするのは、時間的に無理でございますので、また、個々に詰めていきたいと思ひます。どうか私の意のあるところをくんでいただきまして、そういう形でお願ひしたいと思ひます。

最後に、部長の所見だけお聞きして、この件は終わりたいと思ひます。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） ただ、企業として、現在の条例で規定する収集料金、そして、企業努力で耐えられるかどうかということがまず、第1点でございます。また一方、泉北環境施設組合の3市が、ともども歩調を合わせて漸次対応していく中で、行政側でも十分検討を加えていきたい、かよう考へております。いろいろ御提言、ありがとうございます。これに向かつて検討してまいりたいと思へております。
- 13番（並河道雄君） 3市合わせて、とおっしゃいましたが、別に水道の給水条例じゃないので、3市で検討せずとも、うちがやると言えばそれでええということですので、その点だけ誤解のないようにお願ひしたいと思ひます。

○

- 議長（池辺秀夫君） 次に、7番・勝部津喜枝君。

共産党議員団を代表いたしまして、昭和59年度市政運営方針並びに予算編成に関しましての総括的な質問を行います。

当初予算におきまして、地方交付税2億4,800万円の前年比マイナスに見られますように、地方財政の大幅な圧縮の中での編成と見受けられます。財源不足を目いっぱい市税収入並びに起債に頼っての予算編成の中で、すでに起債残高が300億を超える状態になっております。池田市長におかれましては、3期目の当初編成に当たり、財政運営の基本についてどのようにお考へになっているのか。市政運営方針の中で述べておられます、行財政改革の理念とは何であるかを明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、同和対策については3年目を迎へまして、大規模同和地区を包含する本市における期限内の事業完成は大きな問題でもあります。その一つは、地対法による見直しは、どのようにお考へになっているのか。

第2点、市民合意と住民の総意が反映できる推進体制のあり方についてのお考えを示していただきたいと思います。

次に、町づくりについてであります。その一つは、空港問題についてであります。第3セクター方式による新たな方向は、岸府政の推進強行姿勢と相まって、地方自治体にさまざまな思惑を示しております。3月中旬にも府への回答がなされるということも新聞報道で明らかになっておりますが、現時点での本市としての基本的な考えを明らかにしていただきたいと思ひます。

町づくりについての第2点目は、すでに何回も共産党議員団も申し上げておりますように、町づくり委員会についてであります。都市計画審議会の答申も出された現時点、町づくり委員会の組織づくりを具体化すべき時期であると思ひますが、そのお考えを明らかにしていただきたいと思ひます。

町づくりについての第3点目は、泉北環境施設に関連いたしまして、北信太方面での市の恩恵の少ないといふかねてからの住民の意見、公共施設に対する要望とあわせまして、この施設に関連するネットワークを利用しての福祉施設の導入など、本市としてのお考えを持っておられるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。3市の広域行政ではありますが、本市に関連するところに施設があるという立地条件からも、ぜひ市長として意見を大きく述べていただきたいという点であること申し上げて、お考えを明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、教育問題であります。本市政方針の中でも、相当部分を占めて教育問題を述べられております。教育改革が始動する時期に入り、国会で論議されているところ、さらに、国民が大きな関心を寄せていると述べられております。私は現時点で、国会で論議されている教育改革で見逃してはならないことは、いわゆる教育理念を変えようとしているところに大きな問題があると思ひます。「教育臨調」といふ言葉も使われておりますが、マンモス校の解消や40人学級、私学助成などに対する、いわゆるさまざまな施策をどうするかということ以外に、この教育理念を根本から変えようとしているところに、今日の教育改革の大きな問題点があります。

そこで、あわせてこういう状況の中で、父母の間では、今日の教育の問題を何とかしてほしいということ、解決しなければならない問題も山積しております。そこで、市長にお尋ねいたしますが、本市教育行政をさらに民主化し充実させていくためにも、住民参加を基本にした教育の実現のために、教育委員の公選制、教育委員会の会議の公開などについて検討の時期ではないかと思ひますので、お考えを明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、福祉行政についてであります。今日の地域福祉政策の具体的なあらわれを見ますとき

に、オイルショック以降の福祉見直しの流れの中に根底があると思われまゝ。多様化、高度化する福祉需要に対応するために、地域住民の積極的な参加と協力、あわせて受益と能力に応じた適正な費用負担の考え方が定着しようとしております。２年間に及びます審議の中で最終答申が出されました臨調答申の中においてもさらにこの方向が具体化され、公的な福祉行政は、最小限度にとどめるべきであるとうたっております。そして、国民の総意と活力を基礎にするのが今後の方向だ、と打ち出しております。

そこで、市行政に対するお尋ねの第１は、本市におきましても本年度、福祉基金の制度が新しく打ち出されておりますが、ボランティア活動等の問題点を含めまして、私は、行政の公的責任の視点を欠落させてはならないと思います。あわせて、貧困問題をこの福祉行政の中で否定させてはいけないと思いますので、この点のお考えをお尋ねいたしておきたいと思ひます。

福祉行政についての第２点は、福祉会館についてであります。地域福祉が進行する中で、センター的な役割を果たす福祉会館の必要性が急がれております。さらに、充実した福祉行政、複雑化する社会情勢の中で、そのために医師会や保健所など関係団体、専門家との連絡体制などの機能を持った福祉会館が急がれております。本市当初予算におきましても、庁内体制の不統一から、本年もまた見送られておるようであります。私は、福祉行政における市長の基本姿勢を示す一つの例として重視しております。福祉会館につきましての市長のお考えを明らかにしていただきたいと思ひます。

以上、市政運営方針の基本にかかわる問題として、市長からの答弁をお願いいたします。

次に、若干細部にわたりまして、現課からの御答弁をいただきたい質問を申し上げます。

一つは、同和行政についてであります。すでに大阪府におきましては、今後の同和行政あり方について去る２月２５日、岸知事に対しまして答申が出されております。この内容等につきましては、２月２６日の読売、朝日新聞等にも報道されておまして、知事自身、今後の同和行政のあり方として、答申を尊重して市町村を指導すると明らかにしております。

そこで、地対法期限内に事業を終了させるためにも、住民の住民の参加と協力、市民合意が得られる協力機関を地域の実態に応じてつくるのが望ましい、とうたっておりますが、同対部におきましては、市独自の審議会をつくる考えなり計画を進めておられるのかどうか、お尋ねいたしたいと思ひます。

あわせて、個人給付のあり方についても今回の同対審答申は、これまでの個人給付については、主体性、計画性、総合性を欠くうらみがあったとして、今後は、地区住民が平等に参加し得る社会を積極的につくり出す観点から、所得基準の導入、事業の対象者を同和地区に居住する者に限るなど方向性を打ち出しております。本市におきましても、給付事業の執行に当たっ

ては、適格性の審査に当たり、地区住民の参加と協力を得られる公正なものにするための体制づくりが必要かと思いますが、その準備なりお考えなりを明らかにしていただきたいと思います。あわせて、答申で示されておりますこれまでの問題点を明らかにする上からも、本市給付事業の内容と実態等を明らかにしていただくとともに、すでに5.5年に府に提出しております。本市同和事業の残事業の内容についても、明らかにしていただきたいと思います。

次に、町づくりについてであります。一つは、空港関連で予算計上されております調査委託料500万円について、その積算基礎、調査内容、委託先などを明らかにしていただきたい。

町づくりの第2点は、北信太駅前線についてであります。13号線から駅前までの道路はとりあえずできておりますが、昨年末ごろから、計画用地と思われるところに住宅建設が進められております。本計画については現状、どのようになっているのか、明らかにしていただきたいと思います。

次に、教育問題であります。請願も出され、かねてから要望の強い学童保育の新設が本年度、予算計上などがされておられません。教育行政を重視する市長の市政方針とにらみ合わせましても、住民の立場からも納得できないものであります。この点のお考えなり方向はどのようになっているのか、明らかにしていただきたいと思います。

第2点は、スポーツ施設などについての新しい条例が出されておりますが、今後の社会教育活動のあり方と関連して、施設の利用について、公共的団体に委託できる、となっておりますが、この点の内容を御説明していただきたいと思います。

最後に、福祉行政についてであります。第1は、市長への質問と若干重複しますが、現課として、福祉センターの今後の計画、取り組みについてのお考えを明らかにしていただきたいと思います。

第2点は、福祉基金につきましては、一定の説明が定例会議でなされましたが、ボランティア活動に委託する面が多と思われるなど、具体的に組織づくり、事業内容、責任問題などをどのように進めていかれるのか、明らかにしていただきたいと思います。

第3点は、当初予算に見られます新規事業として、痴呆性老人の単費事業などが予算化されております。まず、本市において痴呆性老人の実態把握がどのようになっているのか、市民からの要望はどのように出されているのか、実情などをお尋ねしたいと思います。さらに、予算化されております新規事業の内容、あわせて国、府のこの事業に対する動向などについても、わかれば御説明いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。再質問の権利を留保いたしまして、終わります。ありがとうございました。

(議長着席、副議長退席)

- 議長(池辺秀夫君) 理事者答弁
- 市長(池田忠雄君) 勝部議員さんから全般の考え方、市政方針についてのいろいろな御質問をいただきました。御質問の骨格になる点を私から御答弁申し上げ、以下、細部は各担当からお答えさせていただきたいと存じます。

まず、基本姿勢について1点、お尋ねがありました。市政方針でも述べさせていただきましたように、昨年秋、市民皆様方の御支援をちょうだいして3期目の池田市政に入るわけでございます。その当初予算ということが一つ。また、先般の臨時議会で御提案申し上げ、現在、委員会に御付託いただいております総合基本構想ののっとりまして、これからの市政を運営させていただく、こういうことを申し上げておるわけでございます。信念、誠実、実行を基本モットーさせていただきまして、職員、議会の御協力を賜りつつ、市民皆様方が何とか暮らしよい、住みよい郷土をつくってまいりたい、こうした願いを込めまして、昭和70年に向けての総合基本構想を先般の審議会で御答申をいただき、議会で御提案させていただいておるわけでございます。「調和と活力のある人間都市・和泉」を目指しまして、一生懸命に単年度、単年度、財政収支を基本的に考えながら、意欲を持って市民需要に一步ずつおこたえさせていただきたい、それが私の姿勢でございます。

行財政改革の理念と申しますのは御案内のとおり、いかにしてむだを省き内部的にぜい肉を切り詰めながらも、効率のいい、市民さんに御納得のいただける市政を実現していくかということでございます。そのために財政を健全化し、弾力性のある運営をいたしながら投資的経費を生み出し、市民皆さんの需要におこたえしてまいる、これが私は、行財政改革の基本姿勢であると存じております。諸般のむだを省きつつ、市民の皆さんには、何とか乏しい経費の中から精いっぱいサービス、公共的投資をいたしながら取り組んでまいりたいというのが私の基本姿勢でございます。この点ひとつ行財政改革の理念と一緒に、基本的な問題として御答弁を申し上げたいと存じます。細部にわたりますことにつきましては、担当部課よりお答えさせていただきます。

それから、これからの和泉市の発展の中で、空港関連というものをどうとらえていくのか、という基本なお尋ねでございます。御案内のとおり現在、国会の中で関西空港関連法案が御提案になっておるわけでございます。行革の折から、大きなプロジェクトですので、ただ単に行政だけでは非常にむずかしいということで、特殊法人という法人組織の中で民間の活力を利用し協力を得る中で、国家的プロジェクトを実現していこうというのが国の姿勢でございます。私たちといたしましては、前々から議員皆様方の御指導や御協力をいただき、空港問題にどう

対処するののかということで頭をしぼってまいりました。御案内のとおり本市は、空港設置ができます泉南沖5キロからいたしますと、後背地に当たるわけでございますけれども、少なくとも、そうした通過公害だけをもらうことでは困るという立場に立ちまして、8市5町それぞれが空港の地元だという認識の上に立ちまして、何とかして道路網の整備を初め、いい施設を本市にも空港関連として導入をいたしてまいりたいというのが基本的な姿勢でございます。地域整備の指針を国、府に要望し、今後ともそうした姿勢で空港関連として、本市も地元としてこうした展開ができますよう、大きなプロジェクトを起爆剤にして、泉州発展、本市の発展のためにも寄与できる空港であっていただきたいという願いを込めまして、これからも地域整備について国、府に対して強く要望してまいりたい、こういう基本姿勢でございますので、公害のない地域整備、地元と共存でき得る空港という基本姿勢で今後も対応いたしてまいりたい、このように存じておりますので、一層の御理解、御支援のほどをお願い申し上げたいと存じます。

それから、教育問題は、教育委員会からお答えさせていただきますが、基本的に現在、一部話題になっております教育委員の準公選制問題についてのお尋ねではないかと存じまして、こうした基本的なことは、私よりお答えさせていただきたいと思っております。御案内のとおり、教育委員さんの任命につきましては、首長が選任をし、市民代表である議会の御同意を得て任命させていただいておるわけでございます。あるべき教育の姿というものを求めて、教育委員さんなり教育長を中心に相寄り、英知を傾け、21世紀に向け児童、生徒のより健やかな学び屋の環境、内容の充実に努めておりますのが、現在の教育行政の基本的な姿勢であるわけでございます。

その中で準公選制という御意見も一部あるようでございますけれども、文部省あるいは大阪府教育委員会のこの問題に対する見解というものは、やはり現行体制で対処していくのが基本的にいいのではないかと、準公選制となりますと、先ほど申し上げました首長の選任、議会の同意権という現状のシステムからして問題があるのではないかと、という見解も出されているやに承っております。その点いろいろと御意見もあろうかと思いますが、われわれ行政といたしましては、そのように存じておりますのでひとつ御理解をいただければありがたい、このように存ずるわけでございます。

それから、福祉会館の問題につきましては市長の存念はいかに、ということでございます。細部は現課からお答えさせていただきますが、私自身、以前から議会の中で総合会館構想というものを皆さん方に申し上げてまいっております。教育文化のメッカあるいは福祉行政、特に高齢化社会に入りまして、お年寄りと身体障害者の方々を中心とした、親の責任でもなければ子の責任でもない、そうした方々により日の当たる行政、この福祉とは、間口が広く使われてますが、こ

れが福祉の原点ではないかと考えております。その意味合いで、そうした機能を持った福祉会館的なものをつくってまいらなければならぬと考え、その考え方はいまも同じでございます。

ただ、この市政方針の中でも述べさせていただいておりますように、いろいろとこうした教育、文化の遂行のメッカと一緒にできれば、と存じておったのですが、国の補助的な関連で、同じところに何階建てかの異質のものをこしらえることはむしろかしくなっていました。そこでまず、教育、文化のメッカというべきコミュニティーセンターを、何とか59年度から60年度にかけて補助の内諾も得ておりますので、まず、総合会館構想の1次分としてつくらせていただきたいという思いで、当初予算に約千数百万円の実施設計委託料を計上させていただいております。設計ができ上がりまして、補助の決定と相まって、本年度中に改めて議会皆様方に構想をお示し申し上げ、予算化をさせていただいて、この1次分としての教育、文化を中心としたコミュニティーセンターについて、本年度から来年度にかけて総合会館構想の一環として着手させていただきたいと存じます。

なお、お年寄りや身体障害者を中心とする福祉のメッカの福祉会館の部分につきましては、総合会館構想の2次分としてのとらえ方の中で、精力的に国、府に対しまして、現在も補助問題等を中心に折衝を続けておるわけでございます。こうしためどと相まって、1次分のコミュニティーセンターの部分と合わせまして、福祉会館的な機能を持ったものにつきましても、今後とも精力的に対応させていただき、総合会館の2次分という形の中で何とかつくっていききたいというのが、現在の私の考え方でございます。いずれにいたしましても、何とか補助の採択をいただきたいというのが現在の気持ちで、いま、必至になって国、府に当たっております実情でございます。

総合会館の1次分のコミュニティーセンターは、約300人収容の中ホールのものを中心に大会議室、小会議室をつくり、いろいろな団体の御利用に供させていただければありがたいということで、59年度から60年度にかけて建設させていただきたいという気持ちで、実施設計委託料を計上させていただいておりますので、より御理解を深めていただきたいと存じます。

以上、基本的な点につきまして、私より御答弁させていただきました。細部につきましては、担当よりお答えさせていただきますので、どうかよろしく御理解をいただきたいと存じます。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者、簡単明瞭に答弁しなさい。次。
- 同和対策部長（橋本昭夫君） それでは、具体的な同和問題につきまして御答弁させていただきます。

御指摘のとおり、先月25日に大阪府の同和対策審議会の答申がまとまりまして、27日の月曜日に知事あてに手渡された次第でございます。その中で、わが市に直接関係のございます、

御指摘の大規模対象地区に対する残事業の円滑な執行につきまして要約されております。その具体的な内容につきまして概略申し上げますと、大規模対象地区については、府としても推進組織を設けるなど、計画の策定、実施に関して当該市と協力し、地区の実情に即した事業手法の研究及び用地集約を円滑に推進するための諸条件の整備並びに市の財政負担の軽減を図るための措置を検討するとともに、国に対する特別措置を要請し、事業の積極的な推進を図るといふことで、特記事項として出されております。われわれといたしましても今後、大阪府行政と十分協力関係を深めまして、答申の趣旨に即した事業の執行を目指してまいりたいと思います。

具体的なお話といたしまして、現在の把握している残事業についての内容説明の御指摘をいただきましたので、概略申し上げます。現在のところ、58年度以降につきまして、特に環境改善整備事業、すなわち住宅、道路、公共下水道の整備は今後とも必要であるということで、建設省の事業認可を得ている事業の残りの必要量でございますが、金額に直しますと、58年度を含め約276億でございます。そのうち約260億が、いま申し上げました環境改善整備事業に直接関連する事業でございます。今後、円滑に執行していくには、答申にも述べられておりますように、市の財政負担の軽減が特に必要でございます。

ちなみに、現在までやってまいりました財源構成でございますが、国、府の補助金がすべての事業を含めまして54.4%、それから、府の貸付金及び起債を含めましたいわゆる借入金、この中には、元利償還金の80%相当分については政令の5条指定債が、府の貸付金も含まれますが、43%になってございますが、今後、いま申し上げました適債事業として、政令対象事業として包含される事業が主でございますので、試算いたしますと、いわゆる起債と申しますか、起債等に依存する率が43.5%から31%に低くなるという見通しを持ってございます。その中にはもちろん、先ほど申し上げました5条指定債が含まれるわけですが、今後、5条指定債の拡大に向けて努力を重ねてまいる決意でございます。これが残事業の内容でございます。

それから、個人給付事業について、現行取り組んでいる事業を総括いたしますと、種類別では職業対策に3、保健対策に11、生活対策7、教育対策6、その他2でございまして、合計29の対策を個人給付事業として実施しております。

それから、関連いたしまして府の答申では、地域の特異性を勘案し、審査機関を設けることを検討したらどうか、という知事に対する提言でございますが、まだ具体的には明らかにされておりませんが、われわれの現在の考え方といたしましては、現行の地区協の構成を民主的な形に改正をする中で、具体的な審査機関等については研究をしていきたい、かように思います。

それから、独自の審議会を設置でございますが、現在、議員さん、あるいは市民各位の団体の代表者等々で構成を願っておる和泉市の同和対策促進協議会が設置をされておりますので、

独自の審議会の設置は考えてございません。市同促の中で専門部会等の設置をいろいろ御検討いただきながら、今後の本市における同和行政の進め方について、試案の取りまとめを検討してまいらなければならない、かように考えております。

具体的にお答え申し上げますのは、以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 市長公室理事兼企画室長事務取扱（平野誠蔵君） 新年度予算に盛り込まれております調査費の500万円についての考え方を御説明申し上げます。

これは現在、総務委員会で御審議をいただいております第2次の昭和70年目標の市の総合基本構想の中に盛り込んでおります。多分に空港関連の三つのプロジェクトを一応、調査研究対象といたしております。したがって、その基本構想の御審議が終了、議会で御議決をいただきまして予算成立後に手をつけていくということでございますので、現時点では、詳細な調査項目ないしは委託先などの決定はいたしておりません。

三つのプロジェクトと申しますのは、一つは、地場産業の活性化にもつながることを期待しておりますが、空港関連の新産業の誘導、導入の問題でございます。これを市の産衛部並びに大阪府関係課などと連携、共同いたしましてその研究調査、それから立地条件、さらには、本市にふさわしい新産業のあり方と申しますか、業種と申しますか、それと内容、これらをいよいよ実際のな検討に入ろうとするものでございます。

それから、二つ目は、和泉中央丘陵におきまして、新駅の延伸に伴ってシビックセンターを建設しようという考えでございますが、この中核的、シンボリックな施設として、なおかつ、全国的なレベルのたとえば繊維関係の施設とか、さらには、国際化の進展にあわせて一つのシンボリックな施設として大会議施設、コンベンションホールと申しておりますが、これを計画いたしておるところでございます。これを本年度にストレートに調査に入ることは簡単ですが、いずれかの時点を選びましてこれも調査に入っていく。

さらに、これは58年度にすでに泉北広域行政圏におきまして一定の調査を行ったわけでございますが、広域スポーツ・レクリエーション構想、これを本市に持ってきたい。これも中央丘陵整備ないしは空港計画の進展などいろんな情勢にあわせ、タイミングを選んで本市で調査に入ってきたいという基本的な考え方でございます。そのうち特に本年度、急速に動いてまいります空港をにらみながら新産業の導入の部分をまず考えたい、こういう考えでございます。

- 議長（池辺秀夫君） 続いて答弁。
- 都市整備部長（浅井隆介君） 町づくり関係につきまして、これは中央丘陵関係かと思っておりますので、私からお答え申し上げます。

先日の都計審におきまして、その骨子が明らかにされたわけですが、これらをもとにいたしまして、今後とも周辺整備を含めまして、議会で御設置をいただいております特別委員会を中心に、地元5小学校区、5農協、さらには、シビックセンター構想を進める中では、商工会等の御意見も広く聴しながら、理想的な町づくりを行ってまいりたいと考えております。

なお、その経過につきましては、広報等を通じて周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 続いて答弁。
- 建設部次長（中上好美君） 具体的な御質問の一つであります北信太駅前線 関連 についてお答えいたします。

御存知のように、北信太駅前線については、都市計画法に基づいて計画決定をしてございます。したがって、計画決定の段階では、議員さんからお話の建築物については、都市計画法あるいは建築基準法の枠内で建築ができることとなっておりますので、この範囲では、実際の建築を認めざるを得ないというのが実情でございます。

なお、本計画道路につきましては、今後の駅前の再開発等、地元の皆さんの合意を得られる段階で事業実施を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 続いて答弁。
- 指導部次長（竹田明郎君） 学童保育問題についてお答えいたします。

現在、留守家庭児童対策の御要望があるのが、北池田、北松尾、光明台南の3校区でございます。中でも北池田校区につきましては、昨年8月に御署名をもちまして教育委員会に要望されておりますし、また、昨年9月の定例会におきましても御請願を受けております。同校区内におきましては御案内のとおり、地域開発が非常なテンポで行われておりまして、高い社会増を見ております。私たちが調査してまいっております未開設校区の中では、一番留守家庭児童率が高うございます。これまでお答えしてまいりましたように、開設第1順位として考えておるところでございます。

しかし、同校区におきましては、先ほども申し上げましたように、社会増による児童増がございまして、空き教室が全然ございません。それと、運動場が非常に狭的で、プレハブ的な臨時的措置も非常に困難でございますので、本年は見送らせていただいたということでございます。

なお、同校につきましては児童増の関係もあり、施設の拡張も急務でございますので、これらをあわせまして実施してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 続いて答弁。
- 指導部次長（明坂貞士君） 運動施設委託の問題につきましてお答えいたします。

御承知のとおり、本市の財政状態は幾分好転したとはいえ、非常に厳しい状況にあることは事実でございます。したがって、行財政面における改革あるいは見直しが、今後も重要な課題になっておりました。教育委員会といたしましてはこれらを踏まえて、運動施設の運営に当たりましては、経費の節減並びに効率的な運営を図るために、将来に向けての対応策の考えを今回の設置条例に委託として盛り込んだものでございます。

なお、お尋ねの委託先ですが、地方自治法第244条2の3項におきまして「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を公共団体又は公共的団体に委託することができる」となっております。そのため先進都市におきましては、公益法人を設置して委託しているという事例がございます。今後とも勉強していきたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。
- 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） 福祉会館についてお答え申し上げます。

まず、福祉会館についての主管部局としての考え方でございますが、あくまでも、福祉活動の拠点としての位置づけをしております。老人センター、身障者センターの複合施設として現在考えております。面積は、老人センターが495平方メートル以上、心障センターについては424平方メートル以上という補助基準がございますので、それを見ながら現在、検討しておるわけでございます。

2点目の福祉基金に関する問題でございますが、これにつきましては現在、ボランティア活動等をお願いしておるわけでございますが、現在のところ、それらのボランティア活動については、交通費はすべて自己負担、また、保険などの加入も一切なく、全くその人個人の献身的な奉仕に頼っている実情でございます。今後ともそういうボランティア活動を高め、さらに充実させるためには、その福祉基金から生ずる収益をボランティア活動のための交通費補助あるいはボランティア保険の加入などに充てていきたい。さらに、福祉基金が多くなった段階では、寝たきり老人の入浴サービスや独居老人に対するサービス、障害者活動促進など、地域在宅福祉の振興を図るよう努めてまいりたいと考えております。

なお、ボランティア関係団体の責任体制等については、ボランティアビューローという制度があるわけです。これは社会福祉協議会で事務局を持って、そういうボランティア関係の一切

の業務をやるという制度もありますので現在、検討させていただいております。

それから、3点目の痴呆性老人の問題でございますが、この問題は、老人問題の中でもっとも深刻であり、今後も高齢化社会の進行の中で、大きな社会問題となるといふくらいに思っております。

まず、この実数でございますが、昨年6月から7月にかけて大阪府が、大阪市を除く各市町村で調査を行ったところ、痴呆性老人の出現率は、65歳以上の老人の4.3%、また将来、痴呆性状態に陥る可能性のある者については、「境界域老人」という表現を使っておるわけですが、これが2.6%という数値になっております。これを当市に当てはめると、当市の65歳以上の老人が約9,700人でございますので、いわゆる痴呆性老人が約410名、将来、痴呆状態に陥る可能性のあると思われる老人が約250名と推定されております。

それから、これに対する家族、介護者の方の主たる要望として出されておりますのは、施設等の特別養護老人ホームとか、病院への一時入所、それから、ホームヘルパー派遣、入浴サービスの実施、家庭介護、看護についての相談等の要望が大きく出されております。また、家族については、睡眠妨害あるいは不潔な行為、夜、家族を起こすとか、いろいろ悩みが寄せられておるといふくらい聞いております。

当市では、本年度の新規事業といたしまして、痴呆性老人を一時保護するという事で、本年度から短期保護を実施していきたいということで予算計上させていただいております。この内容を簡単に申し上げますと、65歳以上の在宅痴呆性老人を対象としております。保護を実施する施設については、市長が委託契約した特別養護老人ホームで、現在、2カ所の特別養護老人ホームと契約についての話を進めています。保護の要件といたしましては、家族の疾病、事故、出産、冠婚葬祭等の理由により、痴呆性老人の介護が一時的に困難な方となっております。保護の期間は原則として7日以内、ということで対処していきたいと思っております。

最後に、この問題に対する国、府の対応でございますが、現在のところ率直に申し上げて、具体的な取り組みということでは、国も府もほとんどなされていないというのが実情でございますが、現在、大阪府では、痴呆性老人に対する対策研究会というプロジェクトチームを編成して、医療、行政の両面からこれらに対する検討がなされております。その内容といたしましては、家庭奉仕員の派遣事業あるいは保健所の精神衛生相談員及び保健婦の相談及び訪問指導、相談体制の整備充実、介護知識の修得の取り組みといたしまして研修会、テキストの発行、痴呆性老人の専用の特別養護老人ホームの整備ということが検討されておりますので、それらを今後の結論を受けて、さらに、市といたしましても、国、府に対してこれの実施に向けての要望をいたしまして、取り組んでいきたいと考えております。

○ 5番(勝部津喜枝君) 予算委員会もごさいますので、再質問はやめておきたいと思いますが、一つ、意見なり問題点の指摘ということで申し上げておきたいと思います。

一つは、市長に対する質問の中で、泉北環境に関連する地元要望についての公的施設の問題についての御答弁がいただけませんでした。これは納得するとか見過ごしたということではなく、予算委員会の審議などを含めまして、取り上げていきたいということで申し上げておきたいと思います。

そこで今回、59年度の市政方針を買きます予算編成の現時点で明らかになった特徴といえますか基本といえますか、その点を申し上げておきたいと思うんですが、一つは、教育問題でございすけれども、教育委員の公選制問題をあえてこの場で発言いたしましたのは、先ほど申し上げましたように、教育の基本理念を変えようとしている、こういうところ辺に大きな問題点があるという観点から、わが党の先駆的役割として、公選制問題の発言を本会議でしておくという立場でございすので、あえて、この質問は追及ということではございせん。ただし、現在の複雑な教育問題の中での民主化といえますか住民参加といえますか、活力ある、充実した教育行政のためには、やはり検討していく問題として、教育委員会としてのあり方などは持ってるのではないかと書いておきます。

その次に、かねてから池田市長の言葉、方針の中で言われております民間活力の導入ということでございすけれども、これは国と府も含めまして、こういうことが言われてきたわけでございすけれども、たとえば来るべき21世紀の展望などということが言われておりますけれども、空港問題一つを取り上げても、やはり財界主導、財界戦略の中で進められておるといふ点は指摘されておるところでございすし、本市におきまして、そういう町づくりの中での空港への期待というのは、今回の500万円の予算計上に見られますように、まだまだあいまいさを残した中での予算計上であります。池田市政の乗りおくれまいとする、そういうことではないかということで、あえて取り上げて申し上げたのですが、問題点はあると思ひます。

あわせまして、町づくり委員会の問題につきましても、明快な答弁をいただいておりますけれども、せんだっての委員会の中でのわが党のそういう主張に対しまして、組合なり民主団体の参加ということで、一定の理念について助役さんの御答弁もいただきましたが、私どもは、そういう偏ったといひますか、党略的な立場からの町づくり委員会ではなく、本当に各界、各層の方々を集約した意味で、既存住民を大切にしたい町づくり委員会をつくるのがどうしても必要な時期にきているのではないかという立場です。

たとえば北信太駅前線の御答弁もいただきましたが、すでに鶴山台団地と本市との事業は完

結されております。こういう大きな問題を残したまま、鶴山台団地の事業が完結されたということは、大きな教訓として、今後の公共主導型といわれる開発問題の中で生かしていかなければならないと思うんです。そういうことから、町づくり委員会を含めまして、広範な市民の声を受け入れる体制づくりが必要と思うわけでございます。

もう1点、社会教育に関して条例の説明がありましたが、いみじくも、財政状況の効率的な行財政運営というところで、委託の方向を将来にわたって考えるということを打ち出したわけでございますけれども、市政方針の中でも社会教育の重要性をうたいながら、こういう委託の立場を打ち出しておるといことは、大きな危険性と危惧を抱きます。やはり公共施設の運営、管理は、地方自治体が独自に、直接に行うことは、公的責任のある立場として、あくまでも堅持していただきたいと思えます。

最後に、福祉につきましては、先ほども申し上げておりますように、有料制、市場化などの持ち込みが行われる中での地域福祉の問題点が、大きく今後の方向として打ち出されております。さまざまな分野での取り組みを進めていただくとともに、いま申し上げましたように、公的責任という立場を忘れないで福祉を進めていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

- 議長（池辺秀夫君） ここでお昼のため暫時休憩いたします。

（午前11時52分休憩）

（1時12分再開）

- 副議長（赤阪和見君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。2番・竹内修一君。
- 2番（竹内修一君） 通告順に基づきまして、一般質問の要旨を申し上げます。

一昨日、59年度市政運営方針を伺い、市長の2期8年にわたる御努力、実績については評価いたしますが、調和と活力のある都市づくり、その青写真について問題があると思われまますので、今回、3項目についてお伺いいたします。

まず第1点、和泉市北部地域に関連する国、府、市の計画道路等の完成時期についてお伺いいたします。その1、泉大津松原線及びその取り付け道路あるいは側道。2番目、岸和田南海線。3番目、近畿自動車道及びその取り付け道路。4番目、北信太駅前線。5番目、上伯太線。6番目、阪和東側線。7番目、防衛庁付け替え道路、上代伏屋線。8番目、この取り付け道路等についてお伺いする予定でしたが、これは省略いたします。以上の具体的な7路線についてお伺いいたします。

2項目目、住民サービス施策について、市政方針28ページにおいても住民サービスの向上

に努めるべく述べられ、意を用いていることは結構であります。前回は議会で要望しておりました貸し農園について実現が図られておらないが、近隣都市でも実施されていることでもあり、コミュニティ施策として重点を置かれておるようでございますけれども、身近な具対策としても効果があると思われるので、土に親しむ季節も到来する時期であり、速やかに実施されることを要望する次第であります。

なお、入会金等で用地確保、用水、区画、準備等の費用は近隣都市でもちゅうだいでまかになっておるよう承知しております。もちろん、年会費をもって要望諸団体に管理委任をし、うまく運営されておるのが実情であります。

その次、基本構想によれば、13万都市から20万都市に飛躍せんとするとき、その基本構想計画に墓地公園の建設計画があるのかないのか。ぜひ必要なことであり、考慮されたいと欲する次第であります。泉佐野、貝塚、熊取等においても、墓地公園の構想を持っておるよう聞いております。

2項目の3番目、黒鳥山公園利用者の駐車場の設置について、黒鳥山公園は現時点においては、スポーツ公園としての格づけがないようであります。スポーツを盛んにすることは、文化にも通ずるといふ世代であります。だから、その点市として公園施策に意を用いておられることは結構でありますけれども、家族団らん、地域の親睦を図る等の意味において、公園に出かけたいと思っても駐車場があるかないかによって、それなら大泉公園にしようか、という結果になっておろうかと思ひます。したがって、住民の利用、交通安全対策として、公園利用者のための駐車場をぜひ設置していただきたいと思ひます。

3点目、ミニ開発とその指導ですが、良好な住環境づくりは、行政として重視しておることと思ひます。そういう観点から、開発指導要綱というものを策定されたと思ひますが、中央丘陵開発はまことに結構なプランだと思ひます。しかし、その10年前に同じように住宅公団が新住法に基づくところの団地等を建設されております。私の住んでおる団地におきましては、10年経過をいたしまして、その良好な住環境が壊されるんじゃないかという心配が以前からあったわけでございますけれども、いろいろ住民間で話し合い、10年たちますと御存知のように、所有者によるところの土地の売買等が自由になります。

しかし、一方におきましては、せっかく新住法に基づく80坪ないし100坪ある1戸建ての敷地に、2戸ないし3戸建てられては困るということで、いろいろ検討はいたしました。やはり私権の制限事項等、自治会等の任意団体でそこまで網の目をかぶせることは非常にむづかしく、そしてまた、売りたいと思ひている者が賛成しないという現状下において苦慮しておる次第です。結論的には、せっかく設けられた指導要綱でチェックしてもらえば、良好な住環

境が得られるのではないかという疑問を持って処理してきたわけでありすけれども、たまたま、建設総務等にも、住民からしか私の言わんとする建ぺい率の問題については、電話等で問い合わせがあったようであります。

そこで、法的に問題がなければ結構でございますけれども、夢とロマンと市長が申すところの中央丘陵開発が進んだ時点においても、類似した問題が起こるように私は思っております。この際、いろんな歯どめと申しますか、そういう住民組織ではできないところを、行政指導でばっちりやるんだというお考えを聞かせてもらいたいと思います。

なお、具体的な例を挙げて住民がいろいろ騒いでおる問題を取り上げましたが、昨日、法的にも心配ないという資料をいただきましたので、建ぺい率の問題については、ただいま了解しておきます。

その2番目の寄付金の使途等でございますけれども、やはり新住宅法に基づく開発をしようとするならば、全面的に同意を得られない地域もあるかと思います。しかし、大きく網をかぶせて、やはり行政努力によって周辺住民の同意を得て土地買収をして理想的な宅地開発なり、そういう事業を進めていってほしいと思っております。

御多分に漏れず、鶴山台におきましても、最近、特に買収には応じなかったけれども、残された土地をべらぼうに高く値をつり上げて、ミニ開発あるいは良好な住環境を損なうような家がたくさん建ってきております。そこで、そういうものを購入するのは個人の自由でございますけれども、入り込んでくると、既存住民との間にもろもろのトラブルが発生するわけです。そして、それは行政まで言ってくるのは、よほどむずかしい問題かと思っておりますけれども、当面、所属するところの自治会長等に申し出があるわけです。そういう周辺地域の言いならば、建て売りラッシュという現状でありますけれども、そのときに問題としてあがってくるのは、指導要綱で良好な住環境を維持していこうということで、1戸当たり60万円をほとんど教育などいろんな施設の名目で取っており、市が基金として積み立てておってくれるように承っております。その一つ一つが、具体的にあの地域の14戸ないし16戸の寄付金に対する指導はどりであったかということをお聞きしたかったんですが、財務当局の方々の説明も事前にあり、了解いたしました。

しかし、一つだけ、3丁目自治会、鶴山台3丁目ですが、鶴山台でない土地でも、鶴山台南分譲地とか言うチラシが毎日のように入っております。近く王子町の16号線南側に14戸、これは事前調整ですか、すでにそれに入っておるところであって14戸建つわけです。そういうわけでありまして、よく聞いてみると、先ほど言った金額の寄付金の協議は進んでおります。しかし、公団、市等で開発しても、非常に良好な住環境ということはむずかしいかと思っております。

のに、民間においては、その気があっても、やはり採算ベースで割愛しておるのが常かと思えます。そこらをしっかりと行政指導してもらいたいと思うんです。公団自体が新住法に基づいて鶴山台を開発しながら、僻地が余っておったので「駐車場にせよ」と申し入れたら、わずか2戸ぐらいの地積でございましたが、えらい創意工夫をしまして、新しい建築法、すなわち家の中に段差があるような家を無理して2戸建てております。

そのほか何とか建設が先ほど申しした鶴山台3丁目の聖神社と80棟ぐらいの中間地域に16戸建てており、約8軒ほどでき上がっておるんですけども、これにしてもやはり子供がおるわけです。自治会にはすぐ入れてくれ、とは言うてきませんでした。さしあたって、団体生活をするためには、親のおもんばかりで、子供会にはぜひ入れてくれ、と申し出があるわけです。ということは、16戸ないしそこらの子供がおっても、遊ぶ場所もない。緑地を確保しなさい、という指導要綱はあったんですが、つくらない。そうすれば、子供はその辺にすでに設けてある児童公園に行き行って遊ぶ。しかも、高学年の子供はソフトぐらいはやる。打てばホームランぐらいは飛ばして、自分たちが住んでいるミ=開発の方へ球が飛んでいってしまうという苦情が出てくるわけです。折れ合いとしては、やはりネットでも張ろうかということになるんですが、そういった建て売りラッシュに伴って、せっかく10年かかって開発してきたところの住民にしわ寄せをすることなく、少なくする意味において、すでにある家の子供と友好関係に遊びたいというところについて、この基金をもって整備を推進してもらいたいと思うわけでございます。

そういうことで質問をさせてもらったわけでございますけれども、再質問の権利を留保して、要旨の説明を終わります。

- 副議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 建設部次長（中上好美君） ただいまの御質問の建設部関係の点につきまして、次長の中上からお答えいたします。

まず、道路の問題でございますが、幾つか出されましたが、路線名の中で泉大津松原線あるいは岸和田南海線、この道路は、事業主体は大阪府でございます。また、近畿自動車道につきましては道路公団ということで、直接、市の建設部が担当する事業ではございませんが、質問の御趣旨にもありましたように、これとの取りつけ道路あるいは現在の進行状況でございますが、泉大津松原線、岸和田南海線、近畿自動車道につきましては、すべてまだ供用ができておりません。私どもが関係官庁から聞いておるお話としては、泉大津松原線につきましては、近く堺市の菱木の付近まで供用を開始する。岸和田南海線につきましては、来年度から和泉中央線から和気町までの工事に着工する。近畿自動車道につきましては現在、用地買収中というこ

とでございます。

なお、泉大津松原線、岸和田南海線の具体的な取りつけ道路につきましては現在、地元の要望を含めて反映していただくということで、大阪府と協議を進めております。したがって、そういう点を今後、工事が進む段階でできるだけ地元の要望が反映する方向でお願いをしていきたいと考えております。また、近畿自動車道につきましても、これまでもいろんなことが言われておりますし、そうした入り口からの接続の問題等については今後、課題として積極的に取り上げていきたいと思っております。

それから、北信太駅前線、上伯太線、阪和東側線等でございますけれども、これは私ども和泉市が担当する都市計画道路でございます。北信太駅前線につきましては、けさほど、勝部議員さんにお答え申し上げましたように計画決定をしております、地元の意向もありまして、現時点では、歩行者の道路をつくるにとどまっておりますが、今後、北信太駅前再開発等の機会を見まして、これを2次路線として計っていきたい。

なお、この道路につきましては、以前から特に竹内議員さんには、バスのターン問題で御心労を煩わしております、私どもとしても非常に感謝しておりますのでございます。最近になって、一歩進んだ状況も生まれてきておりますので、今後、積極的にこの問題を解決すべく取り上げていきたいと考えておりますので、ひとつ議員さんの一層のお力添えをお願いしたいと考えております。

それから、上伯太線でございますが、鶴山台から先ほどの泉大津松原線の間あるいは鶴山台から伯太町に至る間が、まだ未整備のままでございます。これらにつきましても、特に泉大津松原線との接合問題につきましては、一つの重要路線という位置づけをしております、積極的に今後取り組みを進めていきたい。ただ、計画道路ということもありまして、大阪府の方でおいそれと私どもの相談に乗ってくれないという点もございまして、今後も努力していきたいと思えます。

阪和東側線でございますが、前回の市議会でも御質問にお答えいたしましたように、当面、1号線の工業高校下がりの信太山駅前の間、これの改修についてどうか、という御質問もありましたのでお答えいたしましたように、私どもは取り組みを進めておりまして、59年度におきましては一応、計画道路の池上下宮線の間で工事ができるようにめどを立ててございます。それから以降につきましても、引き続き問題解決に向け取り組んでおるところでございます。

加えまして、阪和東側2号線につきましては、本年度の予算にも計上してございますように、一応、本年度から用地買収に入るということでやってございますので、この点御理解をいただきたいと思えます。

次に、上代伏屋線につきましては議員さんも御承知のように、防衛施設関連事業として現在まで取り組みを進めておりまして、この中で現在、約65%程度は工事に着工しております。残された部分につきましては、現在まで道床の条件その他がありますので、防衛庁に協力をお願いをしまして、この区間の仮設造成をやっていただく。したがって、引き続き本年度に予算計上しておりますように、この道路の整備が本年度も引き続き行われます。そうしたことを加えますと、大体的見通しとしては、すぐには舗装はできませんが、さしあたって、上代町まで通行できる条件が生まれてくるというわけでございます。来年度には、ひとつそういうことができるのではないかと私どもは考えておりますので、ひとつ御理解を願いたいと思います。

それから、黒鳥山公園でございますけれども、確かに議員さんがおっしゃるように、特に春の桜のシーズンには利用者が非常に多く、私どもにも駐車場問題では、これまでもいろいろと御意見を伺っております。現在、買収しております用地を仮設駐車場ということで整備をいたしまして御利用いただくべく、本年度も引き続き進入路の補修も含めて、駐車場の整備を行っていくということで準備を進めてございます。約40台程度の駐車スペースができる予定でございます。

それから、第1種住居専用地域問題でございますけれども、議員さん御指摘のように、鶴山台は、第1種住居専用地域に指定をしてございます。御承知のように、建ぺい率40%、容積率80%、壁面線1.5メートルに加えて、指導要綱で1宅地当たり150平方メートルという規定を設けております。第1種住居専用地域以外はこうした既定を設けておりませんが、一定の歯どめにはなっていると考えております。御指摘のように、今後、市としては、中央丘陵開発等の一つの参考ということでございますので、今後は建築協定等も研究をした上で、今後の開発の中で生かせるように、ひとつ私どもも検討を進めていきたいと思っております。

なお、最後に、寄付金等の問題でいろいろ御指摘がございましたが、当然、30万円の開発整備ということでいただいておりますので、これにつきましては、財政運用の中で児童公園はもとより、ちょっとした公園整備あるいは新設等に活用させていただいております。具体的な幾つかの問題が地元からお話がある場合には、できるだけ積極的におこたえできるということに対応しておりますので、さよう御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

- 副議長（赤阪和見君） 次。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 市民サービス施策の1点目、市民農園の設置の実現についていろいろ御要望がありましたので、お答え申し上げます。

本市は、都市化の進展により新しい住民が急増しており、そうしたことから近年、市民にお

いて土に親しみ、つくることを希望する方々が年々増加しているのが実態でございます。これに対し、市内に貸し農園がございまして、1区画16.5平方メートルから60平方メートルの1区画2,000円から3,000円の使用料を徴収して業として行っておるのが3カ所あり、172区画に及んでおります。これ以外に、個人的に貸借しているのが若干あると思います。しかしながら、まだかなりの希望者があるものと考えまして、市としては現在、いろいろ現課で検討させております。現在のところ、市があっせん、お世話させていただく方法で行ってはどうかということで、新年度に向けて実現できるよう鋭意取り組んでまいりたい、かよう存じております。

次に、墓地公園の建設はあるのか、というお尋ねにお答え申し上げます。

新年度で市設の観音寺墓地に94区画のえい地を増設計画させていただくべき御審議を煩わすところでございますが、現在、市内の墓地の絶対数が不足しております。なお、中央丘陵の開発等により、その需要がますます増加することは当然のことと思われまます。そのためには、大規模な墓地公園の建設が必要であり、新しい和泉市総合基本計画案の中にも、墓地公園設置の検討の必要があるということをやっております。今後、この計画案を軸にして、墓地公園設置に向けて真剣に取り組んでいく考えでおります。

ただ、墓地公園の設置につきましては、墓地埋葬等に関する大阪府墓地埋葬等に関する法律施行細則等によって非常に困難な面と、一方また、住民の理解が不可欠の状態があります。当然、設置場所や規模について十分調査いたしまして、全市的な検討が必要であろうかと考えております。今後、いろいろと議員諸先生方に御相談申し上げまして、これの実現に対応してまいりますのでよろしく御支援を賜りたい、かよう存じております。

- 2番(竹内修一君) ただいま提示した問題点について、両部長から模範的な回答を得て、重ねて再質問する必要もないかと思っておりますけれども、要は、やはり調和のとれた、市長の標榜している町づくりをするように、しかも、住民の意思を反映した、かねがね言われておるところの町づくりを誠意をもって実行されるように要望するわけですが、北信太駅前線については、特に助役さんにもお願いしたと思うんですが、あらかじめ、困難性ということを把握した上で、建設部長あるいは担当課長が鋭意努力してくれてますけれども、いままで年を経るに従って物事はやりにくくなっております。協力した人が、計画決定をしながら10数年ほったらかしがあるので、いまさら、そんなものに協力できるか、というような反問があり、これはベテランの助役さんあたりに乗り出してやってもらい必要があるんだということをお願いしておったんですが、これがちょうど市長選の最中ということでしたので、市長にもお願いをしようと思ったんですが、助役が「やります」ということでしたので、「お願いします」ということにな

っておりましたが、すでにそういうぐあいに申しながら月日がたっておるわけです。そこで、勝部議員さんも先に質問され、明らかになってきたんですが、一般住民は、指導要綱に基づくところの53条の規定があって、きちんと歯どめは市がしてくれるんだということがわからない。現実に取りつなものが建てば、もう計画決定はほごにして、これはできないんじゃないかという懸念もあり、いろいろな声が伝わってくるわけです。ただいま事業決定までやる意思があるということを知りましたので、どうかその線に沿って今後とも努力をしてもらいたいと思います。

その先がけと言うと問題がありますが、北信太駅前線と13号線、泉南線の交差点付近が、御存知のように、管財課等が関係があるかと思えます。「大統領」というラーメン屋の小屋が建っている。聞くところによると、不法占拠である。そういうものは、せんだっての労作の環境条例等に基づいて速やかに撤去してもらいたい。そういう姿を見て、やはり駅前もほったらかしでなく、やるんだという認識がされるわけです。これは私は、やろうと思えばできると思うんですが、この件について、管財課長さんに質問をいたします。ラーメン屋だけでなく、何か、宇宙博みたいな鉄骨のようなものもほったらかしになってますが、もってのほかだと思います。快適な町づくりと、市長はええことばかり言うてくれるが、実際はそうではありません。

- 管財課長(坂田平之君) たちばな池の諸問題につきましては、先生も御承知いただいているところでございますが、問題解決のために先生の御尽力をいただき、大変感謝いたしております。先生の御指摘を旨といたしまして、引き続き、権利者と問題解決に向け努力いたしたい所存でございますので、今後とも引き続きよろしく御指導を賜りたく存じます。
- 2番(竹内修一君) その件については要望して、終わりたいと思います。

なお、墓地公園あたりは、やはり河内長野市あたりを見に行き、そして、求めている現状でございますので、広岡部長さんから住民の心情を把握したような明快な御答弁をいただきましたので、総合計画等でいろいろ法的にむずかしいことがあるのは承知しておりますけれども、何らかの方法で、あるいはビジョンでも示していただければ、土に帰りたいという心理から、安心して両足を踏ん張って、市に住民が貢献することと思っておりますので、重ねてお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

-
- 副議長(赤阪和見君) 最後に、1番・若浜記久男君。
 - 1番(若浜記久男君) 通告順に基づきまして、一般質問を行います。
初めに一昨日、池田市長の就任初の市政方針、59年度の予算編成をお聞きしたわけですが、

国の厳しい行政改革に照らし地方交付税の縮小と、本市にとっても非常に厳しい状況にあることも十分認識するところであります。にもかかわらず、緊縮予算とはいえ、3.5%増の予算編成となり、近隣市町と比較しても遜色ないものであり、また、公共料金もできるだけ抑制し、きめ細やかな施策と、数点の新規事業も含め計上されたことに好感を持つものであります。

そこで、質問の第1点であります「市政運営方針について」としてありますが、御要望申し上げている政策、予算要求または予算委員会等の質疑との関連もあることかと思いますが、お含みおき願いたいと思います。

まず、教育委員会にお尋ねいたしますが、現在、市新跡地に大規模な住宅開発が行われておりますが、完成後、児童、生徒はどのように推移するのか。また、地番からいって当然、和気小学校校区と郷荘中学校校区となるかと思いますが、間違いないのかどうか。また、現在の和気小学校、郷荘中学校の1クラスの人員はどのようになっているのか。参考までにお聞きいたしますが、国府小学校、和泉中学校の1クラスの人員と、本市の小中学校の最高、最低または和泉市の1クラスの基準は何名か。

以上、お尋ねいたします。

次に、黒鳥山公園の治水、排水対策についてお尋ねいたします。市長も公園緑地の整備の項で述べていますように、黒鳥山公園は、市民の潤いの拠点であることは事実であり、大変喜ばしいことであります。半面、健康で文化的な生活を維持する上では、排水対策は全くお粗末であると言えます。すでに御承知のことと思いますが、激しい雨が降れば公園の水が一気にあふれ、桑原水路、芦部水路とも満杯となり、黒鳥観音寺線の道路を中心に住宅まで浸水し、大きな被害を被っているわけでございます。住民の悩みは大であり、その対策を急ぐ必要があると考えます。具体的な考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、交通難対策の一環として、歩道設置事業を行っておられることに学校初め、市民ともども大変感謝しているところでありますが、一部地域を限定してお聞きするのは大変心苦しいわけですが、特に観音寺田線における道路は御承知のとおり、通勤、通学道路として幹線道路になっております。幅員も非常に狭いところもあり、段差をつけた歩道はそれなりに効果はありますが、ガードレール、手すり等補強する考えを持っておられるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

次に、総合会館についてであります。午前中の質問にもありましたように、一定の答弁をいただいて認識はいたしておりますが、再度、質問をさせていただきたいと思います。いわゆる他市と比較し、遜色ない分野においていろんな事業をすでに行っておられます。住民のニーズにこたえてそれなりに対応され、事業を遂行されておられることは承知しておりますので

ざいますが、総合会館については、市長も積極的に取り組んでこられた問題であるし、大いに期待をしておったわけですが、構想を変更されたことは、諸般の事情もお聞きし理解はいたしておりますものの、なぜ同時に同じ建物でできなかったのか、いま一度説明をお願いいたします。あわせて、福祉センターを先に事業化することはできなかったのかどうか御答弁をお願いいたします。

次に、2番目に黒観線についてお尋ねいたします。この件については、昨年も質問した経過がありますが、これは計画決定され、すでに17年も放置されているわけでありましたが、行政サイドも、重要な幹線道路として位置づけられていると聞き及んでおりますし、建設部局としても、府に対し要望されておられるやに聞いております。地元としても、自治会長さんを初め全員に集まっていた頂き、論議をしていただきました。しかしながら、どうしても必要であることでは一致しているものの、また、多くの方々が、どうしても避けて通れない問題であることも十分承知しておりますが、事、行政の要望ということになると、前進しないわけであり。なぜこのような障害があるのか、このネックになっているものは何か、ということをお答弁願いたいと思います。また、行政サイドではどこまで進捗しているか、明快に御答弁をお願いいたします。

3番目の平和都市宣言についてお尋ねいたします。お手元に通告いたしております項目では、「平和決議」となっておりますが、これは「平和都市宣言」と訂正願いたいと思います。本市では一昨年、非核3原則を堅持する要望決議を議員提案し、全会一致で決議して関係各省に送付し、また、昨年12月には、理事者提案として平和都市宣言を決議して、内外に本市の並み並ならぬ平和への執着をアピールしたわけでありましたが、市政方針にも触れられず、予算にも計上されておりませんが、どのように考えられておるのか、また、啓発、啓蒙活動等は行っているのかもお尋ねいたします。

以上、質問の要旨説明を終わりますが、再質問の権利を留保いたしまして、終わらせていただきます。

- 副議長（赤阪和見君） 理事者登弁。
- 教育次長（杉本弘文君） それでは、第1点目の大型開発に伴う児童、生徒の受け皿対策についてお答え申し上げます。

前回の定例会におきましても御同様の御質問をいただき、計画の具体化の段階におきまして将来推計を立て、十分検討、対応してまいりたいという旨のお答えを申し上げました。市新跡地の開発につきましては、計画戸数1,022戸とお聞きをしております。ここに発生いたします児童、生徒数については、文部省基準による発生率で算出し、就学校である和気小学校、郷

荘中学校でもって推計いたしますと、ピーク時においては、小中学校とも現状教室からして、2、3教室の不足が生じてくるものと考えられます。しかし、入居される世帯構成あるいは入居の期間、さらにはまた、今日、言われております出生率の低下、また、現状校区における今後の児童推計等々も見きわめる中で、就学計画を検討してまいりたいと考えております。

なお、御指摘の和気小学校、郷荘中学校あるいは和泉全体におきましての1クラスの児童数でございますが、これは公立義務教育小中学校の学級編成及び職員定数の標準に関する法律がございまして、45名定数となっております。

なお、お尋ねの和気小学校で多いクラスあるいは少ないクラスということでございますが、和気小学校では、大体1クラスで少ないところで36名、多いクラスで44名ぐらいとなっております。これにつきましては、学年の児童、生徒数によりまして違いがございまして、郷荘中에서도、多いクラスでは41名、少ないクラスで40名程度という現状でございます。

以上でございます。

○ 副議長（赤阪和見君） 次。

○ 建設部次長（中上好美君） 黒鳥山公園の治水、排水対策についてお答えいたします。

黒鳥山公園の全体計画についての排水問題につきましては、今後、下水道対策もあわせて考えていくのが基本でございます。現在、用地買収を進めてございまして、現時点でのさしあたっての問題として、御指摘のありました排水問題についてお答えしたいと思います。

議員さん御指摘の点は、私どもの方の理解といたしましては、現在、公園西側から水が流出いたしまして旧練兵場跡を通り、あの付近の住民に一定の被害があるということであろうと思います。この点につきましては、かねて地元からも御要望がありまして、私どもも検討してございます。その中で特に問題点といたしましては、旧練兵場跡地が、ほとんど民間の個人所有名義になっているということもございまして、この部分に排水施設なり、あるいは道路等を設ける場合は、その方々の協力なしにはできないのが現状でございます。すでにこれまでもいろいろと皆さん方に御協力をいただきまして、一定のめどがついてきてございますので、本年は、第1次分といたしまして、当初予算にも計上してございます。私どもの考えとしましては、地元のそうした権利者あるいは町会の皆さん方の御協力をいただくならば、本年度と来年度におきまして、さしあたっての排水問題は解決をしたい、そういう取り組みを進めておりますので、ひとつ御理解をお願いをしたいと思います。

○ 副議長（赤阪和見君） 次の答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 3点目の歩道設置にはきめ細かな対策が必要だ、歩道にガードレールを設置せよ、という御指摘と、実現に向けてのお尋ねにお答えいたします。

交通弱者と言われる歩行者の安全確保を重点といたしまして、歩道の設置を第一義的に考えて進めているところでございます。早く歩道を設置いたしまして一定の整備が行き渡った段階で、さらに、ガードレールの完備を図ってまいりたいという考えでおるのが現状でございます。御承知のように、ガードレールの設置については、現在のところ、道路副員等の関係で、歩道設置基準に満たない個所においては、路側帯による車歩道の区分を行っておりまして、この場合、歩行者と車が平面交通になりますので、この中でも特に危険な個所については、ガードレールを設置している現状でございます。歩道を設置された部分にガードレールを設置することについては、現時点、それに伴わないというのが現状でございます。今後、条件が許す限り、利用度の高い個所については、歩道とガードレールの併設を検討してまいりたい、かよう考えておりますので、御賢察賜りたいと思います。

- 副議長（赤阪和見君） 次。
- 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 総合会館なり、コミュニティーセンターにつきましては、午前中、市長から基本的な考えを述べられたわけでございますが、総合会館構想につきましては、用地、財源の合理的、効率的運用を図るべく、婦人会館あるいは文化会館、公民館あるいは老人福祉センター、また、障害者福祉センター等の機能を合わせ持つ複合的な施設を設置いたそうとするものでございまして、その機能、用地、財源等につきましては、鋭意調査検討を進めてまいったところでございます。

その中で、多岐にわたる補助制度がございます。このように総合会館と申しまして、重要な財源の一つである国等の補助金につきましては、施設の目的や機能によって、所管する省庁あるいは補助制度が別々でございまして、これを整合させるべく、関係各方面との折衝を重ねてまいった次第でございまして、その結果、コミュニティーセンターの先行となったわけでございます。婦人会館、文化会館、それに公民館的機能を有するものとしては、最も有利な補助制度でありますコミュニティーセンターを、現下の国のマイナスシーリングという厳しい行財政下にもかかわらず、昭和59年度に補助採択の見通しがおおむねついたものの、一方では、中央省庁の縦割り行政の中で、コミュニティーセンターの単独設置を条件づけられております。そのようなことから、同センターの実施設計費を新年度当初予算に計上してございます。

機能でございますが、これも午前中に市長からお答え申し上げましたが、300人程度の多目的のホールをメインにいたしまして、大小の会議室あるいは集会室等を考えておりますが、先ほど申し上げましたように、婦人団体あるいは文化団体など各種の団体あるいは市民が広く有効に利用できるよう、各室を固定的に考えずに、多目的に利用できるようにしたいと思っております。建築面積は、おおむね900平方メートルを想定しておりますが、設置場所を特定するに至っ

ておりません。ただ、全市的な利用が図られるように、市役所構内も含めた周辺を検討している段階でございます。

関連いたしまして、福祉センターの関係でございますが、このようにコミュニティーセンターを新年度事業として取り上げたことによりまして、残る福祉関連施設はどうするのか、ということでございますが、老人福祉センターと障害者福祉センターとの複合機能による総合福祉センターにつきましては、コミセンに引き続きまして早期に事業化いたすべく、他の施設との連携も留意しながら積極的に取り組む所存でございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○ 副議長（赤阪和見君） 次。

○ 建設部次長（中上好美君） 次に、黒鳥観音寺線の取り組みの現状についてお答えいたします。

黒鳥観音寺線は現在、府道泉大津粉河線から市道泉中央線の間が事業化できておりません。しかし、市といたしましては、この路線を最重点路線の一つとして位置づけておりまして、取り組みを進めてございます。現状としては58年度、昨年、大阪府の担当者に現地を見ていただいております。実情も再認識をいただいております。そういう経過の中で、大阪府の全体の道路整備を考えた場合、現状の財政事情のもとでは、新たに補助事業として採択することについては非常に困難だ。しかし、和泉市の事業で現在、府、国の補助事業で実施をしている路線の枠が空くならば、この黒鳥観音寺線につきましても、その振りかえとして活用できるのではないかと御意向も示されております。幸い、59年度におきまして一応、完了のめどがある事業もございまして、引き続きこの黒鳥観音寺線の実現に向け、これに振りかえていただくことも含めまして具体化できるよう、取り組みを進めていきたいと考えております。

また、特にネックになっている問題はないか、ということでございますが、当該用地は、都市計画上の調整区域になっております。したがって、大阪府においてもこれまでの折衝の中で、調整区域内の道路づくりについては、比較的消極的な姿勢を示しておりますが、先ほどお話ししましたように、現状も見ていただいておりますので、そうしたことも解決できたのではないかと考えております。したがって、今後は、路線の事業化とあわせて地元の御協力ということが最重点になろうかと考えております。

以上でございます。

○ 副議長（赤阪和見君） 次。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 平和都市宣言につきまして、私からお答え申し

上げたいと思います。

お説のように、昨年12月の第4回定例会におきまして御議決をいただいておりますが、宣言に盛り込まれた非核3原則の点と軍備の縮小、すなわち全世界から核兵器の廃絶を願う平和都市であることをさらに広く市民の方々に訴え、人権を尊び、心の触れ合いを広める町づくりを進めてまいり所存でございます。御指摘のありました啓発、啓蒙活動についての考え方等でございますが、市広報等を通じ市民の方々に訴えてきたところでございます。

昭和59年度につきましては、連合町会あるいは連合婦人会、同推協等の市民団体の御協力を賜りながら、講演会や街頭宣伝活動の中に啓発活動を盛り込み、また、庁舎前には今回、4面の啓発塔を設置する予定でございます。

なお、公共施設内における宣言文等のアピールについても今後、検討してまいりたいと存じております。今後とも一層の努力を重ねてまいり所存でございますので、ひとつこれらを御理解いただきまして、御指導を賜りたいと存じます。

- 1番(若浜記久男君) 市新跡地の児童、生徒の増ということ、その受け皿づくりをお聞きしたわけでございますけれども、現在の文部省の指導基準が45名、また、市当局においても、大体、45名という考え方であるということなんですが、私ども、また市長も含めてですが、ゆとりのある充実した教育ということを市政方針の中にうたっております。その中で、郷荘中学校、和気小学校が、3クラス増ぐらいの児童増があるんじゃないかという御答弁でございますけれども、この予算書を見ましても、それらの増築あるいは学区編成等についても触れておられないことを非常に危惧するわけです。これらの当面の対応策について、詰め込みのまま突っ走っていくのか、あるいは学区編成を行いつつ、他の小学校に受け入れができるような施設の余裕があるのかどうか、この点を再度、質問いたします。
- 教育次長(杉本弘文君) 本年度の予算で対応がなされていないという御質問でございますが、先ほども申し上げましたように、一応、1,022名の計画があるやにお聞きいたしておりますが、現時点では、まだ建築にはかかっておりません。そこに入られる世帯あるいは入居期間が果たしてどのぐらいの期間になるのか、その辺がまださだかではございません。そういう点を見きわめる中で、御指摘の就学の対応策について検討いたしまして、子供たちの教育に支障のないよう取り組んでまいりたい、このように考えております。
- 1番(若浜記久男君) 確かに現在、まだできておりませんが、一応の構想あるいは造成工事もすでになされておりますので、近い将来、恐らく60年度あたりになるんじゃないかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、校区編成をいたしましても、通学道路の問題等も含めて、非常にこの幹線道路を通学する形になりますので、それらも十分配慮していただき

いと思います。この件については、これで終わらせていただきます。

次に、黒鳥山公園の治水、排水対策については、一定の年度的なものも明らかにされておりますので多くは言いませんけれども、本年度の予算にも3,900余万円の予算が計上されておるわけでございますけれども、これらについては、確かに一定の効果はあろうかと思えます。しかしながら、抜本的な解決策にはならないんじゃないかと考えるわけです。先ほども答弁がありましたように、黒鳥山の下は民有地ですので、買収なり、その他もろもろの問題も派生して無理だろうということでございますけれども、やはり黒鳥山公園そのものの排水対策を抜本的に考えていけば可能になるんじゃないかと思えます。これは住民の非常に強い御要望ですが、来年度には、一定のめどが立つんじゃないかということですので、この件についても、終わらせていただきます。

次に、交通安全対策の一環としてガードレールについて質問いたしました。非常に財政的に無理だという答弁をいただきました。幅員の広いところは、そう問題ではないわけです。ただ、補助金の対象になる事業なのかどうかという問題も関連してくるかと思えますけれども、いわゆる段差をつけるだけでは、恐らく1メートルもないと思うんです。子供の心理からして、一列縦隊で歩くとは考えられない。2、3人ずつグループをつくって通学するわけですが、たわむれて飛び出し、押し出しとかの形の中で非常に事故が懸念されるわけでございます。段差を高くつけたら補助対象にならんとかいうことも聞いておりますけれども、そういう部分的な問題について、ガードレールや手すりをつけることができないか、将来的には考えていくこととなんですけど、いま一度御答弁をお願いしたいと思います。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 先ほどいろいろお答え申し上げましたように、まず、歩道設置を第一義的に考えておるわけですので、その上でいろいろガードレールを利用度の高いところについて、全市的に関係機関とも協議をしております。もちろん、交通安全施策上、施設の設置は歩行者の安全の確保を重点にし、道路の実態とか車両の通行量、それから、児童、生徒、歩行者の状況等すべて勘案してなされているものでございます。先ほど先生から御指摘のあった個所については、私ども、十分承知しております。歩道を設置し段差をつけた上でも、通学途上の飛び出しとかもいろいろ聞いております。ただ、ガードレールをその上に設置することについては、なお、全市的にガードレールの必要な個所もあるんだということで、先ほど御答弁をさせていただきました。59年度に向け、さらに、交通安全施設の整備を図るということで予算も増額しております。十分に先生の御意見を旨といたしまして検討を重ねてまいりたいかよう考えておりますので、御賢察賜りたいと思えます。
- 1番（若浜記久男君） わかりました。確かに無理を承知で言っておるわけでございますけ

れども、その地域、地域の問題点をとらえるんじゃなく、全体的な歩道を設置する過程において今後、十分に配慮していただくということを要望しておきたいと思います。

次に、総合会館についてでありますけれども、午前中から御答弁がありましたように、非常に市長としても前向きに取り組んでおられたということで、私どもも期待しておったんですが、今回、そういう事情で分離せざるを得なくなったということは理解いたしますけれども、確かにコミュニティーの場所といいますと、やはり市民会館、文化ホールあるいは7月に完成するであろう労働者福祉センターなど、いろんなコミュニティーの場としてはあると思います。その意味で、やはり老人福祉や障害者福祉の機能を持った福祉センターを先に進められなかったのかどうかということを考えるわけです。しかしながら、今後、一定の継続して来年度あるいは再来年度には十分なめどもあるんだということで、ぜひ実現に向けて努力していただきたい。できるだけ同じような機能を持ったものが近くにできれば考えていただきたいし、それが今後、有意義になっていくと思いますので、十分実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、黒観線についてお尋ねしておるわけでございますけれども、私どもの地域になりますので、前回の2年前にも質問させていただきました。非常に幻の道路という岸和田南海線、これを出されたという経過がありますが、非常に地元の方たちの要望は強い。芦部、阪本から郷荘中学校に通う生徒にとってはこの道路1本しかない。逆に、弥生町、観音寺町あたりから芦部小学校、芦部保育園に通学、通園するのにこれ1本しかない。非常に何とかしてもらいたい。もちろん、幅員が狭いということで交通事情が悪化、本市でもワースト2ないし3に入るんじゃないかと思えます。

地元の人たちも何とか早く対策を立ててほしいという要望も強いものがございまして、各町会長さん方に集まっていたり、連合町会の会議も持っていただきました。その中で、私も出席をさせていただいたわけなんですけど、これらの問題については早急に取り組むべきだ、実現すべきだという一定の論議も出されておりました。しかし、一部の地権者にとっては、そういう事情はわかるにしても、要望決議のサンプルも私は提出もしておるわけなんですけれども、そこまでに至っておりません。

いろんな過去のいきさつを聞いておりますけれども、何とか和泉市選出の府会の両先生の非常に積極的な御支援もいただいておりますし、町会の方々とも府の先生も含めて話も進めていただいております。なかなか進展しないということでジレンマも感じておるわけなんです。先ほどの御答弁によりますと、和泉市の他の道路整備が終わったら、そちらへ振り向けるということですが、できるだけ補助対象になって事業化できるようにぜひ進めていただきたいと思えます。

最後に、平和都市宣言についてお尋ねいたしましたわけですが、各行政において、平和都市宣言を出されておる地域が相当府下でもあるやに聞いております。そういう中で、一定の予算も計上しながら、啓蒙活動をやっておられる地域、自治体もあります。そういうことですが、残念ながら、市長の市政方針あるいは予算に反映がされているんじゃないかと期待しておったんですが、一切、そういうものはなかったの、質問をさせていただいたわけなんです。和泉市が、平和都市ということ、二重の平和決議をやっておることで、市民の大きな期待があると思います。また、私どもの労働者団体においても、何らかの形で平和運動が進められるのであれば、喜んで協力させてもらおうという方も持っておられます。平和のための啓発、啓蒙活動、いわゆる講演会等もやるやに聞いておりますけれども、この講演会というものを大体いつごろ計画し、やっていかれるのか、その点をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 先ほど申し上げましたように、かなり各種団体の御協力も得ながら、ひとつ積極的に取り組んでまいりたい。日程につきましては現在、各関係部門と協議しておりまして、現時点では、いつごろという言明はいたしかねますが、やはり先ほど御質問もありましたように、他市の状況も一定評価しておりまして、宣言した以上は当然、前向きに取り組む必要がございますので、必要に応じた措置をとるよう努力してまいりたい、かように考えます。

○ 副議長（赤阪和見君） 以上をもちまして、一般質問が全部終了いたしました。皆さんの御協力、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

なお、過日の議会運営委員会で御決定をいただいておりますので、明8日は議案審議を行いたいと思いますので、よろしく願います。

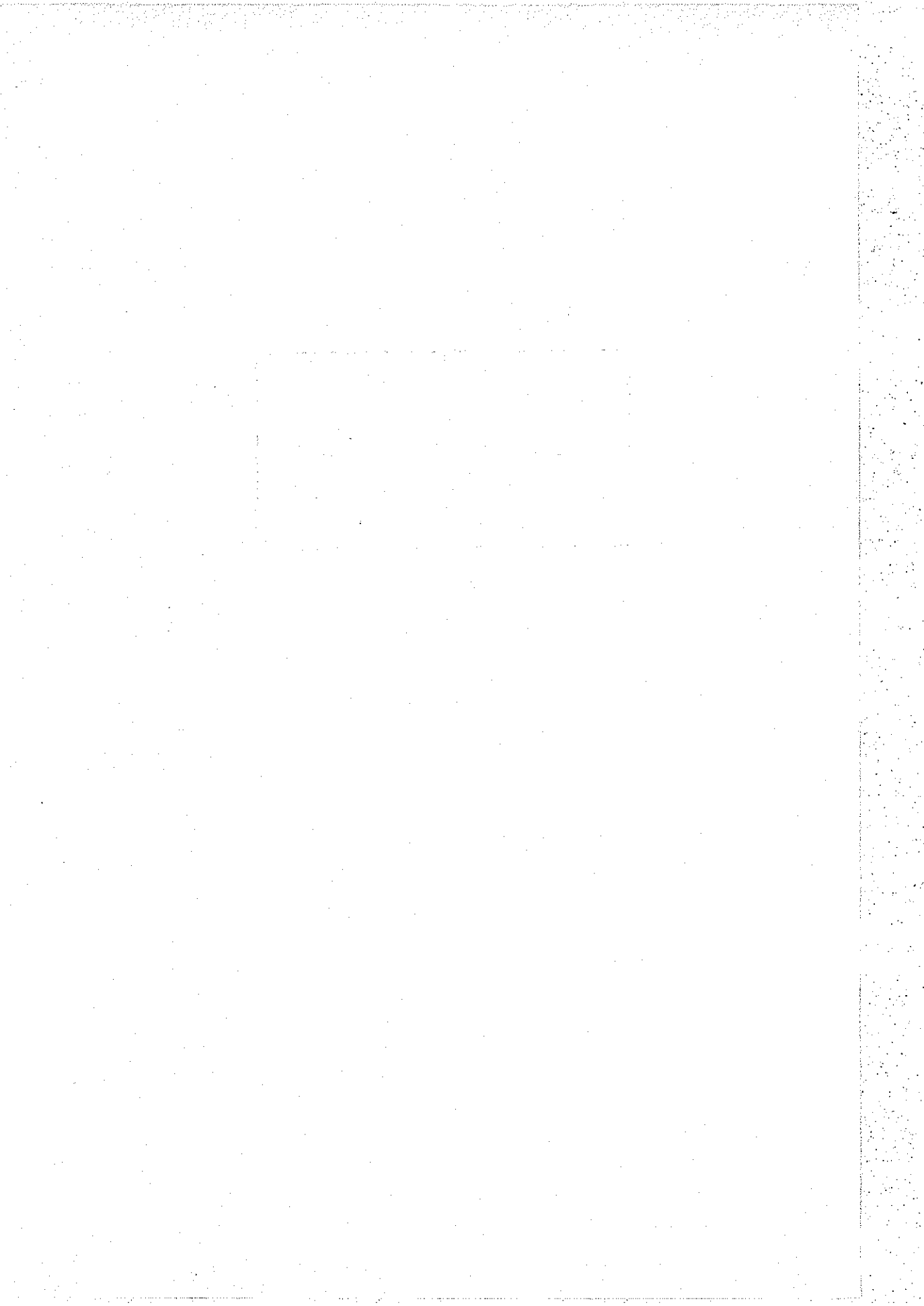
お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。どうも長時間、ありがとうございました。

（2時25分散会）

第 3 日



昭和59年3月8日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 佳 行 君
3番	杉 本 永 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭一郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
12番	藤 原 正 通 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	28番	貝 淵 博 治 君
15番	穴 瀬 克 己 君	29番	藤 原 要 馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 助	池 田 忠 雄	同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生 田 隠
収 入 役	坂 口 禮之助	同和对策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向 井 洋
参与兼市長公室長事務取扱	中 塚 白	市 民 部 長	富 田 宏 之
市長公室理事兼 企画室長事務取扱	西 川 喜 久	市 民 部 次 長 兼 福祉事務所長	中 川 鉄 也
市長公室次長	平 野 誠 蔵	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
人 事 課 長	神 藤 恒 治	産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義
秘 書 広 報 課 長	白 樫 通 有	産 業 衛 生 部 次 長 兼 衛生課長事務取扱	青 木 孝 之
財 務 部 長	井 阪 和 充	産 業 衛 生 部 次 長 兼 衛生課長事務取扱	堀 宏 行
財 務 部 次 長 兼 財政課長事務取扱	麻 生 和 義	建 設 部 長	逢 野 一 郎
同和对策部長	大 塚 孝 之	建 設 部 理 事	福 田 隆 行
	橋 本 昭 夫	建 設 部 次 長	中 上 好 美

職名	氏名	職名	氏名
都市整備部長	浅井隆介	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	内田繁
都市整備部次長	萩本啓介	用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	中辻寿夫
改良事業部長	角谷泰夫	教育委員長	堀田由延
改良事業部次長	前田守正	教育長	葛城宗一
改良事業部次長	笠木恒忠	教育次長	杉本弘文
改良事業部次長	高三一行	管理部次長	逢野博之
病院長	竹林淳	指導部長	藤原勝次
病院事務局長	藤原光夫	指導部次長	竹田明郎
病院事務局次長	吉田日出男	指導部次長	明坂貞士
水道部長	田中稔	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道部次長兼 総務課長事務取扱	岩井益一	選挙管理委員会事務局長	農端小一
会計課長	赤田僑信	監査委員	久光喜多男
消防長兼消防署長事務取扱	松村吉堯	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 予防課長事務取扱	高宮武男	農業委員会会長	坂上國治
消防本部次長兼 消防課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会事務局長	信田種行

※ 備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	北野敦雄
主幹	西井正
議事係長	大中保
議事係	佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和59年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月8日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告第1号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和58年10月分)	P. 1
2	監査報告第2号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和58年10月分)	P. 12
3	監査報告第3号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和58年10月分)	P. 18
4	議案第19号	和泉市立公民館設置並びに管理条例の一部を改正する条例制定について	P. 24
5	議案第20号	和泉市立青少年会館条例を廃止する条例制定について	P. 28
6	議案第21号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	P. 30
7	議案第22号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	P. 33
8	議案第23号	財産取得について(和泉市立(仮称)光明台北小学校用地)	追加 P. 1
9	議案第24号	工事請負契約締結について(旭第一団地7棟及び11棟建設工事)	追加 P. 3
10	議案第25号	工事請負契約締結について(王子第二団地4棟建設工事)	追加 P. 5
11	議案第26号	昭和58年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	追加 P. 8
12	議案第27号	昭和58年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	追加 P. 44
13	議案第28号	昭和58年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	追加 P. 51
14	議案第29号	昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	追加 P. 58
15	議案第30号	昭和58年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 69
16	議案第31号	昭和58年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 87

○ 議長（池辺秀夫君） 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには連日御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。成田議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまゝです。現在、23名でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいま報告どおり、出席議員数23名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、これより議案審議に入ります。

日程第1より日程第3までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告の表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第1号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年1月12日

監査委員 久 光 喜多男

同 橋 本 佳 行

記

1. 検査実施日 昭和59年1月12日
2. 検査の対象 昭和58年10月分の出納状況

3. 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第2号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年10月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年1月12日

監査委員 久光 喜多男

同 橋本 佳行

記

1. 検査実施日 昭和59年1月12日
2. 検査の対象 昭和58年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第3号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和58年10月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年1月12日

監査委員 久光 喜多男

同 橋本 佳行

記

1. 検査実施日 昭和59年1月12日
2. 検査の対象 昭和58年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第1号より第3号までの報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第4号「和泉市立公民館設置並びに管理条例の一部を改正する条例制定について」と日程第5「和泉市立青少年会館条例を廃止する条例制定について」は、それぞれいずれも廃止の関連議案でありますので、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第19号

和泉市立公民館設置並びに管理条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立公民館設置並びに管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立公民館設置並びに管理条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立公民館設置並びに管理条例（昭和32年和泉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「南池田公民館 和泉市三林町1,259番地の1」を削る。

別表中

南池田 公民館	1階集会場	300	300	500	600	800	1,000	
	2階和室	800	300	500	600	800	1,000	

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建物の老朽化による取壊しに伴い、南池田公民館の公用を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号参考資料

和泉市立公民館設置並びに管理条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第4条 第1条の公民館の名称及び位置は、次の通りとする。	第4条 第1条の公民館の名称及び位置は、次の通りとする。
北松尾公民館 和泉市内田町361番地	南池田公民館 和泉市三林町1,259番地の1
南横山公民館 和泉市父鬼町293番地	北松尾公民館 和泉市内田町361番地
	南横山公民館 和泉市父鬼町293番地

新		旧					
別表		別表					
公民館使用料		公民館使用料					
公民館別	区分	昼間		夜間		備考	
	種別	午前	午後	午前 午後	夜間 午前 午後		全日
北松尾公民館	地 階	100	100	200	200	300	300
	1階集会場	300	300	500	600	800	1,000
	2階和室	300	300	500	600	800	1,000
南松尾公民館	1階集会場	200	200	400	500	600	700
	2階和室	100	100	200	200	300	300
南池田公民館	1階集会場	300	300	500	600	800	1,000
	2階和室	300	300	500	600	800	1,000
北松尾公民館	地 階	100	100	200	200	300	300
	1階集会場	300	300	500	600	800	1,000
南横山公民館	2階和室	300	300	500	600	800	1,000
	1階集会場	200	200	400	500	600	700
南横山公民館	2階和室	100	100	200	200	300	300

議案第20号

和泉市立青少年会館条例を廃止する条例制定について

和泉市立青少年会館条例を廃止する条例を次のように制定する。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立青少年会館条例を廃止する条例(案)

和泉市立青少年会館条例(昭和36年和泉市条例第15号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建物の老朽化による取壊しに伴い、青少年会館の公用を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 指導部次長(竹田明郎君) 指導部長が病気療養中のため、僭越ですが、次長竹田より、失礼ながらお許しを得まして御説明を申し上げます。ただいま御上程をいただきました議案第19号と議案第20号につきまして、合わせて御説明を申し上げたく存じます。

まず、議案第19号和泉市立公民館設置並びに管理条例の一部を改正する条例制定について」でございますが、公民館のうち南池田公民館は、建設以来20数余年の歳月が経過し、木造建設のため痛みがひどく、危険で使用に耐えることができませんので、去る昭和57年11月から12月にかけて取り壊しいたしました。

なお、跡地には、現在、(仮称)中高年齢労働者福祉センターの建設が進められておりますので、この際、現行の公民館設置並びに管理条例を改正する必要があるとございますので、御上程させていただきますのでございます。

その内容を御説明申し上げます。

第4条の改正は、公民館の名称及び位置を定めるもののうち、南池田公民館の部分を削るものでございます。

別表の改正は、公民館の使用料を定めるもののうち、南池田公民館の部分を削るものでございます。

続きまして、本冊28ページの議案第20号「和泉市立青少年会館条例を廃止する条例制定について」を御説明申し上げます。

南池田公民館と同じく改廃したものでございまして、この建物は、旧和泉町公会堂を改造いたしまして設置されたものでございます。この施設につきましても非常に老朽化し、使用に耐えがなくなりましたので、昭和55年2月から3月にかけて取り壊いたしました。これに伴いまして本条例を廃止する必要がございますので、この条例の全部を廃止させていただきたい、かように思います。

以上、議案第19号、第20号につきましては、非常に条例の改廃、整備等ができましたことをお喜び申し上げますとともに、今後、このようなことのないよう心掛けますので、お許しをいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 議長（池辺秀夫君） 本2件について、質疑、御意見ありませんか。
- 15番（穴瀬克己君） 特に公民館につきましては、廃止するんですね。これについては、サンライフと統合するような説明があったんですが、おのずと公民館の使用内容と労働者福祉センターの内容は違うわけなんです。そういう意味で当初、総合計画の中でも公民館の設置計画等々をうたいながら、こういったものを簡単に廃止していく。コミュニティセンターを設置しようとする中で、地域のコミュニティを果たしてどのように考えているのか、こういった点が非常に不明確です。どのような考え方を持ってこれを廃止するのか、その辺について明確にしていかないと、ただ、新しいものができたので、それで統合していくという形では、当初の公民館の設置目的とは大きくかけ離れた形で進んでいくように思いますので、ひとつどういう形で今後、公民館の設置については考えているのか、ひとつ明確にいただきたいと思います。

それから、もう一つは、同じく青少年会館でございますが、これにつきましても、ただ廃止するだけで、何らの対応もされておられませんし、こういった形の中で、この設置目的が何であったかが、本当に問われるような気がいたします。その意味で、廃止に伴い青少年会館の持つ意義を考える中で、青少年会館等の今後の方向性をひとつ明らかにしなければならぬと思いますが、その辺については、非常に重要だと思いますので、今後、きちんとした対応の中で

これを廃止していかなければならない、こういうことで意見を申し上げておきます。

- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 5番（田中包治君） これね、公民館というものの趣旨がちょっとわからない。公民館を全部つぶすという考え方ですか。ということは、公民館条例にしても隣保館条例にしても同じですが、公民館とか隣保館とかいうものを基本的につぶすんだという考え方に立ってるんか、ということ。これは条例に基づけば同じですよ、公民館条例にしても隣保館条例にしてもね。ここらをもう少しははっきりしないと、私は、非常に問題があると思うんです。この公民館は三つあっても、旧村から引き継いだものですわね。こういう問題をどう考えているんかということですよ。

もう一つは、青少年会館ですが、わしらもうらかりしておったが、土地を売ってしもうて何年になるんですか。行政というものは、条例をどう思っているんか。なくなったものもそのままにほったらかして、一体どうするつもりなんか、こういう問題について、はっきりしてくださいよ。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 指導部次長（竹田明郎君） 公民館の基本的な考え方についての御質問でございますが、社会教育の原点になるのが、公民館活動だと思えます。私どもは常々、やはりこれからの生涯教育を進める中で、公民館行政は不可欠なものだと判断しております。私たちの社会教育を進めていく中で基本方針を決めていただく社会教育委員会等におかれましても、公民館の建設あるいは設置の緊急性を求められているところでございまして、私たちといたしましても最善の努力をし、早期に公民館活動ができるようにいたしたく存じます。

それから、青少年会館の方でございますが、本当に条例の改廃がおくれましたことを申しわけなく思っております。以後、このようなことのないように努めますので、ひとつお許しをいただきたいと思います。

- 5番（田中包治君） あのね、ええこと言ってるが、これ、廃止してまんねんやで。これを建てかえるというんなら話はわかるんですよ。いや、社会教育の場だと言っておって廃止する。いまの答弁を聞いたら、そういうものやというが、話にならんでしょう。違いまっか。質問と答弁が合っていない。合わんような答弁はしてもらいたいと思ってません。

社会教育の場だと言いが、それでは、隣保館も廃止するんだっか。やるんやったら、全部やればいい。南池田校区だけは要らないという。隣保館もあと二つか三つあるが、そういうものの考え方がどうしても理解できない。建てかえるというんなら話はわかるが、つぶしてしまっかやったら、ちょっとおかしいんと違いますか。

それから、条例とか、そんなものを読んでない証拠ですよ。すでに3年も4年も前に売ってしもうて影も形もなくなったものを廃止するんだという。こういうやり方が、果たして行政の責任としてええのか悪いのか、ちょっと疑問です。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

御指摘ももっともでございます。事務上におきまして、もっと現実的に的確に対処しなければならぬ、かよう考えるものでございます。その点につきましては、お許しいただきたいと思っております。

今日の社会教育の中で、生涯教育あるいはまた地方の時代とかいう言葉が聞かされるわけでございます。複雑化していく社会情勢におくれをとらないように、社会の変化と社会教育の課題ということで、57年5月に社会教育委員会に対して諮問申し上げ、今後のあるべき方向について、実は、この2月にその答申を得たわけでございます。これらの方向に基づきまして、御指摘のように、中央公民館あるいはまた各中学校単位に地域のコミュニティをさらに活発化していくために公民館を位置づけなければなりません。

加えて、青少年活動としても、野外スポーツセンターを含め、宿泊施設を兼ねた施設をつくっていかねばならぬというよりいろいろな方向が打ち立てられ、現実に先進都市では、積極的にそれが遂行されて建設、実施されている実態でございます。本市の今後の社会教育のあるべき姿というものについて、その答申を基本にして、国の政策の動向と予算の裏づけ等を十分勘案する中で具体的な計画を立て、実施してまいりたい、かよう考えるものでございます。

御指摘の青少年会館を廃止しながらその条例を今日まで遅延し、放任したことについては遺憾でございます。申しわけなく存じております。さらに、社会教育の推進に努力してまいりつものでございますので、その点御理解いただきたいと存じます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意議ないものと認めます。よって、議案第19号及び第20号をそれぞれ原案どおり可決いたしました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第6「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 21 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 59 年 3 月 5 日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立老人集会所条例(昭和 48 年和泉市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

和泉市立池上老人集会所 和泉市池上町 755 番地の 4

附 則

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

老人の教養の向上及び健康の増進等、老人クラブ活動の促進を図り福祉の向上を期するため、今般池上校区に老人集会所を新設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 21 号参考資料

和泉市立老人集会所条例の一部改正(案)新旧対照表

新		旧	
(名称及び位置) 第 2 条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名 称	位 置	名 称	位 置
和泉市立南松尾老人集会所	和泉市久井町 1,177 番地の 1	和泉市立南松尾老人集会所	和泉市久井町 1,177 番地の 1
和泉市立伯太老人集会所	和泉市伯太町五丁目 174 番地	和泉市立伯太老人集会所	和泉市伯太町五丁目 174 番地
和泉市立横山老人集会所	和泉市仏並町 307 番地の 3	和泉市立横山老人集会所	和泉市仏並町 307 番地の 3
和泉市立信太老人集会所	和泉市太町 403 番地の 2	和泉市立信太老人集会所	和泉市太町 403 番地の 2
和泉市立鶴山台老人集会所	和泉市鶴山台二丁目 1 番地	和泉市立鶴山台老人集会所	和泉市鶴山台二丁目 1 番地
和泉市立北松尾老人集会所	和泉市唐国町 826 番地	和泉市立北松尾老人集会所	和泉市唐国町 826 番地
和泉市立芦部老人集会所	和泉市観音寺町 128 番地	和泉市立芦部老人集会所	和泉市観音寺町 128 番地
和泉市立南池田老人集会所	和泉市三林町 591 番地	和泉市立南池田老人集会所	和泉市三林町 591 番地
和泉市立国府老人集会所	和泉市府中町 810 番地の 5	和泉市立国府老人集会所	和泉市府中町 810 番地の 5
和泉市立緑ヶ丘老人集会所	和泉市緑ヶ丘 13 番地の 12	和泉市立緑ヶ丘老人集会所	和泉市緑ヶ丘 13 番地の 12
和泉市立北池田老人集会所	和泉市池田下町 1,846 番地	和泉市立北池田老人集会所	和泉市池田下町 1,846 番地
和泉市立和気老人集会所	和泉市和気町 236 番地の 1	和泉市立和気老人集会所	和泉市和気町 236 番地の 1
和泉市立池上老人集会所	和泉市池上町 755 番地の 4		

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市民部長（富田宏之君） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第21号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

まず、理由でございますが、老人福祉対策の一環といたしまして、老人の教養の向上及びレクリエーション等を通じ健康の増進を図るとともに、老人クラブの円滑かつ効果的な活動の場を提供することにより、老人の生きがいと福祉の向上を期するため、このたび、池上校区に老人集会所を新設いたしましたものでございます。その名称及び位置を定める必要が生じたので、ここに御提案申し上げる次第でございます。

次に、内容でございますが、今般の新設によりまして、条例第2条の名称及び位置について、和泉市立和気老人集会所の次に「和泉市立池上老人集会所 和泉市池上町755番地の4」を加えさせていただきたく存じます。

次に、附則といたしまして、この条例は、昭和59年4月1日から施行いたしたく存じております。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第21号を原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第7「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 22 号

市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定により、本市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

昭和 59 年 3 月 5 日提出

和泉市長 池田 忠雄

議案第 22 号参考資料

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）抜粋

（住居表示の実施手続）

第 3 条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2 ～ 4 略

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部次長（中上好美君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第 22 号「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」の提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、井ノ口町は、昭和 41 年 2 月 14 日をもって市道・舞伯太府中線、通称小栗街道より西側、国鉄阪和線の間約 6.5 ヘクタールの区域について、すでに住居表示の整備が完了いたしました。残り市道・舞伯太府中線より南東側の区域が未整備のまま、この地区では従来からの地番が使用されておまして、その地番そのものも非常に若いために整備済みの街区番号と混同しやすく、地元住民の日常生活に支障が生ずるなど影響も大であります。また、関係行政機関よりも改善の要望が強く出されておまして、実態調査の結果、必要と認められますので、今回、住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の定めにより、市議会の御議決をいただいた上で住居表示を行おうとするものでございます。

次に、内容でございますが、別添参考資料にお示ししております区域約 1.5 ヘクタールを街区方式によりまして、昭和 59 年 9 月 1 日から実施する予定でございます。

なお、現在の世帯数は23世帯、人口は約80人でございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 9番(直村静二君) かねがねやかましく言うておった住居表示をするということですが、参考資料の地図で、市立病院は、今回はさわらないんですか。これも府中の飛び地ですからね。ですから、この国府幼稚園、国府小学校の角から勤労青少年ホームの府中町、これは、これに引き続いてやるんですか。引き続いてやるんだけれども、何らかの障害があって今回、できないということになっているんか、その点をひとつ説明してもらいたい。

それから、9月1日実施ということで、これについての予算措置は一応出ておりますが、引き続いて、これはやってはもらいたいと思っておるんです。この世帯数は23、言うてしまえば、非常に少ないので簡単にいくとは思いますが、権利問題がありますからね。しかし、言いたいのは、この一角の全部残ってるところをやってもらいたい、なぜやれないのかの説明をお願いします。

○ 議長(池辺秀夫君) 答弁。

○ 建設部次長(中上好美君) 今回、提案させていただいておる部分は、主として井ノ口町の区域に入ります。議員さんが御指摘の場所は、府中町地内ということになってございます。以前にも御質問をいただきましたときにお答え申しましたように、府中町地内にありながら、桑原町の所有者とかの地番があります。そういう困難性の中で、実は、この部分の整備がなかなか進まなかったわけでありまして。今回、井ノ口町のこの部分の住居表示が完了次第、引き続いて御指摘の場所の整備をやりたい。幸いにも、岸和田南海線の路線もほぼ決まっておりますので、それから西側につきましては、主として府中町地番となりますので、その部分の整備もやりやすくなるのではないかと。ただ、御指摘のように権利関係もありますので、十分にその辺は事前に調整の上でないと、せっかくの住居表示もできないこととなりますので、その点は御理解いただきたいと考えております。

○ 9番(直村静二君) 引き続いてやっていくという答弁ですので、それはいいとしても、同じく井ノ口町で行おうとしている街区方式でやるということですか。

○ 建設部次長(中上好美君) 基本的には、そういう考えでございます。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第8「財産取得について」（和泉市立（仮称）光明台北小学校用地）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第23号

財 産 取 得 に つ い て

次の財産を和泉市立（仮称）光明台北小学校用地として取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 財産（土地）の所在地、種別、数量

和泉市光明台一丁目35番、学校用地、22,006㎡

2. 取得の方法

随時契約

3. 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事 支社長 松 下 良 一

4. 取得予定価格

43,352,036円

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（杉本弘文君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案

第23号「財産取得について」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本件は、住宅・都市整備公団によります光明池団地対策に伴い、昭和60年4月開校を予定しております和泉市立光明台北小学校用地を、相手方 住宅・都市整備公団との契約により取得するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決をお願いするものでございます。

取得内容でございますが、所在地は、和泉市光明台一丁目35番で、面積は、2万2,006平方メートルでございます。取得価格は、4,335万2,036円でございまして、平方メートル当たり1,970円でございます。

なお、取得経費に充当いたします財源内訳は、国庫補助金1,184万6,000円、起債2,990万円、一般財源160万6,036円でございます。

以上、簡単でございますが、財産取得についての提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただいきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第23号は原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第9「工事請負契約締結について」（旭第一団地7棟及び11棟建設工事）及び日程第10「工事請負契約締結について」（王子第二団地4棟建設工事）の2件を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第24号

工事請負契約締結について

旭第一団地7棟及び11棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第1.4号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田 忠 雄

1. 契約の目的 旭第一団地7棟及び1.1棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 269,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文
6. 工期 自 昭和59年3月 日(議決の日)
至 昭和59年12月28日
7. 契約保証金 1,350,000円
8. 保証人 大阪府泉南郡岬町淡輪5746番地の27
志真建設株式会社
代表取締役 高山隆志

議案第24号参考資料

旭第一団地7棟及び1.1棟建設工事概要

1. 工事場所 和泉市旭町1.1.7番地ほか
2. 敷地面積 2,298㎡
3. 工事種別 新築
4. 構造及び規模 店舗付住宅棟：鉄筋コンクリート造地上4階建2棟
及び住宅棟
(住宅28戸、店舗4戸)延床面積2,062㎡
附帯工事：ポンプ室、受水槽、自転車置場、植樹等

議案第25号

工事請負契約締結について

王子第二団地4棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 王子第二団地4棟建設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 126,000,000円
- 5 契約の相手方 貝塚市堀三丁目6番3号
株式会社 安部工務店
代表取締役 安部常一
- 6 工期 自 昭和59年3月 日(議決の日)
至 昭和59年12月28日
- 7 契約保証金 6,300,000円
- 8 保証人 和泉市府中町二丁目3番5号
株式会社 藪内工務店 和泉営業所
所長 北川貴朗

議案第25号参考資料

王子第二団地4棟建設工事

- 1 工事場所 和泉市王子町1.9.9番地の3ほか
- 2 敷地面積 530㎡
- 3 工事種別 新築
- 4 構造及び規模 店舗付住宅棟：鉄筋コンクリート造地上4階建1棟
(住宅12戸、店舗4戸)延床面積1,026㎡
附帯工事：ポンプ室、受水槽、自転車置場、植樹等

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第24号並びに議案第25号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本件は、いずれも環境改善整備事業の一環として、住宅及び店舗の建設を行おうとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。追加議案書3ページでございます。

議案第24号、旭第一団地7棟及び11棟建設工事につきましては、契約金額2億6,900万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社 竹内建設 代表取締役 竹内博文でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から59年12月28日までといたしております。保証人は、大阪府泉南郡岬町淡輪5746番地の27 志真建設株式会社 代表取締役 高山隆志でございます。

建設概要といたしましては、工事場所は、和泉市旭町117番地ほか、となっており、敷地面積2,298平方メートル。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建2棟、住宅28戸、店舗4戸、延床面積2,062平方メートル及び付帯工事となっております。

続きまして、議案第25号、追加議案書5ページでございます。

王子第二団地4棟建設工事につきましては、契約金額1億2,600万円。契約の相手方は、貝塚市堀三丁目6番3号 株式会社 安部工務店 代表取締役 安部常一でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から59年12月28日までといたしております。保証人は、和泉市府中町二丁目3番5号 株式会社 藪内工務店和泉営業所所長 北川貴朗でございます。

建設概要といたしましては、工事場所は、和泉市王子町119番地の3ほか、となっており、敷地面積530平方メートル。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅12戸、店舗4戸、延床面積1,026平方メートル及び付帯工事となっております。

本工事の契約によりまして、進捗率は住宅1,150戸で70%、店舗106戸で72.6%となっております。

なお、位置図等につきましては、24号議案の次に添付いたしておりますので御参照賜り、よろしく御審議の上、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由並びに内容の御説明にかえさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） いま、志真建設と言いましたね。この「真」はこの字ですか。前のと

きは、この字と違いましたよ。

それから、この請負契約は、同建ルールで同建業者だけで決めたんかどうか、その点をお尋ねいたします。

それから、これは両方とも出てますが、厳密に言いますと、王子団地は王子町、旭は幸3町の分、こういうふうに思うんですが、これが完成すると1,150戸、70%だという説明でした。そうすると、あと200何ほとかなりありますね。そこでお尋ねしたいのは、これは建設部あるいは違うところからでもいいんですが、以前から言っておりますように、残事業の確定戸数、準確定というんですか、それは持つておるだろうと思うんです。したがって、具体的に聞きますと、今回も王子町が出てますから、王子町はこれで終わるんか。まだ王子町は残ってるんだとすれば何ほか。王子町に地区内の代替もあるが、それは何ほほどの予定になるんか。その青写真はビッチと私はあると思う。それができてなかったらいけないと思うんです。62年度で全部終了するんですからね。

片方の幸3町の方も幾らか。幸3町以外に今度、伯太町3丁目などが出てきましたからね。そういう数字的なものをきちんとつくってもらわんといかんし、出してほしいんです。具体的に言うと、ピラミッド型の三角のものでね。58年度で何ほ、59年度で何ほ、60年度で何ほとすれば、順番に埋まっていく。そうしなければ、市長が答弁しているように、もっと国から金をほしいが、われわれ議会がどう言うてええんかわからない。これだけ残っている、代替については何ほという形のものであってこそ、本当ではないかと思えます。

以前にも要望しておきましたが、こういう残は何ほになるか、参考資料に付けて出してくれるように言いましたが、これやったらポロポロ出してくるから中身がわからない。本会議ですから言うときですが、同和関係については、残事業の図面をきちんとつくってもらいたい。特別委員会は1年以上開いてない。理事者の方で開いてもらおうという気がないからですな、そうでしょう。議案から離れるが、理事者の都合で何とかしてほしいものについては、早い話が、総務委員会を早くやってくれという。こんな議員が聞きたいことについては、前から要望してるのに出してくれない。片手落ちですよ。私は、同じ質問を本会議のたびにやらなにかん。数字をきちんと出してもらいたいということです。

これはまだまだ出てくる。70%やからあと30%ある。そういうものについては、ピラミッド型のものをつくってほしい。それで全部わかってくる。議案から離れるが、関連してますからね。今後、資料添付ができるようにしてください。事務上できない場合は、少なくとも、同和対策委員にはきちんと配るということを市長に要望します。市長、答えてください。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

- 改良事業部長（角谷泰夫君） お答え申し上げます。
志真建設の「真」の字でございますが、議案書のとおりだと思います。指名願にもこの「真」という字が出てございます。
- 今回の指名業者でございますが、いずれも同建業者のみの指名でございます。
- それから、参考資料の確定の問題でございますが、現在、計画しております事業量に基づきましては、御承知のように住宅建設1,642戸でございます。この計画に基づきまして、鋭意努力するところでございますが、残戸数につきましては、492戸でございます。特に御指摘のございます王子町での残戸数でございますが、なお170戸でございます。
- なお、代替地につきましても、現在の計画でまいますと、王子町では80の代替地を計画するところでございます。
- また、今後の参考資料につきましては、十分調査検討いたしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。
- 9番（直村静二君） 市長ね、いまの答弁だと、1,150の70%で、残りが492戸ですか。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） さようでございます。
- 9番（直村静二君） 62年までの3年間でやるとすると、1年で100戸ずついくのか。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） 現在、大阪府とも種々協議を進めておりますが、大阪府の同対審答申にもございますように、さらに、大阪府の担当部局とも詰めまして年次を短縮するか、早い時期の完成に向けて最大の努力して進めてまいりたいと考えております。
- 9番（直村静二君） いまの答弁を聞いてみると、492戸を何とか期限内の62年3月までにやる。そのためには100戸ずつ以上になりますね。それを短縮するというが、何を短縮するの。62年までの分を短縮するのか、それとも、事業の短縮をするのか、そのところをもう少しはっきりしてもらわんとね。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） 施行期日の短縮でございまして、いままでのような100戸とかいうベースでは間に合わないというところから、用地買収等にも鋭意努力したいという話でございまして。
- 9番（直村静二君） これは改良部長の答弁だけでは不十分でして、それ以上の質問になりますから、市長からちょっとお答えしてもらおうときましようか。
- 市長（池田忠雄君） いま、改良部長からお答えいたしました、重ねての御質問でございます。この議案を御提案申し上げます数字で1,150戸でして、従来、いろいろ御指導、御協力をいただきながら進めさせていただいております。御案内のとおり、新法の地域改善対

策特別措置法では、61年度までの3年間で物的な環境改善事業については何とか終結をさせたい、こういう決意でわれわれは臨んでいるわけでございます。残事業もまだまだございます。いま、改良部長が申し上げたような数字になるわけでございます。今後とも精力的に取り組みを強めさせていただきたいと存じます。

なお、実態に照らし合わせてのいわゆるこれからの対応に持っていかなければいけない点も御指摘のとおりでございます。しかし、一応、私の念頭にありますのは、実態のこれからの問題は、残る3年間で精力的に完成を目指してがんばってまいりたいと存じます。

また、大規模対象地域に対する何とか格別の配慮を、国、府に從來からお願いをさせていただいております。府の同対審答申でも大きくうたわれておる現状の中で、これから国、府と詰めながら、小規模な同和地区を抱えた市と、本市のような大規模対象地区を抱えた市に対する配慮、国、府の扱いについて詰めさせていただきたい。そういう中で、何とか残る3年間でこれを完成させていただきたいという決意でございます。いろいろと御指摘をいただいておりますが、私、真剣に取り組ませていただいておりますので、今後とも御指導、御協力のほどお願い申し上げます。

- 9番(直村静二君) 意見になりますが、いま、ざっと単純計算したら、492戸を3年間でするとしたら、年に130戸建てないと完了できない。130戸なんてできためしはおまへん。いままで最高1年間で何戸建てますか。聞かんでもええわ。用地も買わないかん。市長も言うてるが、何とかやらないかんというが、どないなるの。この議案では4階建てでしょう。和泉第二団地は9階建て、数をこなそうとしたら、また、ビューと上へ10階建てぐらいでいけば片づくわな。しかし、それは抵抗があるんと違うの。1年に130戸建てようと思ったら用地も買わないかん。市長は建てます、建てます、と言うが、建てられへんのんと違うの。

いまの市長の答弁からして、なるようにしかならんという、その場逃れでいこうというふうに関こえてしょうがない。こういうチョロチョロ出てきてますけど、130戸は無理でしょう。3年間で何とか仕上げようと思ったら、上へ建てんとしょうがない。その辺はどんなふうに腹を決めるんかも含めて市長に質問してますから、早目に同和对策特別委員会も開いていただいて説明もし、意見も聞いていただくということにしてもらいたい。できますか。やってもらわなかったら、まだまだ質問をしていきますよ。こんなもん、やりたいけどできんことはわかってますがな。

- 市長(池田忠雄君) 先ほどから申し上げておりますように、あと59、60、61年度の中でいかにこれを完成するかが、大きな筋合いになっております。したがって、計画戸数

は念頭にあるわけでございます。地域の実態とにらみ合わせる中で、今後の3カ年の中で対応させていただきたいということをお願いしております。その辺で御賢察を賜りたいと存じます。

なお、いろいろ検討を重ねさせていただく中で、何とか案を早急にまとめ、これからの3年間で叩き込みをどうさせていただくか、真剣に理事者としていま、検討中でございます。本日は、まだ申し上げる段階ではございませんので、こうしたお返事をさせていただきますが、あと3年でどうして完成させていただくか、地域のニーズと実態の中でどう消化させていただくか、このことについて真剣に検討中でございますので、御賢察を賜りたいと思います。

- 9番(直村静二君) 私は、期限が迫っていることと、再延長はないという認識に立っているんです。中途半端で終わらせてしまうのか。終わるんやったら終わるで、和泉市だけ特別立法を国会に頼んどかなあかんのと違うか。130戸なんてできるはずがない。上物だけ建てたらええのと違う。土地も要る。できないことを言うてるように聞こえます。それをまた、何とかできるよと言ってるからね。市長は、いろいろ検討中とか言うて若干、真剣になってきたかな、という気もいたしますが、これは絶対にあきませんよ。130戸なんてとでもできませんよ。縮小するといっても、相手方と相談、約束して決めたものですから、絶対に後へ引かない場合もある。

また、横へ横へ行きましたが、私は、こんな建物とかの問題については、はっきり言って賛成ですけど、計画は実現できないだろうし、土地でぼしゃってしまうこともあろうし、また、一定の責任もあろうかと思う。なぜこれを言うかという、62年までにきちんと仕上がらなければ仕上がらないで、いまからその段取りをしとかないかんし、仕上がるんなら仕上がるで、ちゃんとしてもらわんといかん。希望としては、早く終わってほしいと思う。そうすることによって、もろもろの正についてもはっきりします。いまやったら解放同盟と相談しても2,500万円は要るし、何も要るしとなる。一定の事業終了のめどが立てば、次は、市民合意の是正もでき、歯どめもかかる。あなたが市長になってからの同和関係は解同べったり、そればかりや。私は、ごまかしているとは言いませんが、どうもそう聞こえます。できないことを約束しているという感じもしますから、ここできつく言うておきます。

再度、確認しておきますが、数字の問題をきちんと近いうちに特別委員会にでも出せるように、そういう資料提供等について要望しておきます。これは議長さんの方でもお取り計らい方をお願いいたします。市長は都合ええことばかり言う。総務委員会は早くやってくれ、やってくれ。こちらが同和对策委員会を開け、資料を出せと言っても出せへん。理事者と議会は対等の形でいくもんや。私ら議員の言い分を無視してはあきまへんよ。私は、あんた方の言い分をちょっとも無視してへん。だから、ちゃんとしかるべくやってもらわないかん。

- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 5番（田中包治君） あのね、土地改良法に基づいて地域指定が必要なんです。そうでないと補助がもらえない。私はちょっと疑問に思ってるんですが、どういう範囲になってるんですか。いままで地区指定の問題はどうしてるのかなと思ってましたが、解放会館は地区指定を受けてまんのか。これは法的な問題やと思うが、地区指定の場所なら8割補助がある。同和、同和というが、一般法に基づいてやってるわけですからね。ここらがちょっと私も地区指定をどれだけ打ってあるのかなと思ってました。いま、直村議員が建つの、建たんのと言われてますが、それよりも地区指定の中でどうしてきてるのかな。地区指定をどう打ってるのかということはいままで聞いたことがなかった。10数年間ね。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 改良事業部次長（笠木恒忠君） 解放会館の場所は、地区指定外になってます。地区指定につきましては、昭和37年と50年の2度行いまして、42、36ヘクタールでございます。場所の範囲につきましては、ちょっと表現しにくうございますので、後刻、御説明をさせていただきますと存じます。
- 5番（田中包治君） それはよろしいけど、簡単に聞くと、王子町と幸町が全部入ってるのか、入ってないのか。また、伯太町もある程度入ってるのか、入ってないのか、それだけ。
- 改良事業部次長（笠木恒忠君） お答えいたします。
お尋ねの件ですが、王子町につきましては、全部ではございません。一部でございます。伯太町につきましては、6丁目の一部が含まれております。
- 5番（田中包治君） 結局、王子町は半分ですか。そうすると、王子町は同和地区ではないということですか。どういう意味ですか。私らはわからない。打つんなら全部打ってちゃんとやるんなら話はわかるがね。そうしたら、直村議員のように建つのか、建たんのかというよりも、場所の問題があるから、これはちょっとおかしいと思います。いつかふやしたと聞いてますが、わしらはわからない。伯太町は、何か、あの線の境に打ってまんのか。私が気になるのは、土地改良法の地区指定が打ってある範囲内で改良住宅を建てるのがたてまえですから、この点でちょっと疑問に思います。建つのか、建たんのかの議論をするよりも、その区域に問題がからんでくるのでね。一つの部落を二つに割ってあるということは初めて聞きましたよ。私らは、王子町と幸町は全部打ってあると思うてました。もうよろしいわ。後でちょっと図面でもあれば見せてくださいよ。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第24号及び第25号は原案どおり可決されました。

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第11「昭和58年度和泉市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第26号

昭和58年度和泉市一般会計補正予算(第4号)

昭和58年度和泉市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ673,688千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,277,917千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市	税	8,343,867	229,810	8,573,677
	1. 市民税	3,905,156	229,810	4,134,966
6. 交通安全対策特別交付金		15,000	2,000	17,000
	1. 交通安全対策特別交付金	15,000	2,000	17,000
7. 分担金及び負担金		596,318	△ 15,125	581,193
	1. 分担金	23,692	225	23,917
	2. 負担金	572,626	△ 15,350	557,276
9. 国庫支出金		4,843,987	45,391	4,889,378
	2. 国庫補助金	2,708,619	45,391	2,754,010
10. 府支出金		1,908,365	86,990	1,995,355
	2. 府補助金	1,642,488	86,990	1,729,478

11. 財 產 收 入		557,729	5,617	563,346
	1. 財 產 運 用 收 入	108,321	5,617	113,938
12. 寄 附 金		282,000	274,732	556,732
	1. 寄 附 金	282,000	274,732	556,732
13. 繰 入 金		577,199	2,473	579,672
	1. 基 金 繰 入 金	577,199	2,473	579,672
14. 諸 収 入		3,167,505	20,000	3,187,505
	5. 雜 入	2,309,373	20,000	2,329,373
15. 市 債		2,841,187	21,800	2,862,987
	1. 市 債	2,841,187	21,800	2,862,987
歲 入	合 計	28,604,229	673,688	29,277,917

(単位：千円)

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		247,679	1,611	249,290
	1. 議会費	247,679	-1,611	249,290
2. 総務費		2,791,647	41,878	2,833,525
	1. 総務管理費	1,507,163	21,885	1,529,048
	2. 徴税費	465,401	8,221	473,622
	3. 戸籍住民基本台帳費	186,778	6,661	193,439
	4. 選挙費	101,142	858	102,000
3. 民生費	5. 統計調査費	18,188	528	18,716
	6. 監査委員費	20,133	890	21,023
	7. 同和对策費	492,842	2,835	495,677
		7,321,301	△ 79,539	7,241,762
	1. 社会福祉費	2,969,182	7,516	2,976,698
	2. 児童福祉費	2,396,521	△ 87,453	2,309,068
	3. 生活保護費	1,949,698	398	1,950,096

4. 衛生費		2,557,328	169,243	2,726,571
1. 予防衛生費		1,237,203	51,788	1,288,991
2. 環境衛生費		1,239,731	112,837	1,352,568
3. 墓地管理費		63,977	4,618	68,595
5. 労働費		66,712	△ 3,308	63,404
6. 農林水産業費		66,712	△ 3,308	63,404
1. 失業対策費		297,571	△ 7,560	290,011
1. 農業費		281,084	△ 7,560	273,524
7. 商工費		217,056	17,520	234,576
1. 商工費		217,056	17,520	234,576
8. 土木費		5,401,618	195,076	5,596,694
1. 土木管理費		246,280	7,590	253,870
2. 道路橋梁費		619,021	96,296	715,317
3. 河川水路費		141,056	163	141,219
4. 都市計画費		1,020,164	85,914	1,106,078
5. 住宅費		3,375,097	5,113	3,380,210

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消 防 費		660,062	7,838	667,900
	1. 消 防 費	660,062	7,838	667,900
10. 教 育 費		4,139,775	50,839	4,190,614
	1. 教 育 総 務 費	298,552	4,810	303,362
	2. 小 学 校 費	1,740,362	17,180	1,757,542
	3. 中 学 校 費	775,784	9,158	784,942
	4. 幼 稚 園 費	351,305	4,111	355,416
	5. 社 会 教 育 費	858,466	11,971	870,437
13. 諸 支 出 金	6. 保 健 体 育 費	115,306	3,609	118,915
		1,013,618	380,090	1,293,708
歳 出 合 計	4. 基 金 費	646,200	280,090	926,290
		28,604,229	673,688	29,277,917

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7. 商工費	1. 商工費	中高年齢労働者福祉センター整備事業	20,000
8. 土木費	5. 住宅費	改良住宅建設事業	925,974
合 計			945,974

第3表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事項	項	期	間	限度	額
老朽溜池整備事業		昭和58年度	}		14,342
		昭和59年度			

第4表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後			
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	借入先	償還の方法
環境改善 道路整備 事業	25,800	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府 銀行 その他	25年以内(内据置 5年以内)ただし、 市財政の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮し、 もしくは繰上償還 又は低利に借換え することができる。	政 府 銀行 その他	25年以内(内据置 5年以内)ただし、 市財政の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮し、 もしくは繰上償還 又は低利に借換え することができる。
都市計画 事業	188,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上
計	2,841 187						2,862 987

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第26号「昭和58年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げました補正予算につきましては、職員の給与費等の調整を初め、補助金確定に伴う事務事業費の補正が主なものでございます。

それでは、補正予算書に基づきまして、内容を御説明申し上げます。

まず、第1条でございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,368万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を292億7,791万7,000円とするものでございます。補正後の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費でございまして、翌年度以降に繰り越して使用できる経費を定めるものでございまして、第2表のとおり、中高年齢労働者福祉センター事業費と改良住宅建設事業費を措置いたしましたものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正でございまして、老朽溜池整備事業費を定めるもので、期間、限度額は、第3表のとおりでございます。

第4条は、地方債の補正でございまして、限度額の変更でございまして、借入条件等は、第4表のとおりでございます。

以上が予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書に基づきまして、歳出の方より御説明申し上げます。

議会費161万1,000円、総務費4,187万8,000円追加計上いたしてございますが、職員の給与費を初め、一部交通安全施設費の事業費等の追加でございます。

次に、民生費につきましては、保育所職員の育児休業等による職員給与費の更正減額が主でございまして、7,953万9,000円減額更正いたしました。

次に、衛生費につきましては、病院事業補助金の追加及び泉北環境整備施設組合の分担金等として、1億6,924万3,000円追加計上いたしましたものでございます。

労働費330万8,000円、農林水産業費75.6万円それぞれ更正減額しておりますが、職員の給与費でございます。

商工費につきましては、中高年齢労働者福祉センター整備事業費等1,752万円追加計上いたしましたものでございます。

次に、土木費でございますが、道路整備工事費、換地造成事業費、光明池緑地等の事業費を初め、公共用地、公共下水道事業特別会計への繰出金の追加並びに職員給与費の追加でござい

まして、1億9,507万6,000円の追加計上と相なる次第でございます。

消防費につきましては、職員の給与費でございます、783万8,000円の追加でございます。

次に、教育費でございますが、職員の給与費を初め、小中学校の一部運営管理経費の追加並びに光明台南小学校、南松尾小学校体育館、声部小学校体育館の建設事業費に関連し、指定寄付金等に伴う備品購入費の計上でございます、5,083万9,000円の追加計上と相なる次第でございます。

最後に、諸支出金でございますが、開発指導要綱に伴う負担金等の見込み額のほか、美術館運営に伴う寄付金によるそれぞれの積立金の追加でございます、2億8,009万円追加計上いたしましたのでございます。

以上が歳出予算でございます、総額6億7,368万8,000円の追加と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出に充当いたすべく歳入予算について、その内容を御説明申し上げます。

市税2億2,981万円、交通安全対策特別交付金200万円それぞれ追加計上いたしてございますが、今年度実績等を勘案し、計上いたしましたのでございます。

分担金及び負担金1,512万5,000円の更正減額。国庫支出金4,539万1,000円、府支出金8,699万円のそれぞれ追加計上でございますが、歳出予算に相関連いたすもので、事業費等の確定に伴う補助金の追加計上でございます。

次に、財産収入につきましては、美術館運営準備基金の運用収入561万7,000円の追加。寄付金につきましても、開発指導要綱に伴う収入のほか、教育関係経費に伴う指定寄付金等2億7,473万2,000円追加計上いたしました。

繰入金247万3,000円、諸収入2,000万円それぞれ追加計上いたしてございます。

最後に、市債でございますが、適債事業について充当率等を勘案し、2,180万円追加計上いたしました。

以上が、一般会計補正予算(第4号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案とおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(議長退席、副議長着席)

○ 副議長(赤坂和見君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 19番(大谷昌幸君) 3点ほど。まず、28ページの葬儀委託料390万円ですが、これはどことなくあいに使われているのか、お尋ねいたします。

続いて、30ページの中高齢労働者福祉センター、繰越明許にもなったりしておるわけですが、これの建築、運営等については現在、どのような見通しを持っておられるのか、お尋ねいたします。

続いて20ページの歳入及び37ページの歳出に関連いたしますが、美術館が運営されて、ちょうど1年目は途中でしたからよろしいが、2年目は、まるまる1年間があと2週間で終わろうとしておりますが、現在のバランスシートの的に考えて、運営に伴ういわゆる支出及び収入はどんなものになる見通しですか。

以上、3点お伺いいたします。

- 副議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

まず、第1点の28ページの葬儀委託料追加390万4,000円ですが、これは市の職員をもって葬儀進行係2名を配置しておりましたところ、1名が長期欠勤の病欠でございます。そのため泉北葬祭に進行委託を申し入れまして、業者請求分と市民負担分との差額を市が負担するという形で今回、補正をお願いしたものでございます。

なお、2月には、病欠の市職員の補充として1名採用させていただきましたので、その後、こういう委託はいたしておりません。

次に、30ページの中高齢労働者福祉センター整備事業費をここでお願いしておりますけれども、建築、運営はどうか、というお尋ねでございます。雪害等でやや工事がおくれているようでございますけれども、6月完成、その後いろいろと検査等を受け、備品購入し、8月初旬にはオープン可能であると考えております。

なお、運営につきましては今後、いろいろと詰めてまいりたいと思います。完成までに一定の運営形態を定めてまいりたいと思っております。工事はややおくれている現状でございますが、以上、お答え申し上げます。

- 副議長（赤阪和見君） 次。
- 指導部次長（竹田明郎君） 3点目の美術館関係でございますが、一般会計の基金から4,963万2,000円の受託金をいただき、それと、3億円の基金収入約2,450万円を中心にして予算計上してございます。大体の経費でございますが、一般の管理と人件費等で5,500万円ぐらいが必要になってまいります。ですから、その残りの1,000万円ほどで展覧会の費用等を支出しております。

なお、管理者あるいは蔵品の出版に対する掲載料あるいは施設使用料等を入れますと、約500万円ほどの収入になってございます。

以上でございます。

- 19番(大谷昌幸君) まず、葬祭の方ですが、そうすると、2月に新しい人を採用されたんですから、今後は、泉北葬祭の方から応援を受けなくてもいけると理解していいわけですか。
- 産業衛生部次長兼衛生課長事務取扱(堀 宏行君) 私どもは、4件までであれば2名の職員で進行できますが、それ以上の場合は、部長が答弁申し上げましたように、泉北葬祭へ委託せんといかんということになります。
- 19番(大谷昌幸君) 一応、名目が市営葬儀となっておりますので、今度、1名採用されたんで数を充足されれば結構ですが、市営葬儀という名前でありながら、まず、祭壇については委託業者が行く。一番儀式で大事な進行係も委託業者だとなると、結局、市営葬儀という名前だけで、市の職員は一人もいない。他市へ行きますと、市の職員が3名も来ておるところもあります。そういう点を十分考えていただきたいと思うわけです。特にうちの職員さんがじかに行く場合でしたら、いろいろ親族の焼香にせよ、あるいは代表の焼香にせよ、細心の注意を払っていただき、順序正しくしておられますが、泉北葬祭でしたら、あくまでも委託を受けておるのですから、十分だとは言えない場面が多々あるわけです。したがって、いままでから利用者と言うとちょっとおかしいが、葬祭を出される喪主あるいは手伝いに来ておられる町の方々から、できるだけ市の職員さんに来てもらいたいという要望があるのは、皆さん方も御承知のとおりだと思います。と言いますのは、そういうことに対する一つの不満があるということを十分に御認識いただきたい。そして、名前だけが市営葬儀でないという点を十分徹底していただきたいことを要望しておきます、この件は結構です。

次に、サンライフ和泉の件ですが、開館が8月と半年近く先になるわけですが、先ほどから南池田公民館のところでも要望が出ておりますように、これは趣旨からいくと、労働省の管轄です。当市としては、いろんな施設不足の面から考えて、公民館的な要素を持たせることも考えているようにお聞きをしておりますが、あくまでも、労働省関係ということであり、そこで違いが出てくるので、その点も十分考慮していただき、場所が場所だけに十分利用ができるような方法を講じていただきたい。できるだけ近い機会に一応の素案も示していただきたいということを、これも要望しておきます。

次に、美術館ですが、端的に言いまして、結局、この1年間の市の持ち出し金額は何ほぐらいいになりますか。大体で結構ですから、それだけちょっと。

- 指導部次長(竹田明郎君) 本年度は、4,963万1,000円をいただいております。これだけいただきますと、かなりの運営ができると思いますが、一般財源からの持ち出しも考えていかなければなりませんので、非常に切り詰めたと思います。大体4,000万円ぐらいの持

ち出しをいただきますと、運営できるような方途をいま、策定しておるところでございます。健全経営に一段と努力していきたいと思っております。

- 19番(大谷昌幸君) 4,000万円という非常に多額ですが、現在、非常に熱心に運営されて、来館者も当初の予定より多くなってきているとお聞きして安心しますが、何といたしても市民サービスです。他市の方も多いと思っておりますが、あくまでも、市民サービスが基本になるので、その点を今後ともよく踏まえて運営を図っていただきたい。

ひとつ要望したいのは、今度、広報いずみの当月号に一面全部をとって美術館のPRをしておられます。非常に喜んでおられるわけですが、この18日から始まる特別展示会が600円、観覧料は市長が別に定める云々で、1,000円以内でありますので別に異論はないわけですが、普通、いま、百貨店の美術部なんかでいろいろ展覧会をやっていますが、重要文化財が出ないということもあると思うんですが、それから考えると、この600円はちょっと高いんじゃないかということを懸念するわけです。見る人にとっては、別に200円でも300円でも変わりはないと思うんですが、やはり和泉市立の美術館となると、600円はどれも高いな、という感じがするわけです。こういうことについてどのようにお考えか、お伺いしたい。

もう一つは、この美術館の寄付された方々の意思というものを十分尊重され、少なくとも、年に1日ぐらいは「法楽」というか、この一般の方々を無料で入っていただく日があってもいいんじゃないかと思っておりますが、このお考えをお聞きしたい。

- 指導部次長(竹田明郎君) 特別展の料金の問題でございますが、やはり国立の場合でも800円というものもあります。内容から見ると、今度の展覧会は、国宝が重文を入れて10点余入っておりますし、費用も展覧会のうちの観覧料はわずかになると思っております。そういうことで600円に定めさせていただきましたが、今後の経営を考えますと、特別展示の場合、これぐらいはいただきたいなと思っております。

なお、堺市におきましても、これぐらいの額をいただいております。高額の観覧料をいただきますために、われわれといたしましても、館内でのサービスなり説明をつけ加えとか、あるいは説明書を配布するとかで、より親しみのある美術館にしていきたいと存じます。

それから、いまの1日開放の件ですが、上司と一度相談いたしまして、検討してまいりたいと思っております。条例の関係等もございまして、そこら辺で運用できるかどうか、もう一度条例的なものも調べまして検討してまいりたい、このように思います。

- 19番(大谷昌幸君) 600円は別にいいんですが、私の懸念するのは、広報にも書かれておりますように、親しまれる美術館というのが単なるお題目にならんように、子供や小学生にも見てもらって親んでもらうことを考えた場合、当然、小学生や中学生は半額となって

くるでしょう。それを考えると、むしろ小中学生なんかは、こちらから適当に券を出していただいて無料にするのもええ。本当に和泉市民に親しまれる美術館になることを望んでおりますので、先ほども言いたように、「法楽」ということも1年に1日ぐらいは前向きに今後、実施の方向で検討していただく御努力を要望いたしまして、終わります。

○ 副議長（赤阪和見君） 他に。

○ 8番（原 重樹君） 数字上のことで、3点質問をさせていただきます。

まず、これが最終補正であろうと思いますので、58年度決算見込みはどうかという点。それから、地方交付税の動き、特に減になってると思いますので、その程度等を含めましてお教え願いたい。

それから、開発指導要綱による収入、もちろん追加ということを出ているわけですが、この指導要綱そのものについての本年度、58年度の出入り、それから、基金の総額がどうなっておるかということについて明らかにしていただきたい。

それから、起債関係の見込みで300億円程度と出てますが、その辺で一般と同和のパーセンテージはどうなっておるか、ちょっと数字をお願いしたい。

それから、26ページの保育所費のところですが、給与で更正減になってますが、この辺の理由、保母さんの数とかあると思いますが、どうなっておるかという点。その上でいわゆる超過負担がどのような見込みになっておるかという点もお聞かせ願いたいと思います。

○ 副議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 財務部からお答え申し上げたいと存じます。

まず、第1点目の58年度決算見込み関係でございますが、御案内のとおり、今回の補正後の予算総額は、292億7,791万7,000円ということで御提案申し上げておる次第でございます。昨年第2回定例会に御報告申し上げて御承認を賜っております57年度からの予算繰越8億1,000万円を加えまして、今回の補正後の執行可能な予算総額は、300億8,800万円と相なるわけでございます。現時点では、特別交付税、起債でまだ未確定なものもございしますが、事務的な見込み額を勘案いたしますと、約4,000万円程度の単年度黒字を努力目標ということで、現在のところ、何とか確保したいと考えまして、今後、まだ3月、4月、5月の出納閉鎖期間がございしますが、それらに向けて全力を投入してまいりたいと考える次第でございます。

それから、2番目の地方交付税の動きということで、減額になっておるとい御指摘でございますが、御案内のとおり、地方交付税と申しますのは、国税3税の32%ということで地方に交付されるものでございます。58年度の場合、交付税予算が45億9,000万円計上して

おります。そのうち普通交付税として、すでに8月に交付決定なされましたのが、本市の場合、58年度で37億4,200万円ということでございます。なお、予算総額の交付税を差し引きいたしましても、8億4,700万円を確保いたさなければならぬ。これは間もなく政府の方で決定されます特別交付税に向けまして、本市のあらゆる財政事情を国、府に折衝いたしまして鋭意努力中ということで、間もなく3月中旬には決定されるであろうということで、現在、努力中でございます。ちなみに、昨年の実績は、6億1,000万円ということでございます。

交付税の動きは、そういうことでございます。

それから、開発指導要綱に基づく公共施設整備基金の問題でございますが、58年度の場合、当初に計上いたしましたものと、今回、御審議を煩わしておりますものを合わせまして、積み立てるべき金額として、8億9,320万円と相なるわけでございます。この基金から取り崩すべき予定いたしておりますのが、5億2,100万円という次第でございます。57年度の基金残高が16億4,000万円程度でしたので、この出入りを差し引きいたしますと、58年度出納閉鎖期日には、20億1,000万円の残高と相なるように試算いたしておる次第でございます。

最後に、起債残高の御指摘でございますが、一般と同和ということですが、58年度の起債残高につきましては、一般会計で約300億4,000万円という残高になる見込みでございます。このうちいわゆる同和、関連事業を含めまして、162億円程度ということで分析いたしておる次第でございます。

以上でございます。

- 副議長（赤坂和見君） 次。
- 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） 26ページの保育所費の給与の更正減につきましては、職員が育児休業を取った場合、育児休業は無給になるわけでございますので、ここで更正減となっております。いま、正確な人数は持っておりませんが、年間に20名から30名程度が、これを利用していると記憶しております。期限につきましては、1カ月から3カ月ぐらいの間、こういう育児休業を利用しております。
- それから、2点目の保育所に関する超過負担でございますが、57年度の数字としては、10億5,700万円という数字が出ております。58年度については、現在のところ計算していませんが、これよりも上回るんではないかと思っております。
- 8番（原 重樹君） 数字の問題でもありますので、これぐらいにしておきますが、交付税は、特交が出たとしても、2億ぐらいの減になってくると思います。予算委員会を通じてまた質問をしたいと思っております。

それから、保育所の件ですが、当初予算の問題にもかかわってくると思いますが、育児休業でこういうものが出てきたというわけでしょう。一方では、育児休業を取ったら、臨時の保母さんということで入れたりしますわね。逆に言えば、給与費では出てきませんわね。そういう補正は逆でないわけですから、その辺を当初見ておったと思うんですが、ここでわざわざ更正減にしているのは、見込み違いというか、その点の理由をちょっと。

- 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） アルバイトの保母については、12月補正で出させていただいたわけです。現在のところ、年度末までの保母アルバイトの賃金は賄えると思っております。
- 8番（原重樹君） もう1点お伺いしておきますが、58年度の超過負担分は、計算すればすぐ出てくるんですか、それとも無理ですか。それなら、57年度でも結構ですが、いますぐわからなかったら、資料でも出していただければ結構ですが、10億5,700万円についての同和園と一般園、それから民間園の区分をしていただきたいが、それができるかどうかということと、保育所費は、結局補正して20億程度になるわけですが、この内訳、国、府あるいは保育所の建設問題がありますが、その他保育料以外の分についても、また、資料で出していただきたいが、それがいま出せなかったら、資料でいただけるかどうか。
- 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） 後日、資料で出させていただきます。
- 副議長（赤阪和見君） 他に。
- 13番（並河道雄君） 民生費の更正減は、保母さんの育児休暇による更正減ということですが、原議員と質問が重複しますが、私の聞きたい点について1点だけ。

保母さんの補充は当然、パートの保母さんでされると思うんですが、いま、それで足りるかどうかということと、無資格の保母さんを採用しているということも聞いておりますが、その辺をちょっと伺いたい。

それから、正職の保母さんで同和園で数年間に何回も変わっておる方もおれば、一般園でほとんど動いていない保母さんもおるということで、いろいろ人事上の問題で苦情も聞いておりますけれども、その辺の配置基準をどのようにされてるか、お答え願いたいと思います。

- 副議長（赤阪和見君） 答弁。
- 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） 保母さんにつきましては、若干、退職等も出ましたので、58年度に採用試験を行っていただきまして、この4月1日に8名の保母さんを採用していただくことになっております。

それから、アルバイトについては、原則として有資格者ということでいろいろお願いしてはるんですが、年度途中ということで、やむなく正職員がどうしても確保できない場合、非常に苦

肉の策として、幼稚園の教諭資格を持っておる方とか、あるいは保育資格部門のうち幾つかを
通っておる方も採用しております。極力、有資格者ということで努めておるんですが、やむな
く、そういう臨時保育、無資格ということもありますが、ひとつ御了解を願いたいと思います。

それから、保育所職員の人事異動につきましては、毎年2月初旬に本人に人事異動につ
いての調書を全職員に配っております。その中で本人の人事異動についての希望等についてはす
べて書いていただき、それをもとに保育園の園長を通じて、保育課の方でヒアリングを行って
おります。それをもとに極力本人の希望を満たせるように行っておりますが、一応の目安として
は、同一の保育園に最低3年という基準で、極力異動の希望を満たせるよう取り組んでおりま
すが、何しろ200数十人の保育さんですので、すべての希望が十分満たせるかどうかと言わ
れますと、非常にいろいろ御意見はありますが、本人の希望については、極力聞いていくとい
う姿勢は今後も貫いていきたいと思っております。

○ 13番(並河道雄君) なかなか本人の希望が満たされないという声も聞いております。そ
の園を変わりたいと調査書に正直に書きにくいという面があるわけです。それと、無資格者は
原則として採用しないということで、幼稚園の免許証を持っている人とかおっかけておられま
すが、現実的に近所のおばさんに近いような方を、人数が足らんような場合に採用してあるよう
に聞いております。正職の保育士が休暇を取ったり病気になったりということもあって、名前は
差し控えますが、そういう事情をよく聞いておりますが、その辺の今後の対応策をきちんとや
っていただき、問題のないようにお願いしたいと思います。

○ 副議長(赤阪和見君) 他に。

○ 9番(直村静二君) 15ページの住宅費の改良住宅費の9億2,597万4,000円、繰越
明許費ということは、58年度ではできないということていきたいということなんです。こ
れがただめな場合には、結局、事故繰越としてあがってくるということですが、この中身に
ついてひとつ説明をしてもらいたい。

○ 副議長(赤阪和見君) 答弁。

○ 改良総務課長(吉祇利郎君) 中身につきましては、住宅建設7棟、戸数110戸の金額で
ございます。

以上でございます。

○ 9番(直村静二君) ということは、全部含めて。

○ 改良総務課長(吉祇利郎君) そうです。

○ 9番(直村静二君) そうすると、先ほどの質疑の続きになってしまうんですが、110戸
分のめどはいつやりまんね。

- 改良事業部長（角谷泰夫君） お答え申し上げます。
これは58年度に完成いたしました建設工事費でございます。工事期間の関係から2年度にまたがりますので、その分を繰り越すものでございます。
- 9番（直村静二君） よくわからないが、110戸分が2年分にまたがるというのは、先ほど出た議案は、この明許費以外の分ですか。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） 繰越明許費の中に含まれております。
- 9番（直村静二君） この110戸の金額の中にね。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） そうでございます。
- 9番（直村静二君） この9億2,000万円は、本来は、3月31日までに執行しなければいけない費用やね。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） ボリュームと発注時期の関係で、1棟の建設期間が約10カ月必要になってまいります。発注時期との関係で、2年度にまたがるということで、繰り越して執行するものでございます。
- 9番（直村静二君） だから、本来の予算計上では、20億か何億になってるんでしょう。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） そうでございます。
- 9番（直村静二君） 市長、こうやって知らん顔してすりっと出してるが、58年度分で執行せんいかんが、工期の関係でずれていくんやというが、110戸分が、そんなことできるはずがない。これについてはこれぐらいにしておいて、さらに、公共施設整備基金の58年度に入った分と出ていった分について、こういうことは、われわれはなかなか始終コピーもしてませんし、資料を提供してもらいたいと思いますが、入るのと出るものの明細をどうですか、部長、できますか。予算委員会のときでも提出できますか。
- 財務部長（麻生和義君） 先の答弁で充足できませんので、また……。
（副議長退席、議長着席）
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第26号を原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第12号「昭和58年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
議案を朗読させます。
（市会事務局長朗読）

議案第27号

昭和58年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

昭和58年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		155,221	4,290	159,511
	1. 総務管理費	43,567	3,274	46,841
	2. 徴収費	110,123	1,016	111,139
2. 保険給付費		3,487,446	△ 21,482	3,465,964
	1. 療養諸費	3,445,546	△ 21,482	3,424,064
6. 諸支出金		3,510	17,192	20,702
	1. 償還金及び還付加算金	3,510	17,192	20,702
歳出合計		4,810,540		4,810,540

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 財務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました議案第27号「昭和58年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額には変更がございませんので、歳出予算の中での組み替えをいたすものでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず、総務費でございますが、人事院勧告に伴います職員の給与費等といたしまして、429万円を計上いたしました。

次に、保険給付費でございます。医療費の鎮静化により、高額医療費についてもやや抑制される見通しでございますので、2,148万2,000円を更正減いたすものでございます。

次に、諸支出金でございます。昭和57年度国庫支出金における療養給付費負担金の精算によります返還分1,719万2,000円を計上いたしましたものでございます。

以上が、和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願いいたします。

- 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本決を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号を原案どおり可決いたします。

-
- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第13「和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第28号

昭和58年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

昭和58年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169,991千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ332,255千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金		59,264	5,491	64,755
	1. 繰入金	59,264	5,491	64,755
2. 市債		103,000	164,500	267,500
	1. 市債	103,000	164,500	267,500
歳入	合計	162,264	169,991	332,255

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共用地先行取得事業費		103,000	169,991	272,991
	1. 公共用地先行取得事業費	103,000	169,991	272,991
歳出	合計	162,264	169,991	332,255

第2表 地方債補正

(単位:千円)

起債の 目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の 方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地 先行取得 事業	103,000	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府 行 政 銀 行 其 他	10年以内(内据置 4年以内)ただし、 市財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利 に借換えすることが できる。	267,500	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府 行 政 銀 行 其 他	10年以内(内据置 4年以内)ただし、 市財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利 に借換えすることが できる。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第28号「和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、庁舎前の駐車場用地を土地開発公社から買い戻すべく1億6,999万1,000円を計上し、歳入歳出予算の総額を3億3,225万5,000円とするものでございます。

財源につきましては、市債1億6,450万円、一般会計からの繰入金549万1,000円で措置いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）の内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第14「昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第29号

昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

昭和58年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,829千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ801,416千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		42,303	10,410	52,713
	1. 負担金	42,303	10,410	52,713
5. 繰入金		352,324	32,719	385,043
	1. 一般会計繰入金	352,324	32,719	385,043
6. 市債		272,300	11,700	284,000
	1. 市債	272,300	11,700	284,000
歳入	合計	746,587	54,829	801,416

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		628,881	54,829	683,710
	1. 下水道総務費	479,975	43,815	523,790
	2. 下水道整備費	148,906	11,014	159,920
歳出	合計	746,587	54,829	801,416

第2表 地方債補正

(単位:千円)

起債の 目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の 方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	借入先	償還の方法
公共 下水道 整備事業	272,300	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府 政 行 銀 所 其 他	30年以内(内据置 5年以内)ただし、 市財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利 に借換えすることが できる。	284,000	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府 政 行 銀 所 其 他	30年以内(内据置 5年以内)ただし、 市財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利 に借換えすることが できる。

- 議長（池辺秀夫） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第29号「昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。
- 今回の補正予算の内容でございますが、南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金、公共下水道に係る泉北環境整備施設組合の分担金の追加並びに大阪府より委託されました遺跡調査等に係る経費でございます。総額5,482万9,000円の追加補正でございます。予算総額を8億1,41万6,000円と定めるものでございます。
- 歳入につきましては、負担金1,041万円、地方債1,170万円それぞれ追加し、不足額相当分を一般会計より繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。
- 以上、簡単でございますが、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての内容の御説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（池辺秀夫君） ただいま一般会計補正予算並びに特別会計補正予算が可決されました。これに伴い、財務部長から昭和59年度当初予算の債務負担、地方債残高見込み調書等に修正をそれぞれさせていただきたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。
- 財務部長（麻生和義君） 貴重なお時間を拝借いたしまして恐縮でございます。
- 各会計の補正予算を原案可決いただき、ありがとうございました。今回の補正予算に債務負担行為及び地方債の一部について補正させていただきましたので、まことに恐縮でございますが、昭和59年度予算事項別明細書の債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を、お手元に御配付申し上げましたように変更いたしたく存じます。よろしく差し替え方お願い申し上げます。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第15「昭和58年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
- 議案を朗読させます。
- （市会事務局長朗読）

議案第30号

昭和58年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 昭和58年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和58年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という)第2条第1項第4号中「15,800千円」を「20,600千円」に「37,000千円」を「24,015千円」に「154,000千円」を「156,098千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款水道事業収益	1,700,697千円	129,300千円	1,829,997千円
第1項 営業収益	1,522,647千円	122,600千円	1,645,247千円
第2項 営業外費用	177,950千円	1,300千円	179,250千円
第3項 特別利益	100千円	5,400千円	5,500千円
	支	出	
第1款水道事業費用	1,734,322千円	15,600千円	1,749,922千円
第1項 営業費用	1,444,905千円	17,600千円	1,462,505千円
第2項 営業外費用	287,717千円	△ 2,000千円	285,717千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款資本的収入	563,510千円	△64,030千円	499,480千円
第1項 企業債	164,000千円	4,000千円	168,000千円
第2項 工事負担金	392,000千円	△69,000千円	323,000千円
第4項 固定資産売却代金	10千円	970千円	980千円
	支	出	
第1款資本的支出	660,268千円	△ 57,310千円	602,958千円
第1項 建設改良費	547,371千円	△ 57,310千円	490,061千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額、配水管整備事業「15,000千円」を「19,000千円」に改める。

第6条 予算第7条中原水及び浄水費「569,757千円」を「567,057千円」に支払利息及び企業債取扱諸費「287,667千円」を「285,667千円」に改める。

第7条 予算第10条中「191,049千円」を「176,331千円」に改める。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和58年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考	
1. 水道事業収益	1. 営業収益		1,829,997		
			1,645,247		
		1. 給水収益	1,475,546	水道料金及び量水器使用料	
		2. 受託工事収益	138,000	給水装置の新設・増設及び修繕並びに配水管移設等受託工事収益。	
		3. その他営業収益	31,701	材料売却収益・消火経維持管理補償金・下水道業務受託収益並びに設計審査・竣功検査・材料検査・道路占用及び掘削申請・各種証明手数料	
	2. 営業外収益			179,250	
		1. 加入金	金	137,950	新規水道加入金
		2. 受取利息及び配当金	金	18,000	預金利息及び有価証券利息
		3. 他会計補助金	金	10,000	一般会計補助金
	3. 特別利益	4. 雑収益	金	13,300	配給水管破損弁償金及び水質検査等協力金
			5,500		
1. 過年度損正		益	100	過年度損益修正益	
	2. 固定資産売却	収益	5,400	土地売却収益	

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,749,922	
			1,462,505	
		1. 原水及び浄水費	730,264	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2. 配水及び給水費	176,410	配水・給水に要する費用
		3. 受託工事費	118,000	受託工事に要する費用
		4. 業務費	146,144	検針・調定・集金その他業務の運営に要する費用
		5. 総係費	96,828	事業活動全般に関連する費用
		6. 減価償却費	191,349	固定資産の減価償却費
2. 営業外費用		7. 資産減耗費	510	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗費
		8. その他の営業費用	3,000	材料売却原価
			285,717	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	285,667	企業債の利息及び一時借入金利息
3. 特別損失		2. 雑支出	50	雑支出
			700	
4. 予備費		1. 過年度損益修正損	700	過年度損益修正損
			1,000	
		1. 予備費	1,000	予備費

2. 資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千 円)	備 考
1. 資本的収入			499,480	
	1. 企 業 債		168,000	
		1. 企 業 債	168,000	配水管整備事業及び水道施設等整備事業債
	2. 工 事 負 担 金		323,000	
		1. 工 事 負 担 金	323,000	配水管布設等工事負担金
	3. 負 担 金		7,500	
		1. 他 会 計 負 担 金	7,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金
	4. 固 定 資 産 売 却 代 金		980	
		1. 固 定 資 産 売 却 代 金	980	三井受水場用地売却代金

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		602,958	
			490,061	
		配水管事業費	20,600	配水管整備事業に要する工事費
		配水更生事業費	24,015	配水管更生事業に要する工事費
		水道施設等整備事業費	156,098	水道施設等整備事業に要する工事費等
		改良工事費	248,293	改良工事に要する工事費等
2. 企業債償還金		光明台水道施設建設費	29,875	光明台団地水道施設建設費
		営業設備費	16,180	営業に係る諸資産購入費
			112,897	
		1. 企業債償還金	112,897	企業債の元金償還金

昭和58年度水道事業会計資金計画

(単位 千円)

区 分	当年度予定額
受入資金	2,796,039
1. 事業収益	1,695,612
2. 前年度未収金	145,121
3. 企業債	168,000
4. 工事負担金	323,000
5. 負担金	7,500
6. 前受金	10,000
7. 預り金	10,000
8. 繰越金	435,826
9. 固定資産売却代金	980
支払資金	2,389,872
1. 事業費用	1,553,063
2. 前年度未払金	23,851
3. 建設改良費	490,061
4. 企業債償還金	112,897
5. 前受金払出	200,000
6. 預り金返済	10,000
差 引	406,167

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（田中 聡君） それでは、ただいま御上程いただきました「昭和58年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回、補正いたします主要な点は、決算見込みに基づく収益的収支の増額措置並びに企業債の確定等に伴う建設改良に係る資本的収支について、それぞれ補正するものでございます。

内容について申し上げますと、まず、第2条におきまして、主要な建設改良事業のうち、配水管整備事業及び水道施設等整備事業について、いずれも増額、また、給水管更生事業については、工事量減により減額するものでございまして、第4条及び第5条とそれぞれ関連するものでございます。

次に、第3条は、収益的収支の補正措置がございまして、第1款 水道事業収益の既決予定額17億69万7,000円について、1億2,930万円追加するものでございます。

その内訳といたしましては、第1項 営業収益で給水量及び受託工事増加に伴う各収益の追加と、第2項 営業外収益では、公社寺門団地の翌年度事業繰越に伴う加入金の減と、資金収支好転による預金利息の増等それぞれ加減した結果であり、また、第3項 特別利益では、三井受水場用地一部売却処分に伴う利益相当額を追加計上しまして、補正後の水道事業収益を18億2,999万7,000円といたすものでございます。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用の既決予定額17億3,432万2,000円について、1,560万円追加するものでございます。主な内訳といたしましては、第1項 営業費用のうち原浄水費におきまして、夏期の雨量等の影響により水質基準が良好に維持されたことにかんがみ、薬注費の軽減並びに動力費の節減効果がコスト低下に寄りましたものの、冬期における光明池改修工事施行による府営水道よりの受水費の増加、受託工事等請負工事費の追加により、差し引き1,760万円の増額、また、営業外費用では、資金収支の好転に起因する一時借入金皆無化に伴い、当該所要利息の計上分金額を削減いたしまして、補正後の水道事業費用を17億4,992万2,000円と予定するものでございます。

以上の結果、本年度は、ことに給水収益の予定以上の伸びと相まって経費の圧縮に努めました結果、収益的収支は、差し引き8,007万5,000円の当年度純利益が見込まれるに至っております。

次に、第4条関係では、資本的収支の補正措置でございまして、まず、収入より申し上げます、第1款 資本的収入既決予定額5億6,351万円に対し、6,403万円減額するものでございます。

その主たる内容といたしましては、第1項 企業債では、環境改善整備事業関連の配水管整

備事業債について増額いたしますが、第2項 工事負担金関連では、民間宅地開発工事に伴う工事負担金増がある反面、光明池開発に係る脱臭装置取付工事の未着手により、予定金額を削減することにより、補正後の資本的収入は、最終的に4億9,948万円と相なるものでございます。

一方、支出でございますが、第1款 資本的支出の既決予定額6億6,026万8,000円について、5,731万円減額いたしますが、これは主として収入面と同様、建設改良関係負担金の減額措置と同趣旨の事情に基づくものでございまして、補正後の資本的支出の予定額を6億2,95万8,000円といたすものでございます。

次に、第5条でございますが、起債の確定に伴い限度額を増額。

また、第6条では、予算第7条に定めた各項の経費の流用できる金額として、今回の減額補正措置により関連経費の減額。

第7条では、予算第10条に定めておりますたな卸資産購入限度額についても、同様措置を図るものであります。

以上の結果、昭和58年度末の累積欠損金は前年度に比し減少、2億8,859万円と相なりますが、内部留保資金の関係から、資本金には、逆に5億5,519万円程度の余裕ができる予定でございます。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございますが、詳細につきましては、72ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださりまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第16「昭和58年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第31号

昭和58年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 昭和58年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和58年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第4号中「40,000千円」を「55,000千円」に定める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 病院事業収益	3,972,745千円	85,927千円	4,058,672千円
第2項 医業外収益	1,75,533千円	85,927千円	261,460千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	4,151,168千円	51,220千円	4,202,388千円
第1項 医業費用	3,863,320千円	51,220千円	3,914,540千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	704,502千円	15,000千円	719,502千円
第1項 出 資 金	84,778千円	△25,000千円	59,778千円
第3項 企 業 債	0千円	40,000千円	40,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	745,062千円	15,000千円	760,062千円
第1項 建設改良費	41,233千円	15,000千円	56,233千円

第5条 予算第9条を第10条とし第5条から第8条まで1条ずつ繰下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 40,000	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以 内	政 府 銀 行 そ の 他	5年以内（内据置1年以内） ただし、財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低利に借換 えすることができる。

第6条 予算第8条中、職員給与費「1,937,531千円」を「1,988,751千円」に改める。

第7条 予算第9条中、一般会計から、この会計へ補助する金額「185,398千円」を「271,325千円」に改める。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和58年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益	1. 医業収益		3,972,745	85,927	4,058,672	
			3,756,652	0	3,756,652	
		1. 入院収益	2,426,685	0	2,426,685	
		2. 外来収益	1,243,747	0	1,243,747	
		3. その他医業収益	86,220	0	86,220	
2. 医業外収益			175,533	85,927	261,460	
		1. 受取利息配当金	4,000	0	4,000	
		2. 他会計補助金	144,838	85,927	230,765	
		3. 国庫(府)補助金	5,358	0	5,358	
		4. 患者外給食収益	16,777	0	16,777	
3. 特別利益		その他 5. 医業外収益	4,560	0	4,560	
			40,560	0	40,560	
		1. 特別利益	40,560	0	40,560	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用	1. 医業費用		4,151,168	51,220	4,202,388	
			3,863,320	51,220	3,914,540	
		1. 給与	1,937,531	51,220	1,988,751	
		2. 材料	1,359,557	0	1,359,557	
		3. 経費	366,130	0	366,130	
2. 医業外費用	2. 予備費	4. 減価償却費	189,102	0	189,102	
		5. 研究研修費	11,000	0	11,000	
			287,548	0	287,548	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	272,883	0	272,883	
		2. 患者 給食材料費	14,665	0	14,665	
			300	0	300	
			300	0	300	

資本的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			704,502	15,000	719,502	
	1. 出資金		84,778	△25,000	59,778	
	2. 他会社長期借入金	1. 他会計出資金	84,778	△25,000	59,778	
			619,724	0	619,724	
			619,724	0	619,724	
3. 企業債		1. 長期借入金	0	40,000	40,000	
		1. 企業債	0	40,000	40,000	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本の支出	1. 建設改良費		745,062	15,000	760,062	
			41,233	15,000	56,233	
		1. 看護婦宿舍 割賦金	1,233	0	1,233	
		2. 器械備品 購入費	40,000	15,000	55,000	
	2. 企業債償還金		106,829	0	106,829	
		1. 企業債償還金	66,269	0	66,269	
		2. 公立病院特別 債償還金	40,560	0	40,560	
		3. 他会計長期 借入金返還金	597,000	0	597,000	
		1. 他会計長期 借入金返還金	597,000	0	597,000	

昭和58年度和泉市病院事業会計資金計画

区	分	当年度予定額	区	分	当年度予定額
受	入 資 金	6,976,724 千円	支	払 資 金	6,907,421 千円
1.	医 業 収 益	3,170,652	1.	医 業 費 用	3,365,438
2.	医 業 外 収 益	25,337	2.	医 業 外 費 用	287,548
3.	出 資 金	59,778	3.	建 設 改 良 費	55,000
4.	他 会 計 補 助 金	230,765	4.	看 護 婦 宿 舎 割 賦 金	1,233
5.	企 業 債	40,000	5.	企 業 債 償 還 金	66,269
6.	国 庫 (府) 補 助 金	5,358	6.	公 立 病 院 特 例 債	40,560
7.	特 別 利 益	40,560	7.	繰 越 未 払 金	494,073
8.	他 会 計 借 入 金	678,000	8.	一 時 借 入 金	1,600,000
9.	貸 付 金 返 還 金		9.	預 り 金	400,000
10.	固 定 資 産 売 却 代 金		10.	他 会 計 借 入 金 返 還 金	597,000
11.	繰 越 未 収 金	703,510	11.	予 備 費	300
12.	一 時 借 入 金	1,550,000			
13.	預 り 金	400,000			
14.	前 期 繰 越 金	72,764	差	引	69,303

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第31号「昭和58年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、和泉市職員の特別退職に基づく退職給与金の補正と、一般会計からの補助金の増額及び企業債確定による収入の組み替えが主な内容でございます。

それでは、補正予算各条について御説明申し上げます。

第2条は、予算第2条の業務の予定量中、主要な建設改良事業の医療器機購入費4,000万円に1,500万円を追加し、補正後の予定量を5,500万円とするものでございます。

次に、第3条は、予算第3条に定められた収益的収入及び支出の補正でございまして、収入第1款 病院事業収益39億7,274万5,000円に一般会計からの補助金追加6,092万7,000円及び資本的収入 他会計出資金より組み替え2,500万円、合計8,592万7,000円を追加補正し、補正後の病院事業収益を40億5,867万2,000円と予定いたしました。

次は、支出第1款 病院事業費用既決予定額41億5,116万8,000円に職員の特別退職措置等の適用により退職される退職給与金5,122万円を追加し、補正後の病院事業費用を42億238万8,000円と予定いたしました。

第4条は、予算第4条に定められた資本的収入及び支出の補正でありまして、収入第1款 資本的収入既決予定額7億450万2,000円、企業債4,000万円を追加補正し、一般会計からの出資金2,500万円を医業外収益へ組み替え減額、差し引き1,500万円追加、補正後の資本的収入を7億1,950万2,000円と定めるものであります。

次に、支出第1款 資本的支出既決予定額7億4,506万2,000円に医療器機購入費1,500万円を追加補正し、補正後の資本的支出を7億6,006万2,000円と予定いたしました。

第5条は、企業債の確定により予算第9条を第10条とし、第5条から8条まで1条ずつ繰り下げ、予算第5条として、起債目的、限度額、利率等を定めるもので、起債の目的は医療器機購入事業、限度額4,000万円、起債の方法 普通貸借または証券発行、利率9%以内、借り入れ先 政府、銀行その他、償還方法は5年以内と予定いたしました。

第6条は、予算第8条に定められた議会の議決を得なければ流用することができない職員給与費19億3,753万1,000円を今回の補正により19億8,875万1,000円に、第7条は、予算第9条に定められた一般会計からの補助金を1億8,539万8,000円から2億7,132万5,000円にそれぞれ改めるものであります。

以上の結果、既決予算で1億7,842万8,000円の単年度欠損予定でありましたが、今回

の補正で3,470万7,000円好転し、単年度収支は、1億4,371万6,000円となる見込みであります。

以上が、今回上程いたしました「昭和58年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」の内容でございます。90ページ以下に予算に関する説明書、参考資料を添付しておりますので御参照賜り、御審議の上、原案御可決くださいますようお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決いたしました。

- 議長（池辺秀夫君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

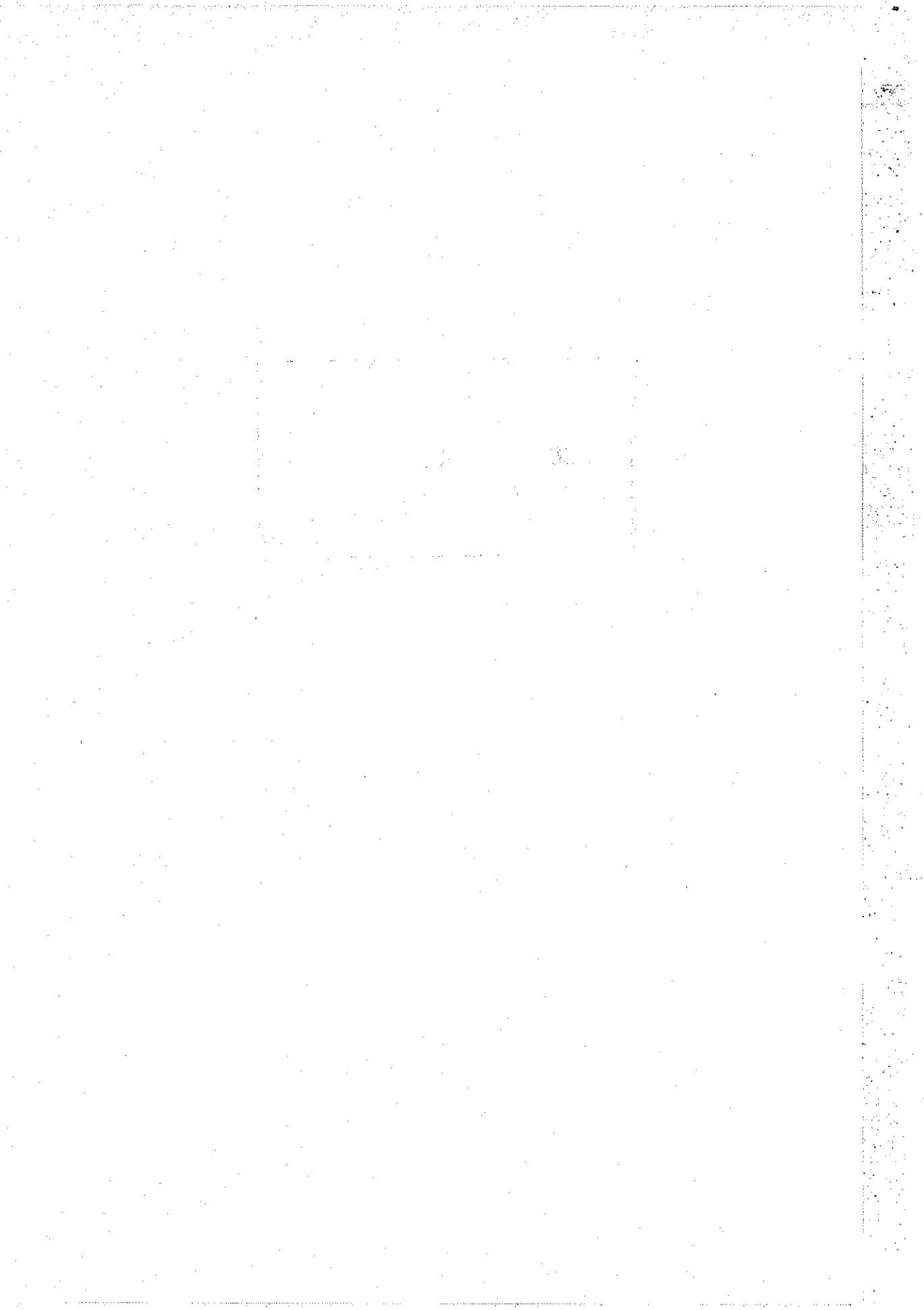
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日より11日までを休会とし、12日から予算審査特別委員会が開催されることになっておりますので、委員の皆さんには大変御苦勞でございますが、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。長時間、まことにありがとうございました。

（午後零時3分散会）

第 4 日



昭和59年3月23日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 佳 行 君
3番	杉 本 永 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	21番	池 辺 秀 夫 君
7番	勝 部 津喜枝 君	22番	飯 坂 楠 次 君
8番	原 重 樹 君	23番	田 中 昭 一 君
9番	直 村 静 二 君	25番	奥 村 圭一郎 君
10番	天 堀 博 君	26番	仁 井 明 君
11番	成 田 秀 益 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
12番	藤 原 正 通 君	28番	貝 淵 博 治 君
13番	並 河 道 雄 君	29番	藤 原 要 馬 君
15番	穴 瀬 克 己 君		

欠席議員(1名)

20番	出 原 平 男 君
-----	-----------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市長	池 田 忠 雄	財務部次長兼 財務課長事務取扱	大 塚 孝 之
助 役	坂 口 禮 之 助	同和对策部長	橋 本 昭 夫
収入 役	中 塚 白	同和对策部理事解放総合 センター所長事務取扱	生 田 隼
参与兼市長公室長事務取扱	西 川 喜 久	同和对策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向 井 洋
市長公室理事兼 企画室長事務取扱	平 野 誠 蔵	市民部長	富 田 宏 之
市長公室次長	神 藤 恒 治	市民部次長兼 福祉事務所長	中 川 鉄 也
人事課長	白 樫 通 有	産業衛生部長	広 岡 史 郎
秘書広報課長	井 阪 和 充	産業衛生部次長	吉 田 種 義
財務部長	麻 生 和 義	産業衛生部次長	青 木 孝 之

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産業衛生部次長兼 衛生課長事務取 扱	堀 宏 行	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	高 官 武 男
建設部 長	逢 野 一 郎	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	一ノ瀬 喜 広
建設部 理事	福 田 隆 行	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	内 田 繁
建設部 次長	中 上 好 美	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	中 辻 寿 夫
都市整備部長	浅 井 隆 介	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	堀 内 由 延
都市整備部次長	萩 本 啓 介	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	葛 城 宗 一
改良事業部長	角 谷 泰 夫	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	杉 本 弘 文
改良事業部次長	前 田 守 正	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	逢 野 博 之
改良事業部次長	笠 木 恒 忠	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	藤 原 勝 次
改良事業部次長	高 三 一 行	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	竹 田 明 郎
病 院 長	竹 林 淳	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	明 坂 貞 士
病院事務局 長	藤 原 光 夫	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	高 橋 正 道
病院事務局 次長	吉 田 日 出 男	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	農 端 小 一
水道部 長	田 中 隼	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	久 光 喜 多 男
水道部次長兼 総務課長事務取 扱	岩 井 益 一	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	山 本 亮 夫
会計課 長	赤 田 備 信	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	坂 上 國 治
消防長兼 消防署長事務取 扱	松 村 吉 堯	消防本部次長兼 消防課長事務取 扱	信 田 種 行

※ 備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	北 野 敦 雄
主 幹	西 井 正
議 事 係 長	大 中 保
議 事 係	佐 土 谷 茂 一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和59年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月23日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第14号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 1
2	議案第15号	和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 5
3	議案第16号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 10
4	議案第17号	和泉市立運動施設条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 16
5	議案第18号	和泉市福祉基金条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 21
6	議案第6号	昭和59年度和泉市一般会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
7	議案第7号	昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
8	議案第8号	昭和59年度和泉市老人保健事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
9	議案第9号	昭和59年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
10	議案第10号	昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
11	議案第11号	昭和59年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
12	議案第12号	昭和59年度和泉市水道事業会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
13	議案第13号	昭和59年度和泉市病院事業会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
14	議案第1号	和泉市基本構想の策定について(総務委員長報告)	
15	報告第1号	和泉市土地開発公社昭和59事業年度事業計画書類の提出について	P. 35
16	請願第1号	北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願	別紙
17	決議第1号	児童扶養手当制度に関する要望決議	別紙

(午前10時開議)

- 議長(池辺秀夫君) 皆さん、おはようございます。議員の皆さん方には、年度末も近づきまして公私何かとお忙しいところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席届け出は、出原議員さんから出ております。遅刻の届け出は、直村議員さんから出ております。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになるものと思われまゝ。現在、23名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員数23名をもちまして議会が成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長(池辺秀夫君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、御了承願います。

- 議長(池辺秀夫君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」より日程第13「昭和59年度和泉市病院事業会計予算」までの13議案を一括議題といたします。本件につきましては、去る3月5日の本会議において予算審査特別委員会に付記し、去る12日より慎重御審議をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を田中包治委員長より御報告願います。

(予算審査特別委員長報告)

- 予算審査特別委員長(田中包治君) 去る3月5日、昭和59年第1回定例会において、昭和59年度一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、老人保健事業特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、和泉中央丘陵整備事業特別会計予算、水道事業会計予算及び病院事業特別会計予算並びに関連議案5件についての審査を予算審査特別委員会に付託されました。

去る3月12日から委員会を開催し、審査の進め方については、一般会計から特別会計、企業会計の順に進め、予算に関連する議案は、関係する予算の審査と並行して行うこととし、内容の説明は提案の際終わっていることから、直ちに質疑に入りました。これより順次、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

なお、報告の内容については、要点のみに集約しておりますので、よろしく御了承のほどお

願ひ申し上げます。

まず、一般会計歳出から議会費、総務費を一括して審査に入りました。

議員控室の改善計画についての質問に対して、部屋の改造等を行う時期なども考慮しながら、一定の改善処置を現在、検討させていただいております、との答弁がありました。

車両管理に関して、運転手付きの公用車管理体制と、自動車借上料はどのような内容になっているのか、との質問に対して、これらの車両は、各部に長期貸し付けしており、公私の別を厳格に部長の裁量によって使用している。車の諸経費については一括して予算計上しており、安全運転管理者及び整備管理者でもって公用車の安全運行を行っている。また、自動車借上料は、高速道路通行料、学童の予防接種時の医師・看護婦送迎用と新大阪タクシー等である、との答弁がありました。

企画費に関連して、まず、コミュニティセンターの建設場所、規模、補助制度の内容及び福祉センターの建設計画について、であります。建設場所については、広く市民の利用しやすい場所として、市役所敷地をも含めた周辺を検討中であり、規模については、300人収容のホールを中心に、各種会議室、集会室など市民の需要の高い内容とし、また、補助制度については、最も有利な防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく民生安定施設の補助が内諾されている。

一方、福祉センターについては、残念ながら、昭和59年度の補助採択に至らなかったが、引き続き関係機関に折衝を続け、早期実施に向けて取り組んでまいりたい。

次に、和泉市、泉大津市行政境界適正化の進捗状況については、現在、行政境界基礎資料となります境界周辺の地形、地番図を専門家に委託し作成して、両市事務段階で点検中であり、行政境界線を双方確認の上、今後の方針について一定の考え方を整理してまいりたい。

また、電算機の導入に関連して、プライバシー保護については現在、検討中であり、昭和60年4月の電算機本格稼働までには、プライバシー保護についての一定の規定を定めて対応してまいりたい、旨それぞれ答弁がありました。

新規職員の採用状況についての質問に対し、当初の計画どおりの採用を行うことができた。

なお、上級事務職で1名増の採用となったことは、昨年8月採用した病院職員が、3カ月で1名退職したことによる補充である、旨の説明があり、また、市職員の採用については厳正に行っているところで、今後も当然この方針である。

なお、任用委員会への職員組合代表の参加については、今後の検討課題としたい、との答弁がありました。

市民まつりについて、補助金300万円を出すことは、どのような話と経過か、については、

昨年は、市民の支援と協力により成功裏におさめさせてもらったが、本年は、各種団体の過重負担にならないよう配慮しつつ、市民と各方面の協力をいただきながら、市民の心のつながりと潤いのある郷土づくりのために計画し、実行に移したい、との答弁がありました。

防犯対策委託料の内容について質問があり、犯罪の予防並びに青少年の保護、育成など、防犯活動推進のために防犯協議会に対し委託しているもので、業務はすべて警察の防犯課で行われている、旨説明がありました。

解放総合センター駐車場整備工事に関連し、管理運営はどのようにしていくのか、に対し、運営時間は、解放センターの使用時間に合わせ、入口でチェックをするなどの警備体制を行っていきたい、との答弁がありました。

また、市庁舎前の駐車場の整備拡充工事が完了したが、利用しやすい面もあり、駐車場管理について、いま一度再検討する必要があるのでは、に対し、再度、関係方面とも協議する中で、利用しやすいように改善を図りたい、との答弁がありました。

一般会計に占める同和対策経費の割合と額、また、建設事業費の額と割合について、に対し、それぞれ数値上の内訳の説明がありました。

また、歳出予算全体の中で、消耗品費が前年度に比べどの程度減額されているか、に対し、約2,800万円の節減に協力を願っている、との説明がありました。

人権対策本部推進費の消耗品が、前年度に比し増になっている理由は何か、に対しては、平和都市宣言にちなんで諸般のPR、啓発資料などの購入増である、旨の説明があり、議会費、総務費を終わりました。

次いで、民生費についての審査に入り、まず、障害者福祉都市の指定について本市の対応はどうか、という質問に対し、これまで府を通じ強く要請しているが、今後、なお一層努力する、と答弁があり、さらに、民生委員会活動委託料が他市と比較して低いと思うが、ということに対しては、他市との比較は行っていないが、国、府の活動補助金も別にあるので現在、これでは賸えていると判断している、と答弁がありました。

次に、盲人、身体障害者、老人ヘルパーの内容等について、盲人ガイドヘルパーは、盲人が公的機関等に行くときの案内、身障、老人ヘルパーは、食事、清掃、通院、介護などを行うのが主な内容である、と説明がありました。

引き続き、同和地区老人夏期、歳末給付金について、対象人数と金額等について、の質問に対し、人数は750名、全額は昨年並みである。また、一般の各種給付金等の引き上げについては、財政事情その他もろもろの問題もあり引き上げはむずかしいが、今後検討したい、と答弁がありました。

さらに、寝たきり老人に対する入浴サービスについては、社協を初め関係団体と協議を行い前向きに検討を行う。痴呆性老人給期保護事業とは、痴呆性老人を介護している家族等が、病気など特別な理由により自宅で介護が困難になったとき、7日以内その老人を特別養護老人ホームで保護するものである、と説明がありました。

次に、保育所関係については、民間保育所に対する運営指導については、市で保育運営方針を定め、公立、民間とも同じ方針で行うよう指導しており、入園説明会でも説明している、と答弁がありました。

また、保育委託料については、保護者の通勤の関係上、他市の保育園へ児童を預けるときの委託料で、児童遊園の管理委託料については、児童遊園の清掃管理を町会に委託しているものに対し、年間1カ所当たり8,000円支払っている、と説明がありました。

保育所の超過負担は、保育料を改定しても解消するものではないのでは、という質問に対し、10億5,700万円の超過負担とは別に、保育料が国の基準より低くしているため、市が1億2,700万円持ち出しており、これを少しでも減らしたい、と答弁がありました。

また、同和保育料のあり方と同和保育園の超過負担については、今後、十分協議、検討を行っていく、と答弁がありました。

その他福祉に対しての要望、意見が出され、民生費を終わりました。

次に、衛生費と労働費並びに関連議案条例改正2件を一括して審議に入り、衛生費では過日、大阪府議会でも問題となった一歳半児の健康診査の実施に対する本市の考え方についての質問があり、母子、老人ともに健康診査に必要な保健婦の増員を図るとともに、それぞれの健康診査について、その実現に向けて関係機関と協議していきたい、旨答弁がありました。

次に、休日急病診療所における歯科診療についての質問に対し、当面は、年末年始の歯科診療を実施し、さらに、休日の歯科診療についても今後、歯科医師会等に協力を求めている、旨の答弁がありました。また、和泉保健所の充実についても、大阪府に対し働きかけてほしい、との要望がありました。

これとは別に、老人保健法施行以来の本市におけるヘルス事業の実態及び障害者歯科診療の実施についての質問があり、ヘルス事業については数字をあげ、その現状説明がなされるとともに、今後、方法論も含めてこの事業の充実を図りたい。また、障害者歯科診療については、関係機関と十分協議していく、旨の答弁がありました。

環境衛生関係では、泉北環境整備施設組合への分担金が、市当初予算と組合当初予算との間に食い違いが見られるのはなぜか、との質問に対し、予算編成時期が同一で、組合から59年度の分担金が内示されていない段階で本市が予算編成を行ったため、本市では、昨年12月

の組合補正予算にあわせて計上した。今後、組合と十分協議を行い、数字の整合性を図ってまいりたい、との答弁があり、不燃性廃棄物処理地に対する地元協力費についても、場所、処理内容物、協力費の支払い先等は、との質問があり、場所は通称忠岡池で、支払い先は小田町会で、内容は、廃タイヤなどの不燃物を一時仮置きしているものだ、との答弁がありました。

また、塵芥処理委託料、し尿処理業者助成金の引き上げ及び従量制し尿収集手数料の引き上げのための条例改正については、公共料金の値上げをしないのが市長の基本方針であるのになぜか。また、業者からの陳情の有無、近隣各市の状況について質問があり、市民負担にこれを求めず、市負担でこれを賄うため予算措置をした、条例改正による従量制手数料については、主に事業所155件程度が影響があり、1事業所1回約300円の値上がりとなるが、これは一般家庭の市民に与える影響は余り大きくないものと考えており、また、この料金は、他市では10リットル当たり50ないし60円で、本市においても応分の負担をお願いするものであり、業者からの陳情は昨年9月にあった、との答弁がありました。

墓地管理については、現行市設墓苑拡張計画、中央丘陵等の開発に関連しての新墓地造成計画はどうか、との質問に対し、今年度予算では、観音寺町の市設墓苑に94区画の造成に要する経費として、430万円を含んで措置した。新墓地の造成については、市内での墓地の絶対数が不足する中、新しい墓地が必要なことは十分理解している。新しい総合計画案でも公園墓地の設置検討をうたっており、今後、真剣に取り組んでいきたいが、設置については住民の理解が不可欠であり、困難性も非常に高いので、議会にも相談し、全市的に調査、検討を行う、旨の答弁がありました。

次に、豊林水産業費及び商工費を一括して審議に入り、農用地流動化推進員報償費が、前年度より減額になっているがどうしてか、また、どんなことをしているのか。家畜衛生費の需用費が前年度より減額となっているがどうしてか、との質問に対し、前年度の実績により計上したもので、事業費の総額は前年度と変わらない。農家が経営規模をふやしたい場合、新しくできた農用地利用増進法により貸借すると安心して貸借ができるので、そのPR等のお世話を地域の実行組合長をお願いしているものであり、家畜衛生費の減額については、前年度の実績に基づき計上した、との答弁がありました。

引き続き、園芸団地整備事業についてどこで行うのか、との問いに対し、刈山園芸団地については、下ノ宮町の榎尾中学校の裏にある樹園地であり、久井園芸団地については、久井町地内の農地でシイタケ栽培を行うものである、との答弁がありました。

商工費、財団法人和泉市商工業振興会補助金に関連して、その対象事業の一部である「榎尾山桜まつり」については、道路、駐車場の狭隘及び桜の老朽等諸般の事情により当分の間、そ

の開催を中断すると聞いており、やむを得ない措置と理解しているが、将来、再開に向けてどのように対応していくのか、との質問があり、道路、駐車場の整備拡張を関係方面に要望していくとともに、桜の補植と施設の充実を図り、再開に向けて努力する、との答弁がありました。

また、商工業者に対する本市独自の融資制度のうち、無担保、無保証人による融資限度額50万円は少ないと思うので、もっと引き上げてはどうか、との意見があり、これについては、大阪府中小企業信用保証協会と再三にわたり協議しているが、なかなか承諾を得られないのが実情であるが、今後とも協議を続けていく、との答弁があった。

さらに、商工行政に関連して、ちまたで大型店舗の出店問題がかなり具体化しているかのよう言われているが、実態は、との質問があり、通産省による出店抑制のための行政指導が本年2月以降も継続されており、したがって、現時点では、急激な進展の事実が見られない、との答弁がありました。

次に、土木費と消防費を一括して審査に入り、まず、土木費について、黒鳥山公園の全体計画及び今回の用地買収計画についてどうか、浸水対策の基本的な考え方、改良住宅の59年度建設計画及びそれ以後の残戸数はどうなるのか、などの質問に対し、黒鳥山公園計画は12.1ヘクタールで、現在、6.29ヘクタールが供用開始されており、59年度は、東南側スポーツ施設用地の買収に入ること。浸水対策については、現在、全体の見直しを進めており、近く、報告できること。改良住宅は、59年度120戸を計画していることから、計画残は366戸となること、などの答弁がありました。

続いて、公園樹木の剪定はどうなっているのか、阪和東側2号線の59年度計画はどうか、市営住宅割り増し家賃徴収のねらいと増収家賃の使途、市新跡地のマンション開発に伴う行政指導について質問があり、公園樹木の剪定は、公園整備工事費の中で予定していること。住宅割り増し家賃は、明け渡しを求めることを主眼としており、増収家賃は、住宅管理費として使うこと。市新跡地のマンション建設については、前面道路の拡幅などを中心に指導していること、など答弁がありました。

さらに、街路事業の中身、そのうち阪和東側2号線、池上下宮線についての計画、北信太駅前線に係る先行取得用地の売り戻しについて、市の基本姿勢はどうか、などの質問に対し、計画街路の内容説明があり、阪和東側2号線については、59年度用地買収に入ること。池上下宮線については、府へ引き続き強く働きかけ、用地買収を進めよう努力したい。北信太駅前線に係る用地の売り戻しについては、一般的原則として、先行取得用地の売り戻しについてはすべきでないとする。北信太駅前線については、事業化目途が駅前再開発とあわせて考えないと困難であったことなど特別な理由があり、一定の条件を付して売り戻したものであり、これ

を前例にしたくない、旨の答弁がありました。

これらの答弁に対し、個々の内容について、それぞれ意見や要望が付されました。

続いて、消防費では、屈折はしご付消防ポンプ自動車の使用諸元及び財源内訳の質問に対し、諸元は、全長9.4メートル、全幅2.5メートルで、はしごは屈折二段式地上高20メートルなど。また、財源は、消防施設強化促進法に基づく国庫補助金及び都市整備公団負担金を充当し、事業を実施する、旨説明がありました。

また、消防団員衣服購入費の質問に対し、消防団員の衣服については、国の順則に基づき市の規則で定められており、耐用年数を考慮、更新している、旨の答弁がありました。

次に、教育費並びに関連議案の審議に入り、小学校費の中の消耗品費が前年度に比べ減額となっているが、その理由及び内容はどうか、との質問があり、これに対し、昨年は小学校において教科書の改訂時期に当たり、指導書及び指導用資料の購入があったので、今年はその分約1,500万円の減額となっているが、児童、生徒にかかわる消耗品については減額していない、旨答弁がありました。

次に、石尾中学校プール建設に伴う現市民プールの方向性について質問があり、現在、学校プールとして利用しているが、当校のプール建設によってすべての学校にプールが設置されることになる。

なお、現プールは今後、使用していくことに危険性もあるので廃止したい、旨の答弁があったが、中央丘陵開発等によって市民プールの必要性が高まる、今後、十分検討するよう意見があった。

また、横山小学校のプール改築と運動場の有効利用について質問があり、横山小学校のプールは昭和35年10月に建設されたもので、老朽化の進んでいることは十分承知している。国庫補助対象事業として考えるならば、財産処分年限の30年経過が前提となっており、今後、文部省、府教委等に働きかけ、財源確保に全力を挙げ取り組んでまいりたい。

なお、運動場の有効利用を図る上からも、現プールの移設が必要であると考えている、旨の答弁がありました。

次に、修学旅行のあり方について質問があり、すでに昭和57年から58年にかけて約1年間にわたって市教委と校長会とで検討がなされた。その内容の主なものは、保護者の希望も無視できないこと、経費が保護者の過重負担にならないこととあります。実態として、名古屋方面1校、広島方面1校である、旨の答弁があり、さらに、検討を続けてほしい、との意見がありました。

次に、就学援助の基準について、例年に比べて変わっているのか、との質問があり、昭和59

年度生活保護基準はまだ決定していないが、昭和59年度就学援助基準から試算してみると、3万円から5万円上がることになる、との説明があり、さらに、基準を下げる考えはないのか、の質問に対し、基準の要素は二つあり、生活保護基準の1.1倍と、昭和59年度生活保護基準を使うことで下げる考えはない、との答弁がありました。

次に、学校警備のあり方について、2年前にも質問したが、今年の契約料と人員についての質問があり、契約料については、1校1ヵ月16万5,200円を予算に計上しており、人員については、27校分、27人と他に4人おる、との説明がありました。

学校警備は、機械に切り換えれば4,000万円ぐらい経費が安くつく。なぜ人的警備をするのか、さらに、なぜ競争入札をせず随時契約にするのか、と質問があり、学校警備がスムーズにいけるなら、人的警備でも機械警備でもどちらでもいい。どちらにも一長一短がある、との説明がありました。

和泉パトロール有限会社との長い経過があり、契約については入札が望ましいが、会社即組合員という関係から経済的従属性という関係が生まれ、やむを得ず随意契約をしてきた、との説明があり、法的な研究も含め時間がほしい、との答弁がありました。

この会社の従業員には、80歳を超える人がおるとのことであるが、警備にはふさわしくないのではないか、との質問に対し、法令で使用してはいけないという決まりがないが、好ましいとは思っていないので、健康な人を配置するよう指導している、との答弁がありました。

このような会社との関係は、いつかの時点で整理しなければならない問題であり、しかも7,300万円も使っている、との質問については、昭和43年からの歴史的経過による長年の慣行、人的警備と機械警備の一長一短、また、80歳の従業員については、社会通念上のこともあり検討していきたい、との答弁がありました。

将来に対する課題として、猶予期間をもって一線を引け、との意見について、学校管理における人的警備のよさもあり、3年ぐらいの猶予期間でいずれかに決定すべく検討したい、との答弁がありました。

次に、社会教育費関係については、青少年対策費で校区青少年問題協議会の活動委託費の増額、こども会活動への援助、留守家庭児童会の開設状況について質問があり、活動委託金の増額についてはむずかしいが、原課事業として指導員の派遣等で充実させたい。

こども会活動援助のうち、泉北大賞について少額ながら予算化しております。

ボランティア指導員の保険加入については、他の社会教育団体等全体的な問題として検討する。

留守家庭児童会については、請願を受けているのは北池田小学校区、要望を受けているのは

光明台南、北松尾両小学校校区で、開設しているのは、国府小学校ほか9校で実施している。

北池田小学校では、空き教室等条件が満たされた時点で開設する、旨答弁がありました。

文化財保護に関連して、聖神社に隣接する鏡池の保存について質問があり、葛の葉物語ゆかりの地につき保存の必要性を認識するものの、現実的には史跡指定を受けることはむずかしく、市単費ということになると、現状の財政状況のもとでは厳しい現状である、旨の答弁がありました。

次に、学校体育施設の開放について、全校に運営委員会を設け統一した運営を実施してはどうか、との質問があり、学校管理は学校長の権限内であって、各校とも地域性も異なる点があるので今後検討していく、旨の答弁がありまして、教育費を終わりました。

続いて、公債費から歳出最後の予備費までと、関連議案 福祉基金条例の審議に入り、公債費38億7,300万円の内訳及び同和関連分と一般分の額と割合、また、同和関連分の中に5条指定債がどれだけ含まれているか、さらに、今後の公債費の推移がどうなるか、との質問について、数値的な内訳についてそれぞれ説明があり、なお、ここ数年、公債費比率は改善されてきており、今後とも適債事業を厳選し慎重な財政運営に努めてまいる、との説明がありました。

会社の貸付金について、いつごろから始めたのか、また、いつ精算するのか、に対し、土地開発公社が府の都市整備資金を導入した際、3分の1を市が貸し付けをしたものであり、今後、公社ともよく協議を行い整理していきたい、旨答弁がありました。

また、公共施設整備基金に関連して、開発指導要綱の返還金として900万円計上されているが、この充当財源の性質はどうか、との質問に対し、開発変更があったとき、負担金の返還に充てるため予算計上しており、この財源は、この基金から繰り入れをした財源を充当している、との説明がありました。

次いで、美術館の基金について。利子247万3,000円を繰り入れをして、また、一般会計より積み立ての措置をとっている。これはそのまま基金においておけばよいではないか、との質問に対し、基金から生ずる運用収益は、条例で一般会計に計上して積み立てを行うよう規定されており、それに従い措置をしたものである、との説明があり、歳出及び関連議案を終わりました。

引き続き、歳入予算及び関連議案 道路占用料条例の一部改正条例を一括して審議に入りました。

まず、市民球場、テニスコート等の使用料の引き上げによる増収分、特に従来からある施設の増収分と値上げの基礎についての質問に対し、既存の市民球場、光明池運動場の使用料の増

収分は237万円である。また、引き上げの基礎については、光明池球技場は、既存の施設と同一種目が主な施設であり、統一的な運営を図っていきたいということから、新しい球技場と同額に改定した。

なお、テニスコートについても、近時の社会経済情勢から新設分に合わせて改定するものである、との答弁がありました。

なお、これに対し、野球場は、建物と違い格差はないとはいえ、実際整備も違うので、その点よく考えられたい、との意見がありました。

住宅使用料8,488万9,000円は、改良住宅と一般との内訳、割り増し料金は含まれているか、また、明け渡しをしてもらいためのとりあえざる措置といわれるが、明け渡しをしてもらえない場合はどうか、について質問があり、一般市営住宅分2,287万2,000円、改良住宅分6,194万7,000円、丸笠団地分180万3,000円、この合計額が調定見込みで、その98%を計上した。

割り増し料金の取り扱いについては、高額所得者は、やはり明け渡しをもらうのが基本である。しかし、即座にはいかないので、ねばり強い説得の中でやっていかざるを得ない、との答弁がありました。

なお、これに対し、割り増し料金は高額所得者はそれとしても、徹底した行政指導が先に行くべきである。やはり根本的には、市営住宅そのものの絶対数が足りないことであり、今後の問題としての見解について再度の質問に対し、府住宅供給公社、和泉市域4団地造成の時も府営住宅の積極的建設を働きかけた経過があり、そうした公営住宅の必要はいまも持っているが、基本的には、新たに用地を求めて市営住宅を建設するという方向までは、現時点では考えていない。既存市営住宅の老朽化については、その地域の再建計画を中心に考えていきたい。

また、中央丘陵開発の中でも当然、府営等の公営住宅を積極的に受け入れていく考えである。現状、そうした考えに立たざるを得ない窮状を理解賜りたい、との答弁がありました。

次いで、保育所保育料引き上げの理由、引き上げ幅、増収見込み、D12階層の現在人員等の状況及び同和保育料についての考え方などの質問に対し、改定の主な理由は、超過負担が57年度決算で10億5,700万円となっていること。また、国の保育料基準が毎年改定されており、本市としても、昨年度は改定を見送っている事情によるものである。改定幅は、おおむね7%、金額にして2,200万円。

同和保育料については、府下各市町村とも一定していない。その決め方も統一していないので、当面、従来からの経過を踏まえつつ、阪南4市と歩調を合わせていきたいと考えている。

D12階層を五つに細分化したこと、その人員の内訳について説明がありました。

なお、同和園保育料については、協議が成立するまでは値上げできない。一般園は、説明だけで見切り発車であり、やり方の違いは今後のこともあり十分検討されたい。また、今回、本当の値上げの合理性という意味でと、再度の質問に対し、超過負担の実態から国基準いっばいの徴収が当然だが、一定の配慮として、前年度国基準の90%という考えであり、本市財政実態等、受益を受ける御父兄の負担もぜひ協力いただきたい、旨の答弁がありました。

以上で一般会計予算並びに関連議案の質疑を終わりました。本件の原案どおり可決をお諮りいたしましたところ、一般会計予算と関連条例案全部を一括しているので反対する、との意見があり、採決の結果、賛成多数により議案第6号並びに関連議案5件は、いずれも原案どおり可決いたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計予算の審査に入りました。

まず、国民健康保険料は増額になっているが、その要因は何か。2点目は、減免規定を制度化すべきではないか。また、減免規定で救済し得ない特別の事情がある場合は、市長の裁量でもって減免してはどうか。3点目は、一般会計からの繰入金について、他市の状況はどうか、との質問に対し、59年度は、料率等の改正は行っていないため、所得割及び資産割の自然増である。

2点目の減免については、実態を十分把握した上で、本当に生活が苦しいとのことであれば、その点は特に配慮してまいりたいと考えている。

また、一般会計からの繰入金については、阪南各市の状況を市ごとに説明があり、なお、本市も今後、繰入金の増額をするよう要望と意見があり、質疑を終わりました。

本会計予算の原案可決をお諮りいたしましたところ、反対意見がありましたので、採決の結果、賛成多数により議案第7号は原案どおり可決いたしました。

次に、老人保健事業、公共用地先行取得事業、公共下水道事業及び和泉中央丘陵整備事業の4特別会計予算を一括して審査に入り、まず、老人保健事業特別会計については、前年度と比較して減額予算となっているが、その理由、及び一部負担金の歳入について、市の会計を通るのか、との質問に対し、本会計予算の減額理由については、対象者の受診率の減少が主たる理由であること。また、一部負担金の歳入については、市の会計で収入していない、との説明がありました。

また、和泉中央丘陵整備事業特別会計については、まず、今後の業務内容、職員数及び事務所の位置について質問があり、直接買収業務はしないが、買収に係る調整及び事業調整等が主たる業務となる。

職員数は、予算上10名であるが、実配置職員数は調整中であり、また、事務所の位置も現

在検討中である、との答弁がありました。

さらに、今後の本開発事業に対応すべき組織体制について質問があり、大きなプロジェクトであるため調整機能は重要であり、現時点では、現在の組織は存置する方針であるが、さらに検討したい、との答弁があり、質疑を終わりました。

以上、特別会計予算4件について原案可決をお諮りいたしましたところ、老人保健事業特別会計予算については反対である。他の3特別会計予算については異議がないが、一括しての採決であるのでやむなく全部を反対せざるを得ない、との意見があり、採決の結果、賛成多数により議案第8号から議案第11号までの4議案は、いずれも原案どおり可決いたしました。

次に、水道事業会計予算について、過般の一般質問に係る答弁要旨に関連して、まず、昭和59年度に限っては、料金値上げは行わないとの方針だが、据え置き期間はいつまで可能か。次に、伏屋町の雇用促進事業団住宅の個別検針については、市と同事業団との給水協定締結当時と現況とは異なるので、市としても、他市の実態を把握した上で調整を図るべきではないか。第3番目に、福祉料金導入の考え方がないか、との質問に対し、まず、料金据え置き期間の目標については、昭和59年度のみ限定していない。基本的には、経費増は、徹底的な企業努力で吸収していく方針だが、水道事業の経営収支は、天候または経済変動により影響する要因が大きいので、努力目標としては一定期間を考慮しているが、現段階では明確にしがたい。

また、雇用促進事業団住宅は、現在、親メーター方式であるが、各戸検針方式に移行するには集合メーター方式に切り換える必要があり、これに伴う設備改造費の負担問題をめぐり同事業団と折衝を重ねたが、予算の裏付けられない事情によって現在に至っている、旨の説明があり、さらに、福祉料金導入については、独立採算制を前提とした公営企業経営の立場から理論的にも無理があり、現段階での導入は至難である、旨答弁がありました。

このほか現行基本料金の細分化についても質疑があり、一定の考え方が示される中で、公共料金制度の維持を図るには、一般会計から繰り入れ増額措置をもって対処するより要望があり、審査を終わりました。

原案可決をお諮りいたしましたところ異議なく、本議案第12号は原案どおり可決いたしました。

次に、昭和59年度病院事業会計予算について審議に入り、まず、病院の駐車場は狭隘であり、見舞い客や外来患者は路上駐車し駐車違反が多くなっているが、これらの管理運営についての考え方はどうか、との質問に対して、一応、御迷惑をかけていることは十分理解しているので、新年度から病院に関係のない一般の駐車を締め出すよう管理体制を強化し、また、粉河線側の出入り口の整備と中央線側については、中央線の片側にパーキングメーターを取り付け

られるよう警察にも要望している、旨の答弁があり、このことについて、路上のパーキングよりも駐車場の確保に全力を傾注されるよう意見があり、そのほか薬価基準の引き下げによる減収はどの程度か、また、7月から実施されるであろう社会保険法の一部改正に伴い、被保険者の1割負担の導入により、患者の待ち時間が長くなると思われるが、その窓口事務の対応並びに病院会計の財政健全化についての質問については、薬価基準の引き下げによる減収を約1億5,000万円程度見込んでおり、また、待ち時間の短縮については、コンピューターの能力アップと窓口業務の強化を図ってまいりたい。

また、財政健全化については、累積欠損金は、昭和57年度末決算額で25億8,900万円、不良債務の額12億7,600万円で、企業債元利償還金も多額なものであり、財政再建は、現下の診療報酬体系の中では至難であります。今後、さらに診療内容の充実と経費節減を図りつつ不良債務の解消に努力する、旨の答弁があり、待ち時間の短縮及び財政健全化について努力されるよう要望があり、審査を終わりました。

原案可決をお諮りいたしましたところ異議なく、本議案第13号は原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、当予算審査特別委員会に付託されました議案第6号「昭和59年度和泉市一般会計予算」ほか12件の審査の結果並びに経過の概要であります。各委員より積極的なかつ、多くの質疑がありましたことを付言申し上げ、報告を終わります。何とぞ速やかに本報告どおり可決せられんことをお願い申し上げ、私の報告を終わります。

- 議長（池田秀夫君） ただいま委員長より詳細なる報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは、これより討論を行います。まず、反対討論から願います。

- 10番（天堀 博君） 私は、共産党議員団を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に対し、反対の立場を表明いたします。

まず、一般会計予算であります。いま、自民党政府は、臨調にせ行革をどんどん推し進み、特に地方自治体に対しては、地方交付税の削減あるいは起債の制限等、そして、職員の給与改定への財政制裁措置などの介入を行ってきております。地方自治権そのものの破壊を行っているわけであり。また一方、国民の暮らしは、政府の軍事優先、財界、大企業本位の政治のもとで、ますます暮らしにくくなってきている状況であります。

地方自治体は、そのような苦しい状況のもとでも、自治権を守り、市民生活を守る立場に立

って、自治体としての主体性、自主性を貫く姿勢をとるべきであると考えます。しかし、これは池田市長3選後の初の本年度予算でありますけれども、そうはなっていない、いまの中曽根自党内閣に追従した行政姿勢そのままに、中身の薄い、真に市民の立場に立たない形ばかりのものになっておるのが現状であります。

その中身についてであります。市長が市政方針の中で別段に取り上げて述べられている各施設や主要な施策などについてであります。コミュニティセンター、池上地区における保育所、サンライフ和泉、光明池球技場、屈折はしご付消防自動車等々は、そのすべてが他の公共団体からのもらいものや民間からの導入であります。特にコミュニティセンターにつきましては、当初から進めてきた構想が、福祉会館をも包含した総合会館でありながら、国、府の補助対象にならない等の理由で福祉を後回しにし、防衛庁の基地周辺整備の民生安定施設としてのコミュニティセンターを総合会館の第1次分としておりますけれども、市長の自衛隊との共存共栄の姿勢の危険性とあわせて、第2次分の福祉会館建設との相関性も見通しもないということでは、日ごろ、福祉の重要性を口にされる市長でありますけれども、福祉都市指定に向けての国への働きかけの不足等とともに、これは口先だけのものとの批判は免れないであります。そう考えるわけであります。

さらに、府企業局からもらい受けた光明池球技場の開設に当たって、今度は、それに合わせて各運動施設の使用料値上げを行ったり、民間、公共団体への管理委託の方向を進めること。そして、芸術文化費を設けたと言いながら、それらのほとんどが他の科目からそのままのライド等であったり、それらを明らかにすればするほど、本予算が一本筋の通った自主性、主体性のあるものにはほど遠いものであることがはっきりしてきております。

さらに申し上げれば、保育所や市営住宅の家賃の実質的な値上げ、そして、くみ取り料金の一部や墓地使用料の値上げなど各種料金の値上げを行い、同和行政につきましても、新法のもとでの見直し是正を行わずに、各種給付金制度等の施策はもとより、改良住宅建設などの事業に問題が大きく残ったものとなっております。また、今回、新大阪タクシー券の割当購入が明らかになったわけでありましてけれども、それらの同和行政施策は、依然として解同の言いままの行政が続けられているところに大きな問題、主体性のなさがあります。

町づくりの行政についても、「広報いずみ」などで大々的に報じ夢を振りまいておるものの事業主体が住宅・都市整備公団であることも含めて、全く他力によって事をなそうとするところから、市の主体性、市民の声が反映しにくい状態になっている中央丘陵開発であり、また、既存の、特に阪和線沿線の町づくりが放置されているという危険性があります。

申し上げれば切りがありませんが、以上述べた理由によりまして、本年度一般会計予算につ

きましては、反対を表明いたします。

次に、国民健康保険事業特別会計であります。総体的には、以前に総所得方式を導入し、さらには、昨年度に料率改定で値上げを行い、保険料そのものが高いうことが大きな問題であります。さらに、一般会計からの繰り入れが、本年度も他市に比べてまだまだ少ないこと、あるいは政令減免以外の申請による減免制度が確立されていないことなどにより、本会計にも反対をいたします。

次は、老人保健会計であります。老人保健法そのものが、社会保険の1割負担や保険制度改悪の突破口になったものであります。一部負担に伴う種々の問題もあり、これも反対をいたします。

公共用地、公共下水道、中央丘陵の各会計につきましては、特に問題がありませんので、賛成を表明いたします。しかし、中央丘陵につきましては、町づくりという点での問題が多く含まれておりますが、会計そのものに問題がないということから、賛成をするわけであります。

次に、水道会計であります。企業努力により府営水の値上げにもかかわらず料金値上げを行わないこと、さらに、今後もその努力を続ける点などが表明されております点からも賛成をいたしますが、福祉料金の導入等の検討、促進を重ねて要望するものであります。

最後に、病院会計であります。公立病院として市民の生命と健康を守る立場を貫けば貫くほど、病院経営そのものが大変なものになるのが原点であります。不良債務が多額になってきており、それらの解消に努めること、累積欠損金をふやさないことなど、以上の努力を要望して、これも賛成を表明いたします。

関連の諸議案につきましては、「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び「和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について」は、その両方とも値上げの算出基準の根拠がはっきりしない、非常に薄いものであります。いろいろ問題が含まれており、さらには、市民負担を強めるものでありますので、これは反対をいたします。

「和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について」は、賛成をいたします。

「和泉市立運動施設条例制定について」は、条例そのものの設置については賛成であります。第2条の管理の面におきまして、公共団体に委託することができる、となっている点があります。今後、その方向を進めていくとの答弁等もありましたので、これは非常に問題点が多く含まれていると思います。そのためこの点につきましては、保留の態度といたします。

「和泉市福祉基金条例制定について」は、これは今後の運用を適正にしていくということを前提にして、賛成をいたします。

以上が私どもの立場であります。委員長報告は一括してのものでありますので、共産党議

員団としては、委員長報告そのものに反対を表明いたします。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、賛成討論を願います。
- 23番（田中昭一君） 私は、昭和59年度予算並びに関連議案に対し、賛成の意見を述べたいと存じます。

本市財政は、昭和57年度において8年ぶりに実質収支が黒字に転換し、念願の累積赤字の解消が図られたことは、市民各位の理解と協力はもちろんのこと、理事者の地道な努力が伺えるものであります。

昭和59年度本市の予算は、国の行財政改革と超緊縮予算の中にあり、地方財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況のもとで編成されております。予算の内容では、教育施設整備を初め、保健センターの建設、コミュニティセンターの建設に向けての準備など、生活環境の整備、また、各種の都市基盤の整備にも限られた財源の中、これらの整備促進が積極的に図られております。

他方、一部の公共料金などの引き上げについては、種々議論があったところですが、現状における管理運営経費のコスト高のため、受益の範囲において、一部使用料につき応分の負担を求めており、また、保育所運営経費の年々増大する超過負担の実態に照らし、保育料徴収基準の改善については、やむを得ない範囲のものと考えます。ごみ、し尿の各家庭に対する収集に伴う業者への委託などの経費の値上げ分については、市の負担で吸収するなど一定の努力も払われております。その他老人福祉対策並びに福祉施設の向上にも努めようとする姿勢が反映されておるものと評価するものであります。

本市の財政は、累積赤字を解消したとはいうものの依然として財政構造自体は硬直化しており、また、地方交付税等の減額による財政実態は、非常に厳しいものであると思われまます。今後、ますます増大する市民の多種多様な行政需要に対応し得る財政秩序の確立を図るよう、強く理事者に要望するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計については、保険料は据え置かれておりますが、今次国会で審議されておる保険制度の改革に伴う国庫負担割合の問題など、国保会計に及ぼす影響が注目されるところでありますので、引き続き財政の健全維持に努められることを期待するものであります。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計につきましては、将来、調和のとれた町づくり達成に今後の事業の推進がなされることを強く要望するものであります。

その他特別会計並びに水道事業及び病院事業の企業会計についても、適切な予算であると思考いたします。

以上、昭和59年度一般会計、特別会計及び企業会計並びに関連議案に対し賛成いたすものであります。

- 議長（池辺秀夫君） 以上で討論を終わります。

それでは、採決を行います。日程第1より第18までを予算審査特別委員長報告どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数であります。よって、議案第6号より第18号までは、委員長報告どおり可決することに決しました。委員の皆さんには連日の御審議、本当に御苦労さんでございました。厚く御礼申し上げます。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第14「和泉市基本構想の策定について」を議題といたします。

本件につきましては、去る2月、第1回臨時会において総務委員会に付託され、その後、閉会中に慎重御審議をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を直村総務委員長より報告を願います。

（総務委員長報告）

- 総務委員長（直村静二君） 昭和59年2月23日開会の第1回臨時会において、当総務委員会に付託されました「和泉市基本構想の策定について」、去る2月28日と3月19日の2回にわたり委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果の概要について、取りまとめて御報告申し上げます。

まず、審議の進め方については、基本構想（案）の内容を再度、理事者より説明を受けることにいたしました。

次に、2日間を通じて質疑の内容は、まず、和泉府中駅前周辺開発に関連して、現在の駅前商店街のように高級品が多くわれわれ市民のものではない、日用品が少ないような街を形成してもどうにもならないのではないか。駅前開発は、商人もその気にならなければ、市も莫大なる負債をかかえる事態に追い込まれるのではないか。地場産業の振興も、綿布業が斜陽化し基礎産業でないだけに理解しにくい。

また、現在の同和施策は、たとえば非常勤嘱託員を解放同盟に業務委託をしていることがわからない。また、各種補助・給付金制度などをやっていることと、本基本構想に書かれていることがマッチしないのではないか、などに対し、駅前再開発は、実際問題大変な事業であることは理解しているが、これを総合計画の上でなおざりにするようなことはできないと考える。

民間活力も導入という官民共同の手法も考えられ、ただ、どういう手法、形でやるかは、かなり期間をかけて検討する必要がある。

地場産業、特に繊維産業、綿、スフ工業もどうすれば活性化するかは、いろんな情勢の変化等と、他の業種、新産業も総合的な面で行政もこれにタイアップして、十分時間をかけながら検討が必要である。

同和行政の推進については、過去いろんな経過を踏まえながら進めており、人権を尊ぶ同和行政を進めてまいりたい。少なくとも、正しい道に沿うべく努力はしているものである、との答弁がありました。

なお、総括して再度の説明として、府下4番目の面積を持つ本市のこれからのあり方を考え、昭和70年、人口20万人の目標設定をした構想の基本的な考えであり、審議会でも種々意見を踢ったところである。これからの行政の方向づけとしてはいかにあるべきか、いかにあらゆる点で調和を図っていくかが、これから21世紀に向けての行政の基本姿勢でなければならぬのではないか。中央丘陵が促進していく中、あるいは空港関連も必然的に出てくるが、府中中心が、いかにして山間部と調和をとっていくのかという課題、府中駅周辺も過密した市街地、いろいろと問題があり、行政でリードしながらも、民間のエネルギーや活力も十分活用しながら、再開発の取り組みも年次的にやらなければならない。

泉北鉄道延伸、道路を縦横にとる中で、計画性のある町づくりを進めていきたい。繊維産業も構造的な問題であるから、地場産業を守り発展させていくか、公害の少ない付加価値の高い新しい産業の誘致も図る必要がある。

同和問題も国民的課題の中、種々指摘、意見を踏まえながら、計画を立て着実に進めていきたい、旨答弁がありました。

次に、総合計画審議会の答申の内容と結果はどうであったか、の質問に対し、前後7回にわたって慎重に審議され、その結果四つの意見をつけ、原案どおり答申をいただいた。

なお、四つの意見として、その項目は①変化への対応②全市的に均衡ある発展③市民参加の推進④重点的、効果的施策の展開、であるとの説明がありました。

次に、人口20万人となるならば、いまの火葬場では不足する。場所については触れられていないが、ぜひ場所については考えてもらいたい。

道路計画では、池上下官線、上伯太線、近畿自動車道などは、信太山自衛隊演習場内を通っているため演習場として価値が低く、また、都市機能から言ってマイナスである。よって、緑地とし、自然公園など払い下げも含め、やはり将来計画として構想に入れるべきでないか。

また、現在行われている同和行政では、地域改善対策特別措置法の問題である運営をしても

りたい。周辺地域との一体性の確保は守るべきであり、公正な運営を期すことが大事であるが、それが考慮されていない。

また、中央丘陵の開発によって既存住民が犠牲にならないように、均衡ある町づくりを行うという点で物足りない。

新空港問題では、和泉市ではメリットは少ない。そう簡単に波及効果は期待できないのではないか。なお、これに関連して、先端産業の導入は、空港ができてから簡単に何でも来るとは思わないが、との質問があり、まず、火葬場は市民に受けにくい施設であり、また、規模、場所は未検討であるが、公設のものを市民ぐるみで検討を加えていかなければならない。

自衛隊演習場は、市民の憩えるような利用を考えており、払い下げについては、いまの国の方針ではできないが、自然的な緑を残しておく中で利用していきたい。

同和行政については、何とか環境改善を成し遂げ、人権の尊重される差別のない和泉市をつくっていく心構えである。

中央丘陵開発は、周辺地域とのいかにして調和のあるものにしていくか、地元の意見、議会の指摘も聞きながら、鋭意努力していきたい。

空港問題は、本市も後背地として、産業文化両面にわたる本市とのつながりを十分調査し、国、府、市との協議の中でやはり文化的な施設あるいは産業にしても、本市の立地条件から内陸型の付加価値の高い先端企業の誘致についても模索し、今後とも考えていきたい、とそれぞれ答弁がありました。

そのほか本構想の六つの柱を突き詰めれば、「健康であって」「生活が豊かである」、この2点に尽きるのではないかと。わが子、孫への時代を見越しての構想であり、これだけ成長してきたこの社会、道路網一つにしても、実現可能なところは、やれるものから先にやるべきであり、計画倒れにならないように、これからの農業も専業農家がほとんど減っていく。地場産業も考えていかなければならない。特に本市は重工業はないが、準工業地帯というような一角も必要ではないか。そこに働ける場所もできる。道路交通網、そして働く場所、中央丘陵でも技術的な学校も必要である。やはり働きがいがあり、生きがいのある、市民が平等に公平に進める構想を考えてもらいたい、との要望がありました。

さらに、各界の知識人が6回、7回と審議されてきた総合計画であり、これは尊重せねばならないのではないかと。それぞれの分野において審議する中でも問題も出てくると思うが、綿織物一つにしても、いまは織機1台1,500万~2,000万円もするものを使って、新しい分野に挑戦している業者もある。地場産業の活性化ということもあるが、企業自身がわれわれよりも真剣に考え、地場産業の発展に努力している。そういうことも考えた上で進めていくべきで

ある。審議会でこれらのことも十分踏まえて出てきた言葉だと思ふ。また、道路網の1日も早い完成、これが一番住みよい街づくりとなる基本的なことだと思ふ、との意見がありました。

なお、これからの取り扱いはどうしていくか、に対し、本基本構想が議会の賛同を得られた上は、基本計画に基づき、3年を一つのサイクルとして別途実施計画を策定し、予算化により徐々に実現し、実施していくことになる。また今後、審議会で付された意見も十分尊重しながら行っていきたい、との答弁がありました。

以上で質疑を終りました。

次に、付託案件の審議を終了し、議会に報告することをお諮りいたしましたところ、異議なく本件を原案どおり可決いたしました。

以上が、当総務委員会に付託されました審査の概要であります。したがって、本議会に報告申し上げましたので、本案を議了されんことをお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。委員長報告に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。本件を総務委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 8番（原 重樹君） 一言、共産党議員団を代表いたしまして、意見を申し上げておきたいと思ひます。

基本構想総合計画につきましては、いまの委員長報告の中でも指摘しておるように、中央丘陵開発の問題につきましては、既存住民が無視されないこと。そして、信太山演習場の払い下げについても当然、行ふべきだと私たちは考えております。都市計画にも入れるべきだと考えております。さらに、同和行政につきましては、62年で時限立法も終了することが予測されますけれども、いまこそ、公正な市民合意の同和行政の確立が望まれます。しかし、この点で基本構想は、まことに不十分なものになっております。しかし、基本構想には、一定の市民要求等も入れられておりますので、あえて反対はいたしませんけれども、先ほど申し上げました点を特に今後とも指摘をしていくつもりでおります。

以上、意見として申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号は委員長報告どおり可決することに決しました。委員の皆さんには慎重御審議、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第15「和泉市土地開発公社昭和59事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第 1 号

和泉市土地開発公社昭和59事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和59事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和59年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第 1 号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（財政状況の公表等）

第243条の3 略

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人⁽¹⁾について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。⁽²⁾

注(1) 「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

注(2) 「政令で定めるその経営状況を説明する書類」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条に規定する書類すなわち当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告の説明を願います。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（内田 繁君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第1号「和泉市土地開発公社昭和59事業年度事業計画」について御説明申し上げます。

公社の運営につきましては、平素から格別の御指導、御鞭撻をいただき、公社財政の健全な運営の効率化に鋭意努力を重ね、取り組んでいるところでございます。今後とも一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昭和59事業年度和泉市土地開発公社の事業につきましては、先に御議決を賜りました昭和59年度和泉市一般会計予算執行方針に基づきまして策定いたしましたものでございます。それでは、その内容の御説明を申し上げます。公社予算の1ページでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収入支出の総額及び款、項の区分とその金額を定めるものでございまして、予算総額は、収入支出それぞれ85億4,000万円とし、その内訳は、第1表のとおりでございます。前事業年度当初予算と比較いたしまして、9億1,220万円の減額で、9.6%の減となっております。

第3条は、借入金の限度額を定めるものでございまして、一般会計の債務負担と債務保証に基づき、事業執行に必要な資金を借り入れにより調達するもので、本年度は、限度額を64億3,000万円と定めるものでございます。

次に、事業計画について御説明申し上げます。13ページでございます。

まず、公共用地先行取得事業計画でございますが、和泉市の委託事業分といたしまして、環境改善整備事業に係る改良住宅、道路等の用地として、18,297.93平方メートルを16億5,113万5,000円で取得する計画でございます。また、一般公共事業では、上代伏屋線、唐国池田線及び公有地の拡大に関する法律に基づきます買い取り用地等で、7,320平方メートルを3億6,870万円で取得する計画でございます。以上、先行取得合計は、面積では2万5,617.93平方メートルを20億1,983万5,000円で先行取得する計画でございます。

次に、公社におきましてすでに先行取得いたしております用地の譲渡処分計画でございます。14ページでございます。

一般公共事業で葛の葉尾井千原線、信太16号線、泉大津阪本線ほか1線、忠岡池公園、水道事業施設用地等で7,050.46平方メートルを7億2,679万8,000円、環境改善整備事業の改良住宅用地等4,404.90平方メートルを9億1,049万1,000円でそれぞれ和泉市へ譲渡する予定でございます。岸和田南海線用地2,114.90平方メートルを1億9,087万

5,000円で大阪府に譲渡する予定でございます。また、公共事業用地等取得に伴います代替地、換地対策事業用地1,264.67平方メートルを1億円で権利者へ、一般処分用地は、2,058.90平方メートルを1億7,852万7,000円で売却処分を予定いたしております。以上、当事業年度に譲渡処分予定の合計は、面積では1万6,893.83平方メートル、2.1億6,69万1,000円と相なっているわけでございます。

次に、造成事業計画についてでございます。15ページでございます。

本事業年度は、1事業のみでございます。面積が4,874平方メートル、事業費は、9,748万円の計画でございます。この内容は、幸・王子共同墓地整備工事でございます。これは前年度に事業計画をいたしました。が、墓地等の調査の複雑化と相まちまして、用地買収等の遅延等があるため事業着手がおくれ、新事業年度に再度、事業計画の造成等の事業を行うものでございます。

引き続きまして、これら事業を執行するために必要な予算の大綱について、事項別明細書により御説明申し上げます。まず、支出の部から説明いたします。6ページに戻っていただきたいと思っております。

第1款 事業費といたしましては、和泉市の委託による先行取得事業でありまして、環境改善整備事業用地、一般公共事業用地並びに土地造成の経費といたしまして、2.1億3,181万5,000円を計上いたしました。前年度当初予算と比べまして、マイナス4億3,497万円、16.9%の減となっております。

第2款の管理費でございますが、7ページでございます。これは用地取得業務及び財産管理業務に関連した経費で、職員の給与費、財産管理諸経費として9,758万4,000円でございます。

次に、10ページの第3款 借入金償還金といたしまして、63億760万1,000円を計上いたしました。うち元金償還53億5,700万円、支払利息9億5,000万円となっております。

第4款 予備費は、前年度と同じく300万円を計上いたしております。

以上により支出予算合計85億4,000万円と相なるわけでございます。

引き続きまして、この支出予算を賄います収入の部について御説明いたします。また、4ページに戻っていただきます。

第1款 事業収入は、先に御説明申し上げました事業計画に基づく土地建物等の売却収入として、2.1億6,69万1,000円を計上いたしておりますが、なお一層収入の増加を図るべく、関係機関等と協議を重ねてまいりたいと存じております。

第2款 借入金は、事業執行のための必要な資金並びに支払利息等新規に借り入れる予定でございまして、64億3,000万円計上いたしております。

5ページでございますが、第3款 事業外収入は、預金利息及び雑入33,099,000円を計上いたしております。

以上、収入合計85億4,000万円と相なり、収入支出予算の合計は、同額でございます。

なお、12ページに資金計画、16ページ以降には、予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付させていただいておりますので、御参照賜りたくお願い申し上げます。

なお、58事業年度における予定損益状況は、関係各位の絶大なる御協力を得ました結果、おかげをもちまして総合収支面では、単年度1,188万円の収益が見込まれることになっております。この要因は、経常収支勘定における公共事業関係の買い戻し額の増加に伴う付帯事務費の増並びに人件費負担の年次の軽減等が容与するものであるとしております。しかしながら、なお繰越欠損金は8億4,122万6,000円と、公社経営は依然として厳しい財政事情下にあります。さらに、59事業年度におきましては、引き続き年次の人件費負担の軽減に努めてまいります。事務費対象事業費の減少が見込まれますので、目下のところ、2,619万9,000円の経常損失が予定されるわけでございます。なお一層買い戻しの促進と冗費の節減等により、経常収支の改善を期してまいり所存でございます。今後とも、保有資産の早期効果的処分と経営健全化に向け一段の努力を尽くしてまいり所存でございますので、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、報告第1号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○ 9番（直村静二君） 2、3点お聞きしたい。

一つは、この赤字ですね。本年度は何とか黒字が出た。ところが来年度、59年度の貸借対照表では、さらに2,619万円の赤字が出る。だから、累積赤字がふえますわね。常々、何とか解消したいということですが、この解消策についてはどうするんか、考えとかんとあきまへんな。つまり、買い戻しについての人件費その他のパーセンテージを上げて買い戻していくということを改めてきちんとしてもらわんといかん。せっかく黒字が出たが、いや、もう来年度は2,600万円の赤字が出てくるというのは、議会を軽視していると思いますので、これが1点。

それから2点目は、青少年グラウンド用地の売却ですが、これはすでに相手方と契約をして代金は全部もらってるんですか。そして、シリブカガシの問題がどのように解決したのか、その点をお答え願いたい。

3点目は、池上下宮線ですが、公社が持ってるんですが、これはいつ大阪府に買い戻してもらうんか。先般来、私はこの問題を追及したら、府と市が協議して、ということで、いままでは責任のなすり合いだったのが、今度はきっちりします、ということでしたが、具体的には池下線は、府がいつやってくれるんか、いつ買い戻してくれるのか。また、はっきり言うて、池下線の用地を一番最初に市が買ったのは昭和何年か、その点をあわせてお答え願いたい。

以上、3点。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（内田 繁君） まず、累積赤字8億4,200万円ですが、59年度事業でまた2,000余万円の赤字が出てくるということで、これの解消策をどのように考えておるか、ということでございます。累積赤字の問題につきましては、やはり58事業年度決算見込みといたしまして、先ほど申し上げましたように、8億4,100万円程度の赤字が出る見通しでございます。このうちの経常赤字分が約50%占めているわけでございます。経常赤字対策が、われわれとして当面の中心課題でございます。単年度収支の改善もあわせて、経常赤字の長期解消ということを目前にいたしておるわけでございます。いわゆる目標年次でございますけれども、一つは、今後の買い戻し額がどの程度変化していくかという要素によってかなり変わってまいります。したがって、現在の段階では、買い戻し額を計画固定化して、それらのもとに試算をやってございます。そういうことで目標については、まだちょっとここでお示しはできませんが、早い時期に解消にもっていくように努力したいと思っております。

また、その他の赤字要因でございますが、それらにつきましても、経常収支対策と並行いたしまして、改善策を掘り下げて検討していくということで現在、やっておるわけでございます。赤字の解消策については、以上でございます。

次に、シリーブカガンという問題が出されてまいったわけですが、これにつきましては、現在の状況を申し上げまして回答にかえさせていただきたいと思っておるわけでございます。

昨年来、信太の森のシリーブカガンを守る会の代表者数名と数回にわたりまして話し合いを持ち、これを進めておるわけでございます。その話し合いの内容を簡単に申し上げたいと思うんですが、公社側としては、進入路ルートを決めたいきさつ等をまず説明をいたしました。本用地の処分に際しての最大のネックは、やはり進入路問題であるということで、これらの検討期間は、相当の年月を要したということの説明をいたしました。また、開発許可の条件といたしましては、幹線道路に接続し、かつその関係する道路は、幅員7メートル以上確保するということになっております。その条件に照らし合わせまして、おおむね当時、5本のルートに

ついて検討してきた中で、この聖神社のルートが最短距離であって、実現の可能性が大であるという判断のもとに、用地買収、土地の交換等の一定のめどがつきまして、契約に踏み切ったという経過を申し上げたわけでございます。

また、公社独自の立場で実態調査をいたしまして、その内容の説明に触れてやったわけでございますが、この聖神社のシリブカガシは全体が衰退期にきており、保護の困難性が見られるように調査の結果わかってきました。それには相当の再生保護を要するということが判明したわけでございます。また、シリブカガシに対する影響度というものも調査の結果、全体の1割程度であるということ、また、移植も可能であるということも申し上げたわけでございます。結論的には、公社としては、開発と保全の接点を求めながら、その調和を図って対処していきたいということで臨んでまいりました。

守る会側としては、調和を図るならば、進入路のルートを変更してはどうであろうか。すなわち、現在のルートの反対側につければいいんじゃないか、影響はなくつけられるんじゃないか、ということでございます。これにつきましては、反対側に幹線道路が一つも通っておりません。これは開発許可の条件からはずれてくる、いわゆる許可が出ないということも申し上げてきたわけなんです。守る会側としては、現在の道路によってシリブカガシの混成林が分断されれば生態系がはずれ、森全体が破壊されるんじゃないかと反発をされておったわけです。

そういうことで現況の話し合いは、平行線をたどっておる現況でございますが、いずれにしても、今後私たちは、この開発許可の時期を踏まえながら最終的に話し合いをし、決着をつけてまいりたいと考えております。これは経過等で回答にかえさせていただきたいと思っております。

それから、3点目の池上下宮線の問題でございますが、これの事業執行状況については、市の関係部局からもお答えをしていただきたいと思います。公社に係る先行取得と買い戻し条件について御説明させていただきたいと思っております。

毎年度の決算書類報告事項におきまして、御報告申し上げているわけでございますが、昭和47年度ごろより先行取得に入っていたわけでございます。現時点における状況から申し上げますと、先行取得いたしましたのが、総面積6,903平方メートル、帳簿価格が6億7,100万円となっております。これが昭和50年度から買い戻しが始まりまして、この57年度はございませんでしたが、そういうことで買い戻しをお願いしていただきまして、現時点では、面積では4,743平方メートル、譲渡価格では、これは物件補償等も含め3億1,600万円が買い戻しをしていただいております。先行取得分の全体の69%を買い戻しをしていただいたわけでございます。残りにつきましては、大阪府に対しまして、早期に買い戻し方を強力に要請

をいたしております。早い時期に買い戻しをお願いしたいということで努力をしておる状況でございますので、私の方の公社関連の問題につきましては、以上でございます。

- 9番(直村静二君) 聞いておってさっぱりわからない。58事業年度は、1,000余万円の黒になるんでしょう。そして、59年度はまた、2,000余万円の赤になるということですね。差し引き赤字がふえるんですけど、累積赤字がね。漠然と数字をポツポツとあげてあるだけかとなります。これは局長じゃなく市長の答弁を願いたいが、そんなことではあかんのと違うの。58年度は黒であけておいて、それが来年度はまた赤字やという。これは市長の早急に赤字を解消する、ちょっとでも早く赤字をなくしていくということに反してるんじゃないか、これが1点。

それから、シリブカガシのことを聞いたんじゃない、それも聞いたが、相手方からお金をどれだけでもろうたんかですよ。ええ値で売れて、われわれに賛成せよ、賛成せよ、と言って賛成させられたが、お金はどれだけ入ってるの。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(内田 繁君) まず、59年度で2,600余万円の赤字が出るということですが、これはあくまでも……。
- 9番(直村静二君) それはよろしい、市長に聞いているから。後の問題について。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(内田 繁君) 2番目の青少年グラウンド用地ですが、電気通信協会の方に買っていただいたわけですが、これは契約時点で一応、手付を打ってもらいまして、それから、いろいろ事前協議等が終わった時点で半額をいただくということで現在、2億2,500万円を収入しております。
- 9番(直村静二君) あと何ほもらうの。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(内田 繁君) 2億2,500万円です。
- 9番(直村静二君) そうすると、58年度の予算の関係で1,000余万円の黒字は、収入の確定として会計上あげてあるわけですね。現在、まだ半額はもろうてないということですから、これを59年度にもろうたらどういう計算でいくの。何か問題があるんですか。それをきっちりしてください。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(中辻寿一君) ちょっとお答え申し上げます。
ただいま局長がお答えしました数字でございますが、5億5,000万円で売っておりまして、その半額の2億7,500万円を収入いたしております。残額の2億7,500万円は決算上、未収金として処理させていただいております。
- 9番(直村静二君) 会計上は未収金としてあげておけばいけるが、いつ片付くやらからない。私の言いたいのは、赤字をなくす、なくすと言いながら、赤字を放置してあることです。

いまのシリブカガシの問題でいつ金が入ってくるやらわからん。これは報告ですから、特別委員会できっちりと答えてもらうよう指摘しておきます。

池下線についての答弁もさっぱりわからない。どれだけ買ってるんか。買った分をどれだけ府へ渡してるんか。この問題は前から言っておったが、この買ってもろうた分で道路がどこまでつくんかわからない。いま、買った分の場所は、信太山の駅からどの辺までいってるんか。その辺を言ってもらわんと、いまの進捗状況を聞いただけでは、その調子でりまいこと早くいくんかと思いますが、問題になってるのは、信太山駅から岸和田南海線のところまで早く築造することが基本ですからね。その間で何%買ってきてるんか。府が責任を持ってしてくれるんかということを知りたい。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（内田 繁君） 範囲といたしましては、岸南から第2阪和国道の間におきまして、ごほう抜きみたいな形で先行取得しております。その中で全体では、私の方で抱えておいた面積が6,903平方メートル、帳簿価格にして6億7,100万円でございます。それを50年度から毎年わたり買い戻していただきまして、面積にして4,748平方メートルを買い戻していただいたわけです。残り2,160平方メートルですが、これを早い時期に買い戻しをお願いしたいということで現在、努力をいたしておるわけでございます。
- 9番（直村静二君） これは市長の答弁に入れてもらわんといかんが、府と市が協議して責任のなすり合いをしてもろうたら困る。これは強い地元の要望もあるしね。もう一度聞いておくれが、横山の方からこちらは信太山駅でしょう。その間で山手の方がよけいに買ってるんと違うんか。ごほう抜きといっても寸法がわからない。池下線全体の何%で、築造しようと思ったらどの辺が早いのか、もう少しきっちりと答えてもらいましょうか。
- 建設部次長（中上好美君） 工事に関連して建設部次長からお答えいたします。

議員さん御指摘のように、本道路は、大阪府の府道として計画決定をしております。したがって、事業主体は、大阪府ということになるわけでございます。

なお、用地買収でございますけれども、先ほど公社の方からお答えいたしましたように、さしあたっての課題としては、国道26号、いわゆる第2阪和ですが、そこから岸和田南海線の間を重点的に現在先行取得をし、その買い戻しをやっていたらということでございます。

事業化の方向につきましては、先ほど申し上げましたように大阪府がやるということですので、私どもといたしましても、できるだけ早くやってほしいということを常日ごろ、要望しているところでございます。ただ、大阪府としましては当面、和泉市の府道の建設につきましては、岸和田南海線を重点課題と考えておられるようでございまして、さしあたっては、用地取

得の方からやっていきたいという方向を私どもは聞いてございます。

以上でございます。

- 9番(直村静二君) 市長、いま答弁を聞いたけど、これはあかんぜ。この池下線の築造に関連して校区編成問題が起こってきてるんや。しかも、府の道路やという答えて、いま、府は力を入れへん、岸和田南海線を重点にしてるんやからというが、府がやる気はないということですか。60年がきたかて築造ができなかったら、また、問題が発生しまんがな。そう思わんですか。単に池下線が早いとか遅いとかを聞いてるんじゃない。最重点としてやってもらわんといかんとなってるんじゃないですか。府の方は、岸和田南海線の方が先や、そんな答弁をもらうて納得できまへんな。校区編成問題で右へ行くやら左へ行くやらわからん問題を含んでるから、池下線は全力を挙げてやってもらわんといかんと言ってる。市長、この分と先ほどの赤字の答弁、市長は毎年、赤字を減らしていくとええ格好してるが、59年度は、また赤字がふえてますがな。これではあかん。その2点、きちんと答弁しなさい。

- 助役(坂口禮之助君) 私から御答弁を申し上げたいと存じます。

2点ございましたが、最初の点のいわゆる公社がようやく黒字基調に乗ったにもかかわらず、59年度の現在の予定では、さらに赤字が出てくるということでの御指摘をいただいております。実は、われわれの方でも、公社健全化のためにあらゆる努力をしたいということで、先般来、前年度から先行取得していただきました物件の買い戻しのときの事務費等のかさ上げにつきましても、従来の比率を引き上げまして、7%まで事務費として加算した金額で買い上げていくという措置もさせていただいておりますし、あるいはまた、そうした中でできるだけ国あるいは府等の補助の枠の拡大を図っていただき、年次ごとの買い上げをできるだけふやしていくという措置もとっておるわけなんです。そしてまた、改良事業部等の人員との関係で何とか努力するというので、給与負担の職員も何とか減らしてまいりまして、できるだけ59年度におきましても、こうした赤字を出さないように最大の努力をさせていただきたい、かように存じております。

それから、第2点目の池上下宮線関係でございますけれども、現状は、建設部次長がお考えいたしましたとおりでございます。やはり府の方の意向といたしましては、いわゆる縦の線よりも横の線ということで重点に考えておるようでございます。和泉南線も御承知のような状況でございます。第2阪和国道ができましたけれども、和泉市域内における横の線が非常に弱い。岸和田南海線を第一重点にやりたいという、確かにその御意向なんです。現実には和泉の一部、さらに、59年度以降につきましても、小田の一部等につきましても、用地買収を府としても行っていくという方針を出されております。

われわれといたしましては、確かにその面につきましても、これはいつまでもほっとけるような道路ではない、できるだけ早くやっていただきたいということで、これを阻止することはできません。やはり促進していただきたいということを強く申し上げておりますが、あわせて池上下宮線につきましても、同時平行してやっていただけないかということで何回も機会あるごとに陳情も申し上げ、あるいは府議会議員さん方のお力添えもお借りして、相当強く陳情いたしておたわけなんですけれども、現在の府の考え方といたしましては、第2阪和国道から岸南線の間につきましても、何とか用地買収の促進ということでやっていきたいというところまでは、どうか話し合いをいただいております。現実の用地買収が完了して事業化が図れる時点につきましても、現在、まだ明確な時期ではございません。そういう状況でございます。

- 9番(直村静二君) 時間の関係もあるので、意見だけ。

これは特別委員会でも言わせてもらいまさ。はっきり言うて、赤字の解消と言いながら、赤字を想定したものだという市長の姿勢はなってない。反省してもらうべきです。これからの運営については、次の決算のときには黒字になるようにちゃんとしてももらいたい。

池上下宮線については、府は岸和田南海線が先やと言うが、何のために総合計画では、われわれ総務委員会にお願いをして賛成させておきながら、基本的には結局、ほったらかしになる恐れがあるから、あえて言いました。単に、議会で何でも通ったらええということではなく、本当に住民、議会の要望や立場に立ってやってもらわんと困るんじゃないかということで、強く指摘をしておきます。

一応、報告案件については、これで終わっておきます。

- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第1号を終わります。

-
- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第16『北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願』を議題といたします。

請願を朗読させます。

(市会事務局局長朗読)

請願第1号

北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員

田	中	包	治
柳	瀬	美	樹
竹	内	修	一
出	原	平	男
仁	井		明
奥	村	圭	一郎
天	堀		博
並	河	道	雄

北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願

働く母親が増えつつある今日、学校の放課後「カギッ子」と呼ばれる子ども達に暖かい手をさしのべることは、子ども達の安全、非行化防止の面だけでなく、教育的配慮の点からも絶対不可欠の問題です。

私達の多くは心配しながら「カギッ子」にして働いています。働いていても気がかりで頭をはなれないのは子ども達の安否です。

このような現状をなんとか打開するために、北松尾校区に「学童保育」早期開設を実施されるようここに請願いたします。

記

1. 昭和59年度から、北松尾小学校区に「留守家庭児童会」を開設し、始業式より入会できるようにしてください。
2. そのための予算措置をしてください。

昭和59年3月23日

代表 和泉市内田町1333
寺田 昭子

和泉市唐国町348 市住1-20

山岡 栄子

他361名

和泉市議会議長

池 辺 秀 夫 殿

- 議長（池辺秀夫君） 請願の趣旨説明を願います。
- 5番（田中包治君） この問題は10校程度やっていますので、行政差別ということもからんできますので、早急に請願どおりお願いしたい。本来ならば、厚生省の管轄でございますけれども、和泉市においては、教育委員会が担当しているという実態であります。行政差別のないためにも、早急に留守家庭児童会の設置をお願いしたいということです。
- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件については、十分調査、検討する必要があると思っておりますので、所管の厚生文教委員会に付託し、閉会中の審査をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには、まことに御苦労でございますが、よろしく御審査くださるようお願いいたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第17「児童扶養手当制度に関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第1号

児童扶養手当制度に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和59年3月23日

提 出 者

和泉市議会議員

並	河	道	雄
田	中	包	治
大	谷	昌	幸
天	堀		博
飯	坂	楠	次
柳	瀬	美	樹
仁	井		明
出	原	平	男

児童扶養手当制度に関する要望決議

政府は、昭和59年度予算案編成にあたり、厳しい財政状況下における行政の見直しの一環として、児童扶養手当制度を大幅に改正し、支給範囲を現行法よりさらに厳しく制限し、加えて地方負担を導入されたことは、きわめて遺憾である。

もともと児童扶養手当は、死別、離別、未婚などにより父親と生計を共にしていない母子家庭等の生活を保障するために支給されている制度であり、現行年収361万円未満で児童が18歳になるまで月額1人3万2,700円が支給されるというものである。

しかし、今回の改正案は、所得税非課税世帯（母子2人で年収151万円未満）は月額3万3,000円に増額されるものの、年収151万円以上300万円未満の世帯は月額2万2,000円と大幅に減額され、300万円以上は支給対象からはずされ、離別の場合前夫の年収が600万円以上の場合も自動的に対象からはずされることになり、支給期間は7年間に限る（ただし、児童の義務教育終了までは支給）とされ、未婚の母子は完全に支給対象外となり、さらに本手当に対する地方自治体の2割負担を導入するという非常に厳しい内容のものである。

このような改正案が実施されると、現在でも苦しい母子家庭等の生活は、さらに困窮をきわめることとなり、大きな打撃をうけることになる。

本改正案は、いかなる環境にあっても児童は健やかに育てられるべきであるという児童憲章の理念をも踏みにじり、さらに政府が批准しようとしている婦人差別撤廃条約の趣旨にも反することとなり、婦人差別を助長する結果になるものと考える。

よって本市議会は、政府が児童扶養手当制度をより一層充実するという立場に立ち、今回の改正案を撤廃されるよう強く要望するものである。

以上、決議する。

昭和59年3月23日

大阪府和泉市議会

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の趣旨説明を願います。
- 5番（田中包治君） いま、事務局長が読んだとおりでございますので、よろしく満場一致で御決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（池辺秀夫君） 本決議について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本決議案を原案どおり決議することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、決議第1号を原案どおり決議することに決めます。

-
- 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案は全部議了いたしました。

ここで、理事者より市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、事前にその内容と理由の説明をしたい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

- 財務部長（麻生和義君） 予算案並びに諸議案を原案どおり可決いただきまして、ありがとうございました。貴重な時間を拝借いたしまして、お許しをいただき、市税条例の一部改正について御説明申し上げ、あらかじめ専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

昭和59年度の地方税法等の一部を改正する法律案は国会へ提出され、現在、地方行政委員会において審議中のところでございます。

この法律案の概要といたしましては、「最近における地方税負担の状況及び厳しい地方財政の実情にかんがみ市民負担の軽減及び合理化を図るため、個人市民税について、基礎控除等の所得控除の額の引き上げ、市民税所得割の税率及び適用区分の調整、低所得者層に係る非課税限度額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、法人市民税の徴収猶予制度の廃止及び法人市民税均等割の税率の改正、軽自動車の税率の調整並びに固定資産税等に係る課税標準の特例措置等の整理合理化を行うこと等」を骨子としたものでございます。

本法案が可決成立されますと、本市の市税条例の規定につきまして、昭和59年度の市税の賦課から適用することとなり、所要の改正を行う必要が生ずることと相なる次第でございます。したがって、本定例会の終了後にこの法律案が可決、公布施行されますと、市税条例の一部改正につきましては、本定例会に御提案申し上げるいとまがございませんので、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分をさせていただきますと存ずる次第でございます。

それでは、市税条例の一部改正案の概要を申し上げたいと存じます。

まず、市民税の関係でございますが、一つ目は、個人市民税の均等割の非課税の範囲でございますが、その算定基礎額を合計所得金額によることとし、現行25万円を28万円に引き上げるものでございます。

次に、個人市民税の所得割の非課税の範囲でございますが、低所得者層の税負担の実情にかんがみ、夫婦、子供2人の標準世帯につきましては、現行27万円に家族数を乗じまして、9万円を加算して判断しているところでございますが、今回の改正案におきましては、29万円に家族数を乗じまして、9万円を加算することに相なりまして、いわゆる標準世帯の給与の収入金額におきましては、200万円までは所得割を課さないこととなるものでございます。

続きまして、法人市民税の均等割の税率の改正でございますが、法人の資本金等の金額の区分は現行のとおりでございますが、それぞれの区分に応じて改正をお願い申し上げるものでございます。

なお、本市におきましては、従前より制限税率を適用させていただいておりますので、あらかじめよろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

次に、軽自動車税の税率の改正でございますが、原動機の排気量及び車種等により、それぞれ法律案どおり改正を要するものでございます。

次に、固定資産税及び都市計画税の関係でございますが、最近における分譲マンション等の税負担のあり方につきましての実情にかんがみ、個人それぞれの持ち分割合に応じまして納税義務を負うことを明確化し、整理するものでございます。

続きまして、特別土地保有税でございますが、本人の責任に帰することができない事情等、特別の事由がある場合におきましては、減免の措置を講ずることに相なるものでございます。

以上が、市税条例の一部を改正する条例案の概要でございますが、よろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

-
- 議長（池辺秀夫君） ここで、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

去る5日に本年第1回定例会をお願い申し上げ、昭和59年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算、病院事業会計予算と、これに関連いたします条例制定等多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず、長期間にわたりまして慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。また、予算特別委員の皆様方には、お疲れのところ連日にわたり

まして御審議を煩わし、深く感謝申し上げる次第でございます。

なお、本会議を通じ、あるいは予算特別委員会の審議の過程におきまして、御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、私はもとより、職員一体となり遺憾なきを期してまいります。また、予算執行に当たりましても、慎重を期してまいり所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願い申し上げます。

なおまた、総務委員の皆様方にはお忙しい中、和泉市基本構想の策定について御審議を煩わし、御議決をいただきました。心から厚く御礼を申し上げますとともに、今後の町づくりのために一層の努力を尽くしてまいり所存でございます。

ようやく厳しかった寒さもやわらぎまして、陽春の候となりました。議員皆様方には、ますます御多忙のこととは存じますが、何とぞ御健勝で市政発展のために御尽瘁賜らんことを心から念願をいたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりましての心を込めての御礼のごあいさつとさせていただきます。長時間、本当にどうもありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(池辺秀夫君) 一言、御礼を申し上げます。

昭和59年度当初予算を初め関連する諸議案等の審議に当たり、終始御熱心に御審議を賜り、予定どおり、ここに無事終了することができ得ましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれては、新年度も行財政にますます深刻の度加わる中で、定例会並びに予算委員会等を通じ議員より御指摘、御要望等が多々ありましたが、これらを十分に尊重し、苦しい財源の中で創意と工夫をこらし、市民の信託にこたえるようお願いいたします。

それでは、これもちまして昭和59年第1回定例会を閉会いたします。長時間、まことにありがとうございました。

(午後零時15分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員